

し、即ち徒歩旅行と云ふことである。膝栗毛は東海道道中の八編に別れ、爾後金毘羅、宮島、木曾、善光寺、草津等續編として十二編もあるが、最も當時の人に喜ばれたのは「東海道中膝栗毛」であつた。即ち彌次郎兵衛、喜多八と稱する二人の江戸兒が、江戸を發して東海道を上り京都に至る間の旅中の記事で、兩人が到る處に江戸兒氣質を以て滑稽を演じ、失策を重ねた有様を面白可笑しく綴つたもので、中には極めて趣味の低級な所もあるが、其の地方地方の方言俗語を巧に寫して、奇想天外から落ちるの滑稽趣味は、讀者をして想はず法笑させるものがある。今日でも奇抜な徒歩旅行の事を彌次喜多旅行と云ひ、又「彌次を飛ばす」とか「彌次る」とかの語原をなして居るのを以て見ても、此の書の如何に廣く讀まれたかと分る。其の辭世を見よ、其飄逸の趣が分る。

此の世をばどりやあいとまに線香の烟とともにハイ（灰）左様なら

此の頃には小説家の後世に表はれた大家が出て居る。山東京傳とか曲亭馬琴とか

である。就中馬琴は其の著作する處大小の著が三百餘篇もある。馬琴は本姓は瀧澤氏、名は解、號は曲亭、馬琴又著作堂とも云ふ。幼より和漢古今の稗史小説を讀破し、山東京傳の門に入り小説家となる。其著作に名の著はれて來たのは文化の頃で其の最得意とする所は支那の小説や、吾が國史を骨子とした歴史小説で、最高いのは文化三年に出した「椿説弓張月」と稱する鎮西八郎爲朝の琉球入を仕組んだ小説と、「南總里見八犬傳」と云ふ、想を室町時代の終りに於ける南總里見氏の物語に取り、支那の有名なる小説水滸傳を換骨脱態した歴史小説とである。是等は何れも挿畫を室町代の有名な畫工の筆にとつたから、（前者は葛飾北齋、後者は柳川重信）兩々相俟つて洛陽の紙價を高からしめたものである。其の文章は極めて流麗で、巻を終るまで少しも倦くことを知らないと云ふ名文である。

馬琴は晩年失明して自ら筆を執ることは出来なかつたが、尙も代筆を命じて著作を忘れず、嘉永元年年八十二で歿した。

2、名高い美術家

元祿時代に纖弱巧妙の極に達した繪畫は、天明の頃に至ると支那畫の渡來により大影響を受け、殊に清朝の寫生的にして華美なる風潮を受けて來て、之に加ふるに元明の水墨畫の趣を加へたから、此の時代に於ては舊套を脱して新生面を開くに至つた。其の先驅となるものは圓山派の寫生畫で、花鳥風月、自然の風物を模寫し、之に穩雅なる筆致と色彩とを以てし、且つオランダ畫即ち洋風畫の遠近法をも併せ取つて濃淡を表はしたものである。而して彼の浮世繪の如きは畫格に於ても圖様に於ても競うて自由の天地に遊び、殊に版畫に於て非常なる發達を見た。喜多川派の如きは即ち夫である。

圓山派の祖は圓山應舉である。應舉は丹波南桑田郡穴太村あなふかの産、幼名を主水もんどと云ふ、家世々農を業としたが、家業を好まずして京都に上り狩野派の畫家石田幽汀に就きて畫を學び、支那の古畫の筆致を探り、清國人の沈南蘋の寫生風の畫の刺撃を

受け寫生畫を以て嶄然頭角を表はした。其畫く所眞に迫り、觀るものをして驚嘆せしめた。此に於て京洛の畫風一變し、今日に至り其の畫風を汲むものが少くない。寛政七年歿した。年六十三。應舉は亦時としては朝廷より御下命を蒙りて繪を上つた事も少くないが、松平定信が將軍家齊の命を受けて御所を造營したときは、其の襖障子の御用を蒙りたものが少くないが今は焼けて傳はるものは少い。然し應舉の遺物の優秀のものは三井寺の圓滿院や、但馬朝來郡森村の大乗寺(俗稱應舉寺)には數多くある。就中後者は應舉が其中興の祖密英の世話になつた事があつたので、業成るの後、自ら門弟を引連れ來り書いたものだと言はれて居る。此外に京都及附近の寺院には應舉の畫幅を藏して居る處は尠くない。

浮世繪の喜多川派の祖は喜多川歌麿である。歌麿は江戸の人と云はれ、本姓は小川氏、初は狩野の畫風を學び、後鳥山石燕の門に入り、彩色刷の版畫を以て有名なる浮世繪の大家鳥居清長の風を慕ひ、研鑽多年、遂に當代第一流の浮世繪師となつた。

其の畫は當時の男女の婉麗の風俗を寫すに妙を得て、其の筆に成る版畫は江戸錦繪として其の名が海外にまで喧傳せられて居る。

(五)文化文政時代の裏面

1、爛熟した江戸の文化

非常なる抱負と英斷とを以て政治を引締めた松平定信は、在職七年にして退いたが、其の後家齊は職にあること約四十年、表面は泰平無事であつて、諸般の藝術は非常に進歩し、江戸の文化は爛熟の極に達し、所謂大御所様時代を現出した。従て其の裏面を伺ふと上は將軍より下は町人に至るまで、其の風俗たゞ華美に流れ奢侈を事とし、士風の廢頹此の時を以て頂點とした。元祿時代は京大阪を中心としたものであつたが、文化・文政の文化は江戸を中心とした文化である。されば江戸幕府の衰亡は實は此の頃に胚胎して居ると云つてもよい。安逸贅澤は必ず生活難に陥いるのは固より當然である。江戸の旗本諸士は藏前の札差から知行米を抵當として高利

の金を借りて居ないものはない。札差はこれによつて其の富を作つて居るのである。定信の時(寛政三年)には六年以前の古い貸借を捨てさせた事があつたが、是でも到底此の札差の手から旗本諸士を釋放することは出来なかつた。

2、大鹽平八郎の亂

天明度の大飢饉について、天保の初年にも亦飢饉が続いた。即ち天保七年大飢饉があり同八年も亦飢饉で近畿地方が殊に甚しかつた。此の時陽明學者で大阪の町奉行所の與力をして居つて、後職を子格之助に譲りて後致仕して塾を開いて諸生を教授して居つた大鹽平八郎後素(號を中齋)と云ふものが、飢饉の爲めに米價が騰貴し市内に餓死するものが多かつたので之を憂へ、奉行に説いて賑恤をさせようとしたが、奉行が省なかつたので平八郎は之を憤り、自ら藏書を賣却して其金を以て貧民を賑はし、檄文を攝津、河内、和泉、播磨に飛ばして愚民を煽動した。此の計畫は同志の一人であつた同心の平山助次郎によりて大阪城代に密告されたから、平八郎

は二月十九日同志の者と共に火を市中に放ち、城代の館を攻めた。城代跡部山城守は逆撃して之を破つた。平八郎は事の成らないのを知り、市内に隠れて居つたが、やがて平八郎は油掛町的美吉屋五郎兵衛方に潜伏して居る事が露はれたので、捕吏が踏込んだ。平八郎自ら子格之助を殺し、火を放ちて己も亦自殺した。時は三月二十七日であつた。これを大鹽平八郎の亂と云つた。

(六)天保の改革——幕府衰亡の兆あらはる

天保八年家齊退き、家慶職を襲いで十二代將軍となつた。先に定信が退いてから寛政の治が再び廢れ、家齊も奢侈に流れた程であつたので、老中水野忠邦は時勢に憤慨し、家慶の信任と水戸侯の後援とにより大に政治を改革して松平定信の子に當る眞田幸貫を同僚として大奥を壓へ、享保・寛政の盛時に復せんことを圖り、嚴に奢侈を禁じ弊政を改め、武藝をすゝめ施設が頗る多かつた。世に之を天保の改革又は水越の改革といふ。

然るに其の爲す所如何にも急激で、功を一時に收めようとしたので上下の怨を受けた。即百姓町人が金・銀製の櫛笄・簪・煙管等を用ふるを禁じ、之に背いて其の物品を沒收せられた者も少くなかつた。又高値の鉢植物の賣買を禁止したり、百姓には粗服を着し、髪も藁を以て束ねさせたり、季節に到らざる野菜を賣ること、魚鳥を飼ひ置きて賣買することを禁じたり、町人には其の衣服は絹紬・木綿・麻布の外一切着用させなかつたりして、其の令は甚だ苛酷であつたので民望を失ひ、殊に印旛沼開鑿によりて東奥の船を直に江戸に導き、江戸灣口封鎖に備へようとしたことが、物議を起したのと、江戸・大阪十里四方の中にある諸侯旗本の領地を他と交換して幕府の直轄地と爲さうとして、反抗を生じたことによりて、天保十四年職を免ぜられた。かくて改革の目的を達する能はず、遂に失敗に終つたのである。

かくして折角の吉宗の中興の業は全く破れ、幕府衰亡の兆が此時に表はれ來たのである。

二、挿畫解説

（一）昌平校

圖は「昌平誌」所載のものによつたものである。各殿舎には何れも説明が附いて居るから一々これを擧げない。

徳川の第五代將軍綱吉は好學の餘り、林道春が寛永年間上野に設けた孔廟（先聖殿と云つた）を元祿三年に湯島に移して規模を大きくし、自ら大成殿の扁額を書いた。大成殿は其後三度焼けて、造營されたのが光格天皇の寛政十一年であつた。此殿舎は大正大震災の災に罹り、殆んど全部焼けて只入徳門丈けが残つて居る。今大成殿の跡には、形ばかりの建物が出来て居る。

昌平校の建物は維新後は東京師範學校を経て、高等師範學校に改築され、後には東京女子高等師範學校となつて居るが、震災後の區劃整理の爲めに、此の儘復興することは出来ないことになつて居る。

（二）團山應舉の繪

應舉の繪の特徴は本文に述べてある。只其寫生の如何に忠實であるかは、此の畫にも伺はれる。

三、参考

（一）江戸大火事

明暦の大火に次ぐ江戸の大火は、明和九年（安永元年）二月廿九日午後二時頃市外目黒行人坂の大圓寺と云へる寺から出た火事である。折節南西風が強かつたから、火は白金、麻布、西久保、櫻田を経て城内に入り、日比谷、馬場先、和田倉、神田等の見付を焼き、日本橋、神田、下谷、淺草を焼け抜け、千住迄行つた。處が此火の最中に本郷菊坂町の邊からも火事が起り東北に焼けて、末に至り兩火相合し遂に翌々三月一日の晝頃に至つて消えた。焼跡の幅一里長さ四五里にも及び焼死するもの四百餘人と云つた。

(二) 松平定信の江戸町會設立、七分積立金制度をはじめ(寛政三年)

一、當地(江戸)之儀は、萬物諸國より入來候て、自由をたし候事にて候へ共、天明午未直段甚引上候節、貳拾萬兩之御金御下げ被下、買米相渡候ても、末々は及困窮候程之事にて候、都而國々には諸大名圍穀を始として、京大阪其外共、夫々に凶年之備有之といへ共、江戸表にては、其備も無之に付、此度町法改正之上、町人用之費用を省き、右を以、非常之備、圍糶並積金致し置べく候

一、右積金等之儀は、町々永續之備に相成候儀に付、從公儀も御金壹萬兩總町中に被下候、右積金に差加へ、場所を撰、追々米藏を建、圍糶致し、年々餘金は猶積置、往々非常之備に相成候様可致候、尤圍糶は格別之凶年、實々一同困窮飢にも至り可申時之手當にて、常々米價高直成節と等の後遣候筋には無之候割渡遣候儀は奉行所より之沙汰たるべく候。(文恭院實紀)

かくして、町會の費用も省き十分の七を積立てさせたのが七分積金である。

(三) 教授上の注意

- 1、寛政年間の松平定信の發令した備荒貯蓄制度は各地方に於ても或程度まで勵行された筈である。各地方に於ては是れ等を調査して東京府の如く、寛政の治の後世迄其恩恵を及ぼした例を示すがよい。
- 2、水越の改革の成功しなかつたのは何故であるかを考へさせるがよい。

第四十一 尊王論と國學の勃興

一、解説

(一) 朝廷と幕府との關係

徳川家康が治國の一策として學問を奨勵した結果、今迄寺院にのみ閉ぢ込められて居つた學問も、再び世の中に出づることとなり、學徒の間に於ける吾が邦の古史、古文の研究は、やがて吾が建國の由來を詳にする事となり、從て將軍が天下に號令

する武家政治なるものは、我が邦政治の變體であつて、決して正當のものではないことに氣が付き、こゝに尊王を唱ふるものが出て來るに至つたのである。

抑我が大日本帝國は、其の昔し天照大神の宣はせ給ひし如く、萬世一系たる天皇のしろしめし給ふべき事を以て根元とする事は、吾が國民全體の信仰である。物に盛衰がある如く、榮枯がある如く、月に盈虛がある如く、我が帝國の長い歴史にも榮枯盛衰のあることを免れない。上古族制政治の際には蘇我の如きものが出て、皇室を蔑にしたが、中大兄皇子は中臣氏（後の藤原氏）等の正義派の助を得て、再び王位を旺ならしめられた。爾後五百餘年世は再び王政の盛時を現出した。然るに平安時代の中頃から藤原氏專權の弊を助長し、平安時代の季世に至つては、天下亂脈の有様となつた。こゝに於て實力を以てこれを總括して天下の秩序を恢復したのは、源頼朝の武家政治である。是は固より當時に於ては止むべからざる事ではあつたが要するに我が邦政治の大法から云へば、變態たるを免がれない。この武家政治は御

醍醐天皇の中興がしばらくあつたが、長く續かずして室町幕府の世となり、將軍は天下の實權を握つて國民の上に臨んだから、世人は將軍のあることは知つて居つても、上に皇室のおはしますことは全く忘れて仕舞つた有様であつた。

此の時に當り織田信長父子とか、毛利元就とか、豊臣秀吉とが出て、皇室を尊ぶべきことを天下に示したが、併し未だ徹底するには至らなかつた。

（二）江戸幕府の朝廷に對し奉る政策

徳川家康以來執り來つた、江戸幕府の對皇室政策に於ても、決して皇室を尊崇しない譯ではない。慶長十六年には京都御所を改築して其規模を擴大し、將軍綱吉の頃には歴代の山陵を搜索して之を修理し、御即位式大嘗會等の重き朝廷の御儀式を再興し、將軍家宣の時には在來の三宮家（伏見、有栖川、桂）の外に閑院宮家を御取立てして皇統の絶ゆるのを防いだり、秀忠の時東福門院御入内の時以後皇室の御費用を豊にし奉るなど、決して表面皇室に對し奉り疎にしたのではないが、併し政治

上の實權に至りては、益これを幕府の手に確保し、全然皇室をして超政治的のものとして仕舞つたのである。即ち左の如き方法を以て皇室を制し奉つた。

1、京都所司代

室町幕府の時侍所の長官を所司と云つた。所司代とは其の代理人を稱したのである。江戸幕府に至りても、此の稱呼を踏襲し、慶長五年關ヶ原役後奥平信昌をして京都の制法を掌らしめたのに始まり、翌六年板倉伊賀守勝重其の子周防守重宗父子相次ぎて後六十年此の職を守り、皇室を制御し并に關西諸侯を取締つた。所司代の職掌は以上の外に京都町奉行及奈良、伏見等の遠國奉行を管し、兼ねて二條城代をはじめ二條城諸司の事をも掌るのである。此の職は爾後長く續きて幕末に至り會津侯松平容保に至つて止むだ。

2、禁中並に公家中諸法度

大阪落城の後二ヶ月、幕府が朝廷を制し奉る爲に禁中并公家中諸法度を發布した。

これによりて其の對皇室及對公家政策の如何なるものであつたかを如實に語るものである。條項は僅に十七ヶ條に過ぎないが、第一に「天子諸藝能之事第一御學問也」と稱して天子に治平の學を獎めて政治からは超越せしめ、又親王の席次は大臣の下位たるべきこと、攝家たりと雖も其器用なきものは、三公や攝關に任ずべからざることを定めて暗に干涉の意をほのめかし、養子は同姓を用ひらるべきこと、其の他改元、禮服、敘任の事に至るまで夫々規定し、殊に僧官の任命には數ヶ條を設けてこれが選任を慎重にすべきことを定めてある。最後の十六條及十七條は後の事に關係があるから試に其全文を譯載しよう。

一、紫衣の寺、住持の職、先規希有の事也、近年猥りに勅許の事、且つは臈次を亂り、且つは官寺を汚し、甚だ然るべからず、向後に於ては、器用を選び、戒蘗相積み、智ある者入院の儀を聞し申沙汰すべきこと。

一、上人號の事、碩學の輩は本寺の選として、正權の差別申上るに於ては勅許なき

るべし。但し其仁體、佛法修行二十個年に及ぶ者、正たるべく、年序未だ満たざるもの權たるべし。猥に競望の儀之あるに於ては流罪に行はるべきこと。

而して第七條には「武家の官位は公家當官の外なるべきこと」を規定し、官位上の公卿との對比を防いだのは頗る巧妙である。

3、徳川氏皇室の外戚となる

家康曾て藤原氏の例に倣ひて皇室の外戚となり幕府の基礎を固めようとした。これは天海の献策によるとの事である。即ち秀忠の第七女かよ和子を以て後水尾天皇の宮中に納れ奉らうとしたが、先例がないので中々御許しがなかつた。そこで外からは藤堂高虎が辯疏太だ勉め、内には近衛信尋(實は後陽成天皇の第二子)が大に周旋して、和子姫が遂に入内されて女御となつた。時は元和六年であつた。(後六年中宮に進み、東福門院と號し奉る。)これより幕府は外戚となつて皇室内部の動靜を詳にすることを得たから、所司代と内外相應じて禁中法度を楯に取つて皇室の御内事をも

制肘し、上を蔑にし奉ることが少くなかつた。寛永の初天皇は御尊信の餘り妙心寺の僧玉室、大徳寺の僧澤庵等に紫衣を勅許あらせられた。幕府は諸法度に違へりて之を褫奪し、抗辯するに及んで、これを流罪に處(澤庵は出羽の上の山、玉室は奥州棚倉に)した。

後水尾天皇幕府の此處置を憤らせ給ひ、皇位にある甲斐なしとて、突如位を去り給ふた。こゝに於て皇女興子内親王が立ち給ふた。これを明正天皇と申す。御年僅に七歳にまします。天皇の御日記にある左の御製を拜せば天皇の御遜位も亦以なきに非ざるを知るのである。

ともかくもなさはなりなん心にも我が身ひとつをなげく愚さ

月を友と云はんもやさし雲の上に住むかすむにもあらぬ我が身は

かくして奈良朝以來絶えてなかつた女帝がまたおはしますことになつた。蓋し東福門院の御腹の皇子高仁親王は御年三歳にして早世し給ふたからである。明正天皇の

御諡號は元明、元正の諡號からかくは申上げたとの事である。

4、後光明天皇の御英明

後光明天皇は後水尾天皇第三の皇子にまし、寛永二十年十月御歳十一歳にて明正天皇の禪を受け給ひ即位せられた。天皇は御幼少より學問を好ませ給ひ、儒者の朝山意林庵を召して程朱の説によりて聖人の道を究めさせ給ひ、極めて御英明にあらせられた。されば幕府の專横を惡み給ひ、皇威を振張せんと思召し給うた。

或時後水尾上皇が癪を病ひ給ひ、玉體の御衰弱が甚しかつた時、御見舞として仙洞へ行幸にならうとした。所司代の板倉周防守重宗幕府に請ふて指令を得んと申上げたのを強て仙洞に行幸、御見舞を遊ばしたとの御事である。御孝心の程はさることながら、こゝにも幕府を押へんとの御氣象の程が伺はれる。天皇また劍術を好み給ふて近侍の人を召して仕合を試み給ふ。重宗聞きて之をお止め申さうとして「もし臣の言を御採用なければ關東に對し申譯がないから切腹の外なし」と強迫し奉つ

た。天皇少しも驚き給はずして宜はく「朕未だ武家の切腹を見たることなし、許すによつて朕の面前にて自裁せよ」と。重宗如何ともせん様なく、畏りて事なきを得たと云ふ。是より所司代も天皇を憚り奉り、其干渉も幾分少くなつたと云ふ。

かく御英明に渡らせ給ふたから、幕府は天皇を忌憚ることが多かつたが、承應三年九月二十日痘瘡を患え給ひ、寶算僅に二十二にて崩じ給ふた。尊卑老少おしなべて日月の光を失つた心地にて、うれへかなしんだ。東山の泉涌寺に奉葬した。(参考

参照)

(三)尊王論やうやく起る

1、徳川光圀の尊王

御三家の一として、副將軍として將軍を輔佐するの任を以て居る水戸家に於ては頼房の子光圀が大義名分に明にし、深く皇室を崇んだ。其の例は「桃源遺事」に「むかしより御老後に至るまで、毎年正月元日に御直垂を召され、早朝に京都の方を御

拜し遊され候、又折節御咄しの序に我が主君は天子也、今將軍は我が宗室なり、あしく了簡仕り取違へまじき由、御近侍共に仰せられ候」とあるによつても明である。

光圀は又修史の忽にすべからざるを知り、諸國から學者を集めて、其撰に當らせ親ら筆を執りて之を修訂した。其の學者の重なるは、人見卜幽、辻了的、栗山潜峰三宅觀瀾等であつた。本紀に收めてあるのは神武天皇から後小松天皇に至る御百代の天皇で、神功皇后を后妃傳に入れ、大友皇子を天皇紀に上せ、神器の所在により南朝を正統に立てた如きは、皆光圀の創見である。天和三年に至り、本紀、列傳の草稿が成つた。茲に至つて二十七年である。併し未だ意に協はないから、益人才を招き、書籍を集めて改削し、元祿十年に帝王本紀が脱稿した。後光圀が西山に退隱するに及んで、元祿十一年彰考館は水戸に移つたが、光圀の薨後も修史事業は廢しないうで、江戸と水戸の双方に於て之を繼續し、正徳五年に列傳が脱稿した。假に之を大日本史と命名した。文政年間には江戸の修史事業を廢して専ら水戸に於てし、

明治に至りて全部完成して史館を閉ぢた。即ち光圀が明暦三年に筆を起してより後子孫相次ぎ約二百年の後、明治三十九年に至りて全部出来上つたもので全部巻數四百三卷、支那の有名な歴史の史記の體裁に倣ひて本紀、列傳、志、表の四部に別けてある。本紀は天皇の御一代記、列傳は臣下の傳記、志は官職制度等、表は系圖等である、而して志は其數十あつて、神祇、氏族、職官、國郡、食貨、禮樂、兵、刑法、陰陽、佛事の十志、表は臣連二造、公卿、國郡司、藏人、檢非違使、將軍屬僚の五表である。本書は一々其出典をあげてあるから、吉野朝より以前の國史を研究せんとするものには缺くべからざる良書であるのみならず、之によりて我が國體を闡明し、大義名分を明にし、尊王の心を惹き起さしめたことが少くない。されば、其列傳の中には、孝子傳あり、義烈傳あり、烈女傳ありて、稱すべきは之を稱揚し又叛臣傳、逆臣傳があつて貶すべきは之を貶し、其間に毫も假借する處がない。

2、山崎闇齋

山崎闇齋は名は嘉、字は敬義、通稱は嘉右衛門、闇齋、垂加は其の號である。京都の生れて、初は妙心寺に居つたが、後土佐の吸江寺すゐかうに行き、朱子學を南學の泰斗谷時中に學び、還俗して儒者となり、京都に歸つた。次で江戸に至りて教授し一家の見識を立てた。寛文五年會津侯保科正之に聘せられ、禮遇甚厚く侯を助けて領内の政治を改良した事が少くない。正之の歿後京都に退き、吉川惟足に従ひて神道を講じ、尊王の大義を鼓吹した。これを垂加派の神道と云ふ。天和二年九月歿した。年六十五。門下の淺見綱齋(安正)佐藤直方、玉木葦齋等は大に著はれて居る。

3、竹内式部と山縣大貳

徳川光圀や山崎闇齋によつて暗示を與へられた尊王の大義は、竹内式部や山縣大貳等によりて一層強く鼓吹せらるゝに至つた。

竹内式部は越後新潟の人で其の名を正庵と云つた。正徳二年の生れて、享保年中年十七八歳にて京都に出て、徳大寺家の家士となり、名を式部と稱した。山崎闇齋

の高弟の玉木葦齋に従ひて儒學や垂加派の神道を修め、又兵學や武藝にも長じて居つた。式部は常に皇室の衰微して居るのを慨き、公家の師となつて書を講ずるや、神道の外、「保建大記」(栗山潜峰の著、保元より建久迄三十八年の歴史)や「靖献遺言」(淺見綱齋あきみつなの著支那の忠臣烈士八人の文章や傳記を掲ぐ)等の書によりて皇室の衰運を挽回せんことを希圖し、皇室がかく衰替を來した原因が、歴代君臣の不學不術に基くのであることを説き、今より君臣一同が學問を勵み祖業を紹述し、以て治國安民の法を施すに於ては、天下は靡然として其德に服し、幕府も亦其の政權を奉還するに至るべきことを唱へた。

此等の所説は門人共の公卿から時の天皇たる桃園天皇の上聞に達するに至つた。英邁なる天皇は實にもと思召され、是より益式部の説を喜ばせ給ふ様になつたので四方から集まつて、其説を聞くものが日々に多かつた。公家では正親町三條、徳大寺、烏丸、坊城、町尻、西洞院、勸解由小路等の諸卿をはじめ其の數數十名に上つた。

關白等は幕府を憚りて竹内流の神學の進講を停め、所司代は式部に從學せる公家が擅に武器を新調する由の風聞を聞き、式部を捕へて詰問し、式部の講義を喜べる朝臣には永蟄居を命じた。（後十六年を経て安永七年に赦免）式部に就きては何等の罪狀を得なかつたが、吉田、白川等の神道専門の家を擱きて、擅に神道を公卿に授け且つ其の教導宜しからざる廉を以て追放を命じた。式部は乃ち伊勢に行つたが、明和三年山縣大貳、藤井右門の獄が起るに及び、連坐する所ありとして囚へられ、翌年糺問の後、其關係のなかつた事が明になつたけれども、追放後桃園天皇の崩御の際哀悼の爲めとは云へんに京都に入つた廉にて八丈島へ流された。途にして病を得三宅島に上陸、遂に十二月同島に歿した。年五十六。明治二十四年十二月正四位を贈られた。（竹内式部君事述考）

竹内式部が京都を追放されて後、武家政治を非とする高が漸く高くなつて來た。家治將軍の時、江戸に山縣大貳、藤井右門の獄が起つた。山縣大貳は昌貞と云ひ、

通稱を大貳と云ひ、柳莊と號した。享保十年甲斐巨摩郡篠原村の生れである。山崎闇齋の高弟三輪尙齋の門人賀々美光章に學びて諸子百家の學に通じ、殊に兵學には長じて居つた。寶曆六年江戸に來て八丁堀長澤町（京橋區）に住し、武人專權の弊を慨し「柳子新論」等を著した。其の兵學を生徒に教授するや空論を避けて實際を主とし、實例を江戸城の攻撃に取り、城の圖を展べて其の方法を詳論し、延いては尾張紀伊、水戸等の城地要害にも及んだ。小幡侯の老臣吉田玄蕃は大貳と親しみ、藩主織田信邦に勸めて賓師を以て大貳を待つた。

藤井右門は正親町三條家の家臣で、大貳の説に服し、曾て人の問に答へて、江戸城を攻撃するには南風に火を品川に放ち、東方より城を攻むるに如くはないなど、説いた事が幕府の知る處となり、危険人物として明和三年に捕へられ、二人共重く所刑せられた。時に大貳は年四十二、右門は年四十八。二氏共に明治二十四年十二月に至り、竹内式部と共に正四位を贈られた。

(四)國學の勃興と尊王思想

幕府は前述の通り竹内、山縣等の尊王論の魁をなしたものを重く所刑して其の主張を絶滅させようとしたが、全國に瀾蔓して漸次に起つて來る尊王論は決して抑壓することは出來ない。却而國學の勃興によつて其の氣運は益昂められて來た。

是より先光圀の着眼した古史の研究は、古言古語の研究から導かれなくてはならぬ。當時我が國語、國文の發達に最力のあつたのは釋契沖である。

1、釋契沖

契沖はもと攝津尼ヶ崎青山侯の藩士下川元全もとたかの子で、寛永十七年の生れである。十一歳の時附近の妙法寺に入り、丰定師に就きて學び、十三歳にして髪を削り、高野山に上りて佛道を修め、其の蘊奥を極めた。寛文二年大阪生國魂の曼陀羅院の住持となつたが、土地が町家に接して居るのを厭ひ、雲水となつて諸國を周遊した。後泉州の久井里の山水を愛し、此に錫を駐め、經書及日本書紀以下の國史を涉獵し

て居つた。契沖はまた和歌に長じ、特に萬葉集に精通し、難解であつた我が古語古文を講究して發明する處が少くなかつた。延寶八年師の遺命によりて妙法寺に居つた。時に徳川光圀は萬葉集の良い註釋のないのを歎き、下河邊長流ながらに命じ註釋を書かせたが、其の業を終らないうちに歿した。光圀は長流の友人たる契沖の學徳を聞き、之を招聘しようとした。契沖之を辭したけれども其値遇に感じ、多年研鑽の餘に成れる「萬葉集代匠記」二十卷、「總釋」二卷を献じた。光圀は其卓見に敬服して、白銀一千兩絹三十疋を贈つて之に報いた。爾後光圀は契沖の世を終るまで音問を絶たなかつた。契沖は母に仕へて至孝であつたが、母の歿後大阪高津に居をトし、室を圓珠庵と云ひ俗客を謝して優遊自適した。元祿十四年正月年六十二にて歿した。國學和歌に關する著書が頗る多い。「古今餘材抄」二十卷(古今集を詳細に解釋したもの)「百人一首改觀抄」五卷(百人一首の解釋)「勢語臆斷」四卷(伊勢物語の註釋)「和字正濫抄」五卷(和字の根本、沿革より其體用を説き假名遣の事に至る)「厚顔抄」三

卷(日本紀古事記の和歌を註釋したもの)等である。

是等の著書は、後の國語、國文研究者の指針となつて、其の發達を促すに與つて大に力があつた。

2、荷田春滿

契沖の後幾多の國學研究者が表はれた。山城の伏見稻荷の祠官に荷田春滿(東丸とも書く)があつた。寛文八年の生れで、幼より學を好み、家を弟に譲りて専ら國學の研究に従ひ、中にも國史・律令等に精かつたが、殊に神代卷と萬葉集とに就きては創見が少くなかつた。享保年中春滿が江戸に遊ぶや、吉宗將軍が之を招聘しようとしたが、辭して國學校を京都に創立せんと建議し、其許可を得たけれども、果さずして死んだ。時は元文元年七月で年六十九であつた。著書は數多あつたが大かたは傳はらない。或は自ら燒捨てたと云はれて居る。

3、賀茂直淵

春滿の門下に賀茂眞淵がある。眞淵は遠江國敷智郡伊湯村岡部(今は濱名郡淺場村内となる)の新宮の稱宜定信の二男で、姓を岡部と云ひ、元祿十年の生れで、始めは參四さしと稱し後衛士ゑしと改めた。眞淵と云ふのは其號で、家號を縣居あがたゐと云つた。初め濱松驛の本陣の梅谷某の養子となつたが、家を棄て、享保十八年京に上り、荷田春滿の門に學び、遂に其學統を傳へ和歌は萬葉の古調を取つたから是から歌風が一變したとも云はれて居る。後岡部姓に復し、享保三年四十七歳の時江戸に下りて諸生に教授した。延享三年田安中納言宗武に聘せられて寵遇を受けた。寶曆十一年致仕して家を養子定雄に譲り、専ら著述に従事した。明和六年十月年七十三にして歿した。品川東海寺内少林院に葬る。著書には「萬葉考」「冠辭考」「祝詞考」等其數が多く、門下には本居宣長をはじめ橘千蔭、村田春海等の有名な人がある。

4、本居宣長

寛政の頃に至つて國學を大成したのは本居宣長である。宣長は享保十五年五月、

伊勢松坂に生れ、初は小津富之助と云つた。其後字を屢々改め彌四郎、健藏、春庵(舜庵も書く)中衛なども云ひ、後には家の名を鈴の屋と云つた。八歳の時西村某を師として手習を始めたが、十一歳の時父定利を喪ひ、専ら母の手に育てられた。十二歳の頃四書を読み始め、十七歳の頃より歌道を學んだ。寶曆二年二十三歳にして京都に上り、堀景山に就きて經學を學び、後小兒科の醫術を典藥の武川幸順に學んだ。春庵(舜庵)と云ふ醫者らしい名前となつたのは此の頃である。二十七歳の頃契沖の著した「百人一首改觀抄」「古今餘材抄」「勢語臆斷」等を讀んで、我が古學に興味を持ち其の研究を思立つた。後母の意により二十八歳の時一旦郷に歸りて醫を業として居つたこと數年であつた。寶曆十三年に賀茂真淵が京都、奈良、伊勢を漫遊して歸る時松坂に一泊したことがあつた。此の時宣長は行きて古學の旨を尋ね後請ふて其の門人の列に入つた。爾後真淵が歿した明和六年迄七年の間、書信によりて其の教を受けて、益研究の歩を進め、遂に一大の大學者となつたのである。宣

長は古文、古史に就きて幾多の著述を遺して居るが、就中古事記傳は實に渠の畢生の大著述で、四十八卷の大部である。即ち最讀悪い我が上世史の原據とも云ふべき古事記を解説註釋したもので、其の考證極めて正確で、我が古史は爲めに大に明になつて來たと云つても差支はない。始て稿を起したのは宣長三十五歳の明和元年で、五十七歳の天明六年に其上巻の稿が成り、六十三歳の寛政四年に至りて中巻が出来、六十九の時其の全部の稿を終つたのである。實に最初から三十五年の長日月を費して心血を注いで大成したものである。宣長の死後廿二年の文政五年に全部の版が出来上つた。松坂は紀州領であるから紀州侯が親ら其の題字を書いた。(宣長の著述に就ては尋常小學國史解説下卷第四十四本居宣長參照)

5、平田篤胤

平田篤胤は本居宣長死後の門人である。もと出羽の秋田藩士大和田清兵衛の子、幼名は正吉、通稱は大角、名は篤胤、後に伊吹廼舎と號した。二十歳の頃志を立て

江戸に出て、苦學すること數年、年二十五の頃備中松山（高梁）藩士平田藤兵衛の養子となり、平田姓を冒した。享和元年初めて宣長の書を読んで國語の學に志し、松阪に行つて門下生とならうとしたが、宣長歿して遂に親しく教授を受けることは出来なかつた。されど親ら宣長の道統を受嗣げるものとして古語の學の興隆に努め、また口を極めて儒佛二道を攻撃した。殊に出定笑語、同後語の如きは大膽に佛法を罵つたものである。著はす所の書籍は澤山あるが、就中古史成文、古史徵、古史傳等は最名高い。篤胤は晩年には松山藩の籍を脱して秋田に復歸し佐竹侯の臣となる。天保十三年九月歿す。年六十八。明治十五年賜正四位。

世に春滿、眞淵、宣長、篤胤の四人を國學の四大人と稱する。

6、塙保已一

宣長と殆んど同時に江戸にありて國學の勃興に力あつたのは塙保已一である。保已一は武藏兒玉郡保木野村の人である。幼名を辰之助と云ひ、盲人となつてからは

保木野一と云つたが、後保已一と改めた。七歳の頃眼を失ひ、江戸に出て、兩宮檢校の門に入り、音樂や鍼術を學んだが、上達しない。そこで國學や漢學を學び寶曆六年からは賀茂眞淵の門に入つた。渠は博聞強記、一聞すれば記誦しないものはない位であつた。保已一は古今の書籍の散逸するを惜み、購求の書籍を分類して群書類従の編輯に着手した。即ち千二百七十三部、六百六十五冊を正編とし、後に更に二千百三部、千百八十五冊を以て續編とした。後の學者は之が爲めに益を得ることが少くなかつた。其の他保已一の著書は武家名目抄七百冊、史料四百五十冊（宇多天皇より後一條天皇に至る）をはじめとして其の數が多い。寛政五年幕府に乞ひて麴町六番町（最初は裏六番町に建築し、後文化二年に東隣なる表六番町に移した）に「和學講談所」を設けた。松平定信は溫古堂の號を賜ふた。前記の群書類従は此處で出來たのである。

番町でめあきめくらに道をきゝ

と云ふのは、此の和學所の事である。文政四年歿した。年七十四、戒名は「和學院前檢校心眼明光居士」と云ふ。實に戒名を見れば、塙保已一たること直に明る。戒名は須くかくの如く附けるべきである。

(五) 數多の尊王家あらはる

以上の如く古文、古史の研究につれて我が國體に關する觀念が一層明瞭となり、尊王論は今書齋を出で、實行家の手に移るに至つた。是れが魁をなすものは寛政の三奇人と云はれた高山彦九郎や蒲生君平等である。

1、高山彦九郎

高山氏は其の先新田義貞の旗下の士から出て居ると云ふ。彦九郎は延享四年を以て上野國新田郡細谷村に生れ、名は正之、字を伸繩と云つた。父を良右衛門と云ひ舊家なるを以て苗字帶刀を許されて居つた。父母共に早く歿したから、祖母の手に養育された。彦九郎幼より氣象雄々しく、古の豪傑の譚を聞くことを好んだ。而も

彦九郎は祖母に仕へて至孝、後祖母が彦九郎の立身出世を見るに及ばずして郷里に歿した時、彦九郎は京阪地方にあつたが、急ぎ郷に歸り、墓の側に草廬を結びて叔父劍持長藏と共に三年の喪に服した。

彦九郎十三歳の折太平記を繕いて、楠、新田の如き諸忠臣の事蹟を読み、慨然として憤を發し、幼心に早くも尊王の熱情が燃えて居つた。天明の京都の大火にて御所が災に罹つた時は、彦九郎は郷里に居つたが、報を得て晝夜兼行中仙道二百里の途を上洛した。後二年宏壯の御所が出来上つた時、彦九郎は知己の公卿の紹介で江口某に案内せられて、此檜の香高い新内裏を拜觀するの光榮を得て、其の古禮に叶へるのを見て、大に喜んだ。

彦九郎曾て室鳩巢の著した「駿臺雜話」を読んだ。其中に楠公を孔明に比べての議論がある。即ち「孔明は玄德（劉備）が三度草廬を訪ふのを待つて出でたから、其任を受くることが重かつた。正成は召に應じて餘り早く出でたから、御信任も薄く、

遂に戦死を速にするに至つた云々」と書いてある。之を見て彦九郎大に憤激し、「咄腐儒何を生意氣なことを吐くぞ、元弘の際を如何でか彼の支那の三國の時代と同一に見ることが出来ようぞ、玄徳彼何人ぞ、自ら漢の一族と云つても、元これ履を販き席を織れる賤夫ではないか。かゝる者の招ならば三顧はあろか百顧も尙晩しとしない。我が後醍醐天皇は、長くも萬世一系の天子に座ますぞ。かゝる際苟も日本の粟を食むものは、召なしとも誰かは行宮に馳せ參じて王事に盡くさざるべき」とい、其の書を庭に投げ捨てたと云ふ、以て彦九郎の精神を知るべしである。

彦九郎は年十八の春故郷を辭して京都に行き、學問に従事したが、其の天分と信じて居た事は、遍く天下の士に對して尊王の大義を宣傳するにあつた。されば其の爲めに意を決して六十餘國の周遊に出掛けた。彼は學者と云はず劍客と云はず、義僕・孝子・節婦でも一善を聞けば、如何なる片田舎でも之を尋ね、涙を垂れて慰めたり、勵ましたりした。かくて彦九郎は天下を周遊し、到る處に志士と交を締し、尊王の

大義を鼓吹するに勉めた。此の頃露西亞人屢蝦夷(北海道)に来る報があつたから、彦九郎は寛政二年の頃江戸より奥州を経て、蝦夷に至り、船にて敦賀に歸り、又關西に遊んだ。渠は又各地の志士との間の連絡を通じ色々謀る所があつた。彦九郎の京都を通過するや必ず宮城の前に至り、地上に額づきて拜するのを常とした。寛政五年にも彦九郎は又九州に遊んだ。一旦京都へ引返したが、又彼は飄然として再び九州に向ひ再び舊友森嘉膳を筑後久留米に訪ふた。彼は尊號事件結末以來痛く憤悶し、自分の日記の大分及諸友から贈り來た詩歌の類を悉く水に浸して揉み破り、自ら屠腹した。其理由は不明であるが、察するに尊號事件が事豫期と違つたから、彦九郎は身を犠牲として後進を激勵したものと見える。臨終の際彦九郎は京都の方に向ひ、席を改め、拍手を打ち心念し、從容として形を亂さずして絶命したと云ふ。年四十七、久留米市寺町の遍照院に葬つた。明治十一年三月正四位を追賜せられた。

2、蒲生君平

蒲生君平は下野宇都宮の人、本姓は福田氏、其の先は蒲生秀郷から出たと云はれて居る。君平は實に其六世の孫に當ると云ふ。名は秀實、通稱を伊三郎と云ひ、靜修庵と號した。明和四年の生れで父を正榮と云つた。祖母なる人は賢くして、又痛く君平を愛し、常に君平に向て其祖先を物語り、今は不幸にして賤しけれども、奮勵して家名を上げよと常に奨勵して居つた。君平は子供心に先祖の名を揚げようとて、親ら蒲生氏と唱へた。夫故に他の子供が徒に遊戯に耽る時でも、君平は常に書を読むのを以て樂して居つた。彼の父兄も到底彼を商人にさせることの出来ないことを思ひ、彼の好むがまゝに書を読ませたから、君平は自ら市中の藏書家を訪ひて其の所藏の書物を借りて之を読み、道行くにも手に書物を離した事がなかつた位であつた。君平は早くより歴代山陵の湮滅して居るのを慨き、第一着手として山陵志を編纂せんと欲し、京都に上りて附近の古陵を悉く尋ね巡り、其荒廢の有様を見て涙を注いで痛歎した。後大和に入りて、古陵を探り、四國に渡り、更に佐渡にも行

き、到る處に或は故老に問ひ、舊記古圖を考へ、出來得る限りの多くの材料を集め、歸りて彼は山陵志の稿を起した。爾來十年文化六年稿が成つたから柴野栗山を経て之を幕府に献じ、後また之を朝廷へも上つた。今日歴代帝陵の所在は大概明瞭になり、夫々御修理が出来るようになって居るのは、君平の功大に與つて力があるのである。

山陵志を著した君平は次に職官志に筆を染めた。併し家計の困難は到底君平の事を成さしめず、僅に其一部が脱稿したのみであつた。彼は晩年本郷駒込にあり、病に罹り困窮の間に大志を齎して不歸の客となつた。時は文化十年七月であつた。時に年四十六。谷中臨江寺に葬る。後彦九郎と共に贈位を受けた。

3、頼山陽

以上の二氏の外に、二十餘年の苦辛を積んで、我が國武家興亡の歴史を書きて政權が武門に移るに至つた所以を述べて深く忠邪の迹を明にしたのは頼山陽其の人で

ある。山陽の名は襄、字は子成、通稱は久太郎(前半世は久太郎、後半世は久太郎と音讀するがのよい)山陽、三十六峰外史などは其の號である。安藝竹原の人、大阪に生れたが父春水藩侯の招きによつて廣島に移る。寛政九年の頃江戸に出て、尾藤二洲に師事し、又昌平黌にも學び、尋で京都にありて生徒を教授す。其の人となり氣概に富み、王權失墜の由來を説きて享和元年「日本外史」の稿を起し、平氏に始まり徳川氏に至る二十二卷、二十年の歳月を費して書き上げたもの、漢の司馬遷の著した史記の世家に倣ひ、武家盛衰の迹を示すと共に大に尊王の意を寓した。されば此の書の世に出づるに及びて、其の洗練された筆によつて鼓吹された尊王の大義は之を讀むものをして奮起せしめた事が少くない。

天保元年病を勉めて日本政記十六卷(神武より後陽成に至る)を著はし、深く順逆の別を明にし、これに山陽獨特の痛快なる論斷を下してゐる。本書は頼襄晩年の大作で、筆を握つて歿したと云ふ。此二書は、一方に我が國史の智識を普及させるに於て非常に力があつたと同時に、明治維新の大原動力となつた事は争ふべからざる事である。山陽は天保三年歿した。年五十三、京都東山長樂寺に葬る。後明治に至りて正四位を追賜せらる。

二、挿畫解説

(一)竹内式部尊王の大義を唱ふ

何によつて描かれたのか分らない。大體前教科書に同じく聽講の公家は八人ある。

三、参考

(一)後光明天皇諫を納れ給ふ

(天皇)御酒を好ませ給ひ、時々御量を過させ給ふを、諸臣陰に恐れけれども諫奉人もなかりけり。或時御宴も盛にて天機麗はしきに、徳大寺公信御前に出て、「度々御酒過させ給ふは玉體の御爲もそれ少からず、聖人の教、程朱の教にも背かせ給ひなん」と諫奉られければ、天機忽變らせ給ひ、御劔を取らせられ逆鱗甚しかりしに

従容として又申上られけるは「古昔より聖君の御手づから臣をきらせ給ふを聞かざれども、公信が諫を聞召入れさせ給はば身命は惜しむに足らず」とて、立も去らずを侍らはれける。陪侍の人々退かしめる。上も御劔をもたせ給ひながら入御なりにけり。人々徳大寺殿に向ひ、御忠諫の程は感じ候へども折悪しくして逆鱗甚しく、御宴の興も醒めさせ給へば皆々懼れ候ふと申されけるに、猶従容として「某はさば思ひ候はず、今夜も御酒過せ給はんを恐れみ候ふに、御宴の疾くやみるこそせめての幸なれと思ひ候」とて退出せられぬ。明くるあした、出御まし、近習の人に「さてもよべ(昨夜)の御振舞いたく悔いさせ給ひ、御寝もならせ給はず、此後公信が参らんも覺束なく思召す」と仰ありしに、「公信は天機を伺ひ奉らんとて、とくより参内し候」と申上られければ喜ばせ給ひ、座を賜ひてめされけり。公信はよべ天機に忤ひ奉られしをちそれ慎み、御前へ出られける。龍顔殊にうるはしく「さてもよべの御有様返すく御耻かはしく思召すなり、今よりいよく忠諫をいれ、不徳

をたゞし嘉徳をたすくべし」とて、よべとらせ給ふ御劔を御手づから賜はりけり、公信は何と申上られん旨もなく、たゞ涙をおさへて御前を罷出られけり。君君たり臣臣たり、難有きためしなるべし。(承應遺事)

(二)教授上の注意

幕府は天下の治平を維持する爲めに學問を奨励したが、學問の普及して我が國史の研究が進むに及びては、却て幕府の存在が我が政治上の變態であることに氣の付くのは因より當然である。よし幕府が壓迫を皇室に加へなくとも尊王論が起り、倒幕論が起るのは決して怪しむに足らないのである。況んや陽に之を尊崇し、而も陰に皇室の内事に干渉するに於ておやである。

第四十二 外國船の來航と海防

一、解説

(一) 海内の形勢一變せんこす

内には尊王論が、澎湃として國內に瀾蕩して居る際に當つて、更に外國の刺撃が一年一年と激烈となつて來て、今迄の如き鎖國状態を以て武陵桃源の夢を貪ることが出來ない有様となつて、國內の形勢漸次一變せんとする氣運が迫つて來た。

1、英露二國の東洋侵略

イスパニヤ、ポルトガル二國は、嘗ては海上に雄飛し、新世界の發見後其の地方を領有して其勢が頗る盛であつたが、やがて新進のオランダ、イギリス等の諸國の爲めに、其植民地を奪はれ、或は其の商域を侵蝕された。次て英佛兩國は何れも東印度商會を組織して頻に東洋に出沒し、英國は遂に印度を侵略して、此に英國印度

帝國の基礎を置くに至つた。

此の時北方からはロシアが漸次侵略の手を延ばして來て、既に元祿時代の頃には其の手はカムチャツカに及び、漸次南下の勢を示した。殊にカタリナ二世の時に至つては早くも千島、樺太地方に及び、我が北邊は擾亂を捲き起すに至つたのである。

2、林子平の海防論

寛永鎖國以來、此に百三十年、其間我が國は外國からの刺撃を受けなかつたから思ふがまゝに我が邦固有の文化を發達させることが出來たが、其代りには此間に浸々として進歩せる世界の形勢に後れ、只幕府の吏員の一部が長崎の一小窓によりて蘭人の齎せる風聞書によりて歐洲の形勢を知るに過ぎなかつた。此の時に當り高山彦九郎、蒲生君平と共に寛政の三奇人と云はれた人に、仙臺の林子平がある。彼は海防論の嚆矢である。子平は名は友直。元文三年六月江戸に生れた。父を岡村源五兵衛と云ひ、幕府に仕へて祿二百五十石を食んだが、後故ありて浪人となり、姓名

を林摩詰と云つた、後子平の兄嘉膳が仙臺侯に聘せられるに及び、寶曆七年子平も亦仙臺の人となつた。時に年二十。子平は父の血統を受けて、幼より學を好んだが殊に地圖を読むことを好み、之を實見するが爲に旅行を試むることが多く、早くより數回江戸へも往復し、尙且北は蝦夷から西は長崎迄も旅行した。其の中に長崎に遊ぶことが三回もあつた位である。彼は長崎に於て、和蘭人アーレンヘートと云ふものに就き、世界地理や天文等の事を學び、大體世界の形勢に通じ、北方の強なるロシアの勃興と其南下政策とに就きては深く心を潜めて研究した。子平は我が國が四方海の國であるのに、其防備が何等出來て居ない事を見て不安を感ずること深く「三國通覽圖說」(我が近國の朝鮮・琉球・蝦夷の地理を書いたもの)一卷を著して、我が日本に最近接して居る諸國の知識を與へたが、更に進んで「海國兵談」(十六卷)を書いた。子平は其劈頭に於て

窃に思へば當時長崎に嚴重に石火矢(大砲のこと)を備へ有りて、却て安房・相模の海港に其備なし、此事甚だ不當なり。細かに思へば江戸の日本橋より唐・阿蘭陀まで境なしの水路なり、然るを此に備へずして長崎にのみ備ふるは何ぞや、小子の見を以てせば、安房・相模の兩國に諸侯を置いて、入海の瀬戸に嚴重の備をなし度き事也。

と云つて水戦・陸戦・戰略・城制・攻具等を詳論して惰眠を貪つて居つた國民に向つて警鐘を打つた。當時ヨーロッパ本國に於ては英・佛兩國はアメリカ合衆國獨立戰爭(我が後桃園天皇の安永五年より光格天皇の天明三年迄七年間)に干與して、政府は他に力を伸すことは出來なかつたが、其東方經營は兩國の東印度商會(East India Company)の手によりて競争が行はれ、其の商船は極東に出入するものが日々に多くなり、北方からはロシアのカタリナ(Catherine)二世(女王)のシベリヤ經營が着々進展して、ロシア船の我が近海に出入するものも少くなかつた。併し未だ此時は外國人の來寇はなかつたのであるから、子平は荒唐無稽の説を流布して徒に世を騒が

すものと思はれた。

されば一般國人は惰眠を貪り、世界の形勢とは没交渉であつたし、幕府の當路者も亦海外の事情を普及させ、却て我が防備の弱點を公表することを以て危険視し、こゝに子平を處分するに至つた。時は寛政四年五月十六日の事であつた。其の宣告文は

其方儀なま縦令利慾に不致候共一國の名聞に拘り、取留も無之風聞又は推察を以て異國より日本を襲候事可有之趣奇怪異説取交著述致し、右の内には御要害の儀等も相認め、其の他地理相異の繪圖相添へ書寫し、又は板行致し、室町二丁目權八店市兵衛方へ送り遣候始末、不憚公儀仕方不届之至に付兄嘉膳へ引渡し、於在所蟄居申付候、尤も板行並に板木共取揚候。云々。

である。其の處分は比較的輕かつたが、子平の心血を注いで作つた版本没取は彼に取りては大打撃であつた。其後子平は病に罹つた、彼は六無の歌を作りて、其憂悶の

情を遣つた。爾後彼は六無齋と號した。幽閉中彼はよく謹慎して居つた。翌五年六月無限の感慨を齎して彼は没した。時に年五十六。城西龍雲院に葬つた。後文政十年三月家齊太政大臣に拜した時、天下に大赦し、此時子平の罪名を赦免せられた。明治十五年六月二日子平に正五位を追贈せられた。

(二) ロシヤはじめて通商を求む

1、ロシヤ船の來航

定信が將軍を助けて銳意政治の改善に力を盡くしたから、國內はよく治まつたが此頃露國船が蝦夷に來り、爲めに國內が騒がしくなつて來た。島原の亂後我が國では西洋人との交通を禁じ鎖國の夢を貪つて居る間に、東にはアメリカ合衆國が獨立し、北の方からは露西亞が頻に侵略の手を延ばして來た。是より先我が元祿の頃、露西亞にはペトロ大帝が出て、今迄海なし國の一に數へられて居つた露國の都をベトログラード(今レニングラード)の地に移し、海への出口を求めたが、未だ世界へ

雄飛するに至らないから、東に向て盛にシベリヤ方面に拓植の手を廣めた。此の時支那は清朝の初であつて英明の康熙帝が君臨し、其の勢が盛であつたので其の南下を喰留めたが、其後歴代の露帝は折があれば南下を試み、爲めに我が蝦夷(北海道)の奥や、千島、樺太地方にも露人の出沒するものがあり、心あるものは海防の忽にすべからざるを陳べ、林子平の如き筆禍を買つたものも少くなかつた。所が此等の人の言過たず、寛政四年九月には露船エカテリナ號にアダム、ラクスマン (Adam Laxman) が使節となつて乗込み、我が漂流人の伊勢の人幸太夫、磯吉等を伴ひ、根室の港に着き、通商貿易の許可を乞ふた。幕府では翌年之を松前に回航させ、目付石川將監忠房と西丸目付村上大學義禮を遣はして「我が國は通交なき異國の船の來る時は、たとへ漂流人を送り來ると雖も長崎以外の港にては上陸許し難し」とて漂流人を受取り左の如き信牌(手形)を與へ諭して長崎へ至らしめた。

ラクスマンは此信牌を持ちて長崎へ行けば必ず貿易を許さるゝものと思つたが

長崎は途も遠ければ、一先國へ歸り使命を報告することゝした。

おろしや國の船壹艘長崎へ至るためのしるしの事

汝等に諭す旨を承諾して長崎に至らんとす抑切支丹の教は我國の大禁也、其像及器物書冊等も持渡ることなかれ、必ず害せらるゝことあらん。此旨よく恪遵して長崎に至り、此子細を告訴すべし、猶研究して上陸をも許すべき也、夫が爲此一張を與ふることしかり。

石川將監判
村上大學判

此度政府の指揮を奉してたまふ

あだむらつくすまん
あしれいをろむさうえ

〔あしれいをろむさうえはエカテリナ號の船長ワシリー・ロフツオフの事である〕

2、松平定信の巡視

此の於て幕府に於ても海防の忽にすべからざるを知り、沿海の諸侯に令して、永久の防備の計を立てしめ、定信も自ら輕装して約二十日に亘り伊豆、相模、安房、上總、下總の沿海を視察し、尙大島へも渡海して防備の事を巡視した。此間或は露

營を張り、幾多の困難を忍びて此任務を果した。定信かつて當時名高かつた畫工の谷文晁の描いた黒船(外國船)の畫に賛して「この船のよるてふことを云々」の歌を書いたことは尋常科の教科書にもあり、亦人口に膾炙して居る事である。

(三)蝦夷地の警備開拓をはかる

1、近藤重藏の千島巡視

かくロシア船の北海に來るに及びて、幕府も北邊の警備を忽にしてはならぬことを思ひ、近藤重藏に命じて北地を探險せしめた。寛政十一年重藏は高田屋嘉兵衛(參考参照)の巨船に乗り多數の漁具や糧食を積込み千島を巡視し、國後から擇捉に入り十數ヶ所の漁場を開きて其の業を奨めた。島人は大に悦服して擇捉はじめて我に服屬した。此の頃ロシア人も亦此の地に入り込みて居つたものと見え其の北端の藥取の一角カムイワツカナイに十字架を樹てゝあつた。重藏は之を仆して高さ六尺二寸有餘の木柱に「大日本地名アトイヤ」と書いて之を樹てゝ歸つた。其の後重藏は三

回も此地に出張して探險を行つた。

2、間宮林藏の樺太探險

間宮林藏は常陸の筑波郡の人、名を倫宗と云ふ。林藏と云ふのは通稱である。寛政十一年普請下役となり、享和元年北地探險の幕使に従ひ松前に行つた。文化五年には幕命を受け松田傳十郎と共に樺太を探險の途に上つたが、途中風波に襲はれて一旦中止し更に林藏獨身樺太に渡り、西海岸を探險して樺太の島であることを發見し韃靼海峡に其の名を留め、更に黒龍江の下流を浜りてシベリヤに入り、深く德楞(アレク)の地に至り、土人の人情風俗や風土を取調べて歸り、「東韃紀行」を著した。林藏は晩年失意の状態にあり、弘化元年六十五歳で江戸に歿した。明治三十七年正五位を追賜し給ふた。

3、伊能忠敬の測量事業

蝦夷の地はもと松前氏の所領であつたが、北邊の警備が急を告ぐるに及び、之を

一諸侯に委ねるのは不安であつたから寛政十一年東蝦夷を七年間幕府の直轄とし勸定奉行石川忠房、目付羽太正養等をして之を治めさせたが、此の地を測量させて防備の根本を定むる必要から寛政十二年には其の測量を伊能忠敬に命じた。忠敬は上総武射郡の人、出でて下総香取郡佐原の人伊能氏の養子になつた。忠敬伊能家にあつて儉素を守り、夙夜勉強して家産の衰へたのを興した。天明の饑饉の際の如きは私財を發して之を賑恤して貧民を救つた。忠敬は性來曆學を好み寛政六年家を其の子に譲りて江戸に出で天文方高橋作左衛門(號東岡)に就いて西洋の曆學を學び、又測量の術を研究した。同十二年幕命を以て蝦夷地を測量し、後北陸奥羽地方の沿海を實測し次で山陰、山陽、南海、西海各地を測量し前後十七箇年を費して日本輿地實測圖が出来上つた。後西洋人が來て日本沿海を測量した時幕府は忠敬の地圖を示した處、其の精確なのに驚き實測の必要なしとて歸つたと云ふ。以て忠敬の測量の餘程正確であつたことが知られるのである。

文政四年年七十七を以て歿した。今東京芝公園の圓山上に伊能忠敬の記念碑が出来て居る。

(四)外國船うち攘の令を下す

1、南北の騷擾

(イ)ロシヤの使節來朝す 子平の處罰されてから四ヶ月にして、子平の恐れて居つた通りロシヤの船が根室に來りて通商を請ふた。幕府は船を松前に回航せしめ手形を與へ諭して長崎に行かしためたが、直に長崎へは行かず一先本國へ歸つた。其後暫らく露人は來朝しなかつたが、寛政五年より十二年後なる文化元年に至りロシヤの使節レザノフ(Nicholai Peterovitch Resanoff)なるものが、前に與へて置いた手形を持つて、また我が漂流人四人(奥州の船夫で津太夫、左平、太十郎、儀兵衛の四人)を連れて本國を出て、大西洋から南米を廻り、九月六日長崎へ來り貿易を請ふた。此時の露國の皇帝はナポレオン第一世をモスコの野に撃退した

アレキサンドル第一世であつた。時の長崎奉行肥田豊後守頼常、成瀬因幡守正孝は三十二艘の小舟を出して之を警衛せしめ、出島の蘭人ドーフ(Doo)を通辯として來意を問ふた。レザノフは露滿和文の三通の國書を出して通商を請ふた。長崎奉行は幕府に之を通報して指揮を乞ふた。幕府では種々評議したが結局敬遠主義を取ることをし、漸く十二月中旬に目付遠山金四郎景晋(ウキ)が西下し、翌二年二月長崎着、三月六七兩日レザノフと會見し、折角の來朝ではあるが祖法破り難いとて修交も貿易もこれを拒絶した。レザノフは我が國が曩に與へた手形をさへ持つて行けば、必ず通商貿易の許可があるものと思ひ、心に大なる成功を豫想して來たのに對し、恰も捕虜同様の待遇をした上に、半歳も待たせて置いて、最後に其の請を拒絶した不信を憤り、怏々として長崎を去り、カムチャツカに向つた。此時彼は彼の居室の壁に「日本人の好意ある待遇は膽に銘じて忘れざるべし云々」との意味を佛文で書いて置いたとの事である。彼はカムチャツカなるペトロバウロ

フスク港から上陸し、委細を露帝に復命し、露米商會の二少年士官ホシトフ、ダビドフをして、我が北邊に入寇せしめた。此時露帝はナポレオンの戦争に従事して居つたから、我に兵を出すの暇がなかつた事は何よりの幸であつた。

(ロ) ロシア人樺太千島に寇す 文化三年九月、ホシトフ(放志盜)は久春古丹(クシユコク)(今の
大泊町の内)に上陸し、松前家の運上所を荒らし、番人を擒にし火を放ちて諸所を焼き拂ひ、米六俵を掠めて去つた。翌四年に至ると、また千島の擇捉に入寇し四月には苗穂に上陸して亂暴をなし、五月には進みて利尻に至り、我が商船を掠め、六月には我が捕虜を釋して書を松前奉行に送りて、「日本にして未だ迷夢を醒まさざれば大兵を發して、之を伐たん」と洞喝した。

報幕府に達したから、幕府は益々北方の守備を嚴にしたが、此頃より我が國は人心恟々、恐露病が盛になつて來た。「泰平年表」を見ると此時「江戸の鍛冶屋は番具足を鍛へ、古着屋には陣羽織を懸けたり」とある。以て當時の様子が明る。蝦

夷の地は是迄松前氏の管下であつたが、露人の來朝に及びて之を幕府の直轄とし、初は（享和二年）箱館奉行を置いたが、文化四年には松前奉行を置いて全島を管せしめた。

（ハ）イギリス人長崎を騒がす。北邊の警報が前陳の如く急な時に當り、文化五年八月十五日には、イギリス軍艦フィートン號（Pheaton）は船長ペルー（Pellaw）の下にオランダの國旗を立てオランダの船の體にて長崎に入港し、出島を攻撃しようとした。長崎奉行松平圖書頭康英は例によつて蘭人に吏員を遣して點檢をしようとした。イギリス船忽ちイギリスの國旗を樹て、蘭人等を抑留して食料、薪水を要求した。長崎奉行は之を撃退させようとしたが、時の警衛兵たる佐賀藩の兵力が乏しくて出來なかつた。其の内イギリス船は十七日に引揚げた。これヨーロッパに於てイギリスはオランダと戦争に従事し居つたから、かくイギリス船がオランダ人の植民地と思へる出島を攻撃せようとしたのである。此時イギリス船は何

等我が邦に對して敵意を表したのではないが、長崎奉行は職責上申譯なしとて自殺した。警固役佐賀侯鍋島甲斐守齊直も、不行届の廉を以て閉門仰付けられた。

2、外國船打攘令を下す

此の後英船は我が近海に來るもの多く、文政七年八月には相模の浦賀や常陸の大津に上陸して民家を掠めたり、又薩摩の海上の寶島にも來て同じく劫掠を事としたから、攘夷論大いに國內に沸騰し、幕府も亦房・相の海岸に砲臺を設けて、海防を嚴にし、文政八年二月十八日には遂に外船打攘令を發し、「以來何れの浦方に於ても異國船乗寄候を見請候はゞ、其處に有合候人夫を以て、有無に及ばず一圖に打拂、逃延候はゞ追船に不及其儘に差置、若し押して上陸致候はゞ、搦捕又は打留候ても不苦候、本船近付居候はゞ、打潰候共、又時宜次第可計云々」（續徳川實紀）と令し、外國船と見ば無二念打拂ふべきことを命じた。彼の蒲生君平が若年寄水野出羽守に、「林子平の靈を祭つて士氣を鼓舞せよ」と勧めたのも此の時である。

是より先文化三年正月には外國船漂流し、眞に食物薪水に乏しきものには之を與へて速に退去せしめ上陸を許すべからず、若し従はなければ打拂ふべきことを命じたが、此に至つて「無二念打拂へ」と命ずるに至つたのである。

(五)海防につこむ

1、高島流の砲術

幕府が専ら海防に勉めて居た時に當り、夙に西洋流の砲術を研究して居つたのは高島四郎太夫である。四郎太夫は名は茂敦、號は秋帆と云つた。長崎に住し、世々町年寄を勤めた。秋帆は學を好み又武を講し長崎町會所の調役頭取となり海防の事を掌つて居つた。嘗て私財を抛ちて西洋流の砲を購ひて之を練習し、和蘭流の兵書をも研究した。天保十二年五月幕府は秋帆を召し江戸の西北の徳丸ヶ原(東京府北豊島郡赤塚村ノ中)で、蘭人から傳習した西洋流の砲術の訓練を行はせた。觀るも其の進退分合一々號令によつて違はないのを見て舌を捲いて感心した。幕府はこ

れを賞して與力格とし、伊豆の代官江川太郎左衛門や旗本の下曾根金三郎へも其技を傳習せしめた。其の後秋帆は町奉行鳥居忠耀等に讒せられ、獄に下されたが、嘉永二年ペリーの來航に及び、赦されて海外の事情や國防に關する諮問を受けた。次

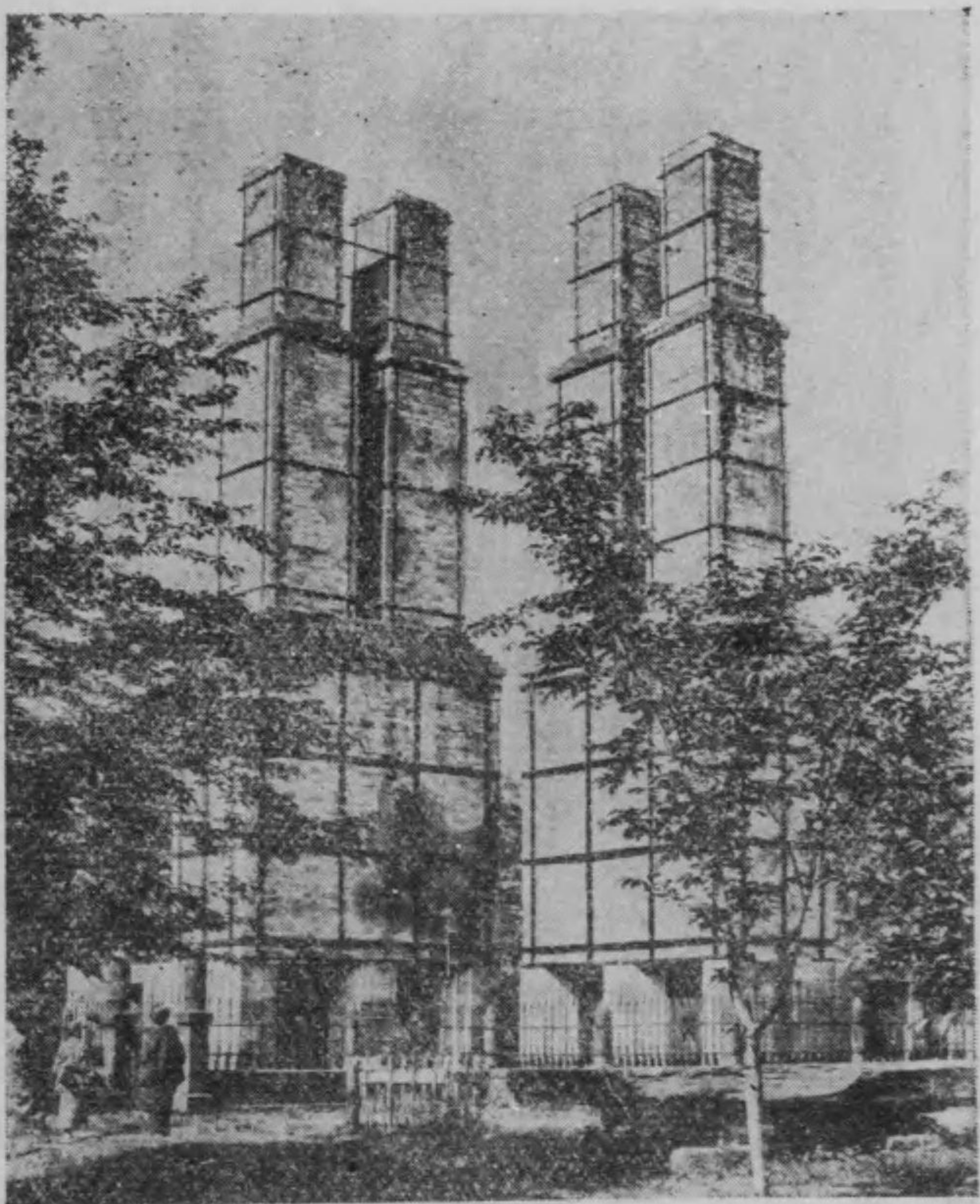
て江川を助けて海防事務に參與した。爾後漸次に登庸せられ、慶應二年歿した。

2、江川太郎左衛門

高島秋帆の禍に罹つた後西洋流の砲術を以て名高かつたのは秋帆の門下の江川太郎左衛門である。江川氏は代々伊豆の代官となり世



江川太郎左衛門の肖像



葦山村鳴瀧に於る反射爐

々太郎左衛門
と稱す。太郎
左衛門名は英
龍、號を坦庵
と云ふ。夙に
蘭學を研究し
又秋帆に就き
て砲術を學び
最も其の技に
精しかつた。
尙彼は算數測
量の學をも兼

ね通じて居つた。天保十四年幕府の鐵砲方を兼勤した。此の頃江川の砲術を慕ひて
葦山に集まるもの無慮千を以て數へ、坦庵は爲めに練兵用として一種の笠を造つた。
葦山笠が即ち是である。彼は屢書を上りて伊豆防備の策を述べたが、ペリー來航に
及び勘定吟味役となり、命を受けて品川に臺場(砲臺)を造つた。其の一部は現存し
て居る。安政二年正月歿した。年五十五。圖は英龍が鳴瀧に建設して大砲を製造し
た反射爐である。今も現存して豆駿線の車中より遙に之を望むことが出来る。

3、徳川齊昭の攘夷論

攘夷論は、今や天下の輿論となりかけて來た時に於て、最強く攘夷論を主張し人
心を鼓舞したのは水戸藩主徳川齊昭であつた。齊昭は光圀から第八代の水戸藩主で
あつて、寛政十二年三月江戸に生れ、文政十二年兄齊修に次ぎて家を襲ふた。時に
年十六。齊昭は幼名を敬三郎と云ひ、英明にして幼より文武の道に心を潜め、家臣
をも驚かすの有様であつた。されば封に就くや、宿弊を革め、有司を交迭し、大に

藤田東湖（参考を見よ）を登用し、奢侈を禁じ、言路を開き、改革する所が少くなかつた。天保十二年弘道館を建て禮樂・射御・算數の學より砲術・醫術に至るまで科を分けて藩士に授け、又屢仙波ヶ原に兵を練り、大に文武の業を獎勵したから、水戸の評判が頗る高くなつた。此に於て諸藩の志士の水戸に遊んで國體を辯論するものが多く、此處暫くは水戸は尊王攘夷論の本山とも云ふべき有様であつた。

齊昭はまた弓槍等の舊來の武器は到底外國の來寇を防ぐに足りないのを知り、西洋の兵制を採用し、又領内寺院の梵鐘を收め、青銅の巨砲を鑄て海防用とした。是等の大砲は後アメリカ合衆國使節が來航して海防の急なる時に當りて、嘉永六年車架大砲七十四門（一貫目砲六十四門、五寸徑砲八門、八寸徑砲二門）を幕府に獻じて當時の耳目を驚かした。是等の大砲は品川の砲臺に備へ付けたのであつたが、其の一部は今も九段遊就館に陳列されて當時を偲ぶよすがとなつて居る。後安政年間に至り齊昭は附近の海濱に反射爐を設けてまた鐵の巨砲を鑄た事は拙著尋常小學國史

挿畫解説に詳述して置いた。

齊昭は其の後幕府の忌諱に觸れ塾居の身となり、後ペリーの來航に當り一時活躍したが又水戸城に幽居せしめられ、憂國の至情洩らすに處なく、井伊大老横死の年八月薨じた。年六十一。常磐神社に祀られ、正一位を贈られた。

4、島津齊彬の海防

東の水戸に對して西南の雄藩として世に畏敬せられて居るのは鹿兒島である。齊昭と同時に薩摩に島津齊彬があつた。齊彬は齊興の嗣子で、久光の兄である。嘉永四年、其の相續の際に藩内に左の諭示を與へた。

家督^{やとく}継^つぎ、萬事不案内にて理屈ヶ間敷候へ共近年無事太平の世とは申ながら、日本諸所へ異國船渡來、第一琉球へは去る辰年（弘化元年）以來異人逗留罷在、遂に根深く可相成やの模様にも有之、其上近年中には江戸へも通商願の爲に渡來可致やの聞得て有之旁、居治不忘亂の時節と被存候。異國船手當の議は老中よりも、分て承知の趣も有之、事によりては當家計にも無之、日本の御國體にも相審候間、能々心得候様有之度候。天の時は地の利に若かず、地の利は人の和に若かずと、人和第一の由に承及候。將又浦々末々に

至迄我等の知行所と存候儀第一の心得違にして天子より國家人民を預り奉ると存候得ば間違は有之間敷候云々。

齊彬は常に海防に注意し、夙に西洋の學術を受け入れて反射爐を設けて巨砲を鑄或は砲臺を改築し火藥の製造法を改め、又琉球警備用として幕府の許可を得て大船を造つた。これが後のペリー來航の時、薩摩より幕府に献じた昇平丸と云ふ船である。齊彬は勤王の志が深かつたが、安政五年病んで卒した。年五十。今別格官幣照國神社に祀られ、明治三十四年正一位を贈られた。

5、鍋島直正の海防

古來長崎港の警衛は、黒田(福岡)鍋島(佐賀)の二家が毎年交代して其の任に當るのであつたが、固より長崎の警備は、單に蘭人の不法を取締る程度のものであつたから、文化五年の英國船を捕拿することも出来なかつた譯である。故に其の後鍋島直正(初は齊正)に至つて大に意を海防に注ぎ、オランダ人から銃隊操練の事を學び

長崎の海口に新に砲臺を設け、藩内に反射爐を設けて大砲をも製造し、又西洋の學術を應用して造船、化學等の技術を興した。

二、挿畫・地圖解説

(一)蝦夷地方圖

本圖は餘りに小さくして見るに困難である。此の圖には間宮林藏の樺太・シベリヤ探險の徑路と近藤重藏の千島探險の徑路を示したものである。其の事は本文に記述して置いたからこれを参照して見られたい。

(二)伊能忠敬諸地方を測量す

本圖の出所も未だ考へ得ないが、此の時代の兒童に對しても餘り幼稚の繪で恰も漫畫の様な感がして適當でないやうに思はれる。むしろ忠敬の肖像を示すか、其の使用した機械を示すか、忠敬の記念碑を示した方がよいと思ふ。

(三)高島四郎太夫武藏野に練兵を試む

この圖は天保十二年五月九日武藏徳丸ヶ原に於て行はれた練兵の光景で、原圖は有阪男爵の所藏で、當時此の練兵に参加したもの、筆である。圖の遠方に見えて居る小屋がけは諸大名や幕吏の席、手前の群集は一般の見物人である。中央にある兵隊は四箇小隊で野砲三門づゝを備へて居る。指揮官は云ふ迄もなく高島秋帆である。左下に見ゆる川は荒川である。

三、参 考

(一)高田屋嘉兵衛

高田屋嘉兵衛は淡路の生れである。初は徴々たる一水夫に過ぎなかつたが、後兵庫に出で、回船業を営み、常に船を松前箱館地方に出して高利を得、家漸次富饒となつた。寛政十一年幕命を奉じて船を出し、近藤重藏等を載せて千島を巡視した。享和三年幕府は之を賞して糜米を給し且幕船を管理させた。文化元年に至りロシヤの使節レザノフ長崎に來りて通商を乞ふたが許されなかつたから、是から其の徒が

千島や樺太を掠めた。文化八年露國の軍艦ヂャナ號千島に來て沿海の測量をした。艦長ゴロフニン上陸して捕へられたから、副長リコルドが一旦本國に歸つたが、何とかしてゴロフニンを取返さうとしてまた千島に來た。此の時丁度高田屋嘉兵衛は千島に回航して居つたが、颶風に逢ひ國後に寄港しリコルドの爲めに捕へられてカムチャツカに送られた。嘉兵衛此の間にあつて少しも驚かず、其動作毅然として犯すべからざるものがあつたから、リコルドも之を優遇し、嘉兵衛の周旋によつて松前の獄にあつたゴロフニンを宥して嘉兵衛と交換し事が落着した。其の後嘉兵衛は家業が益盛となつたが、文政十四年年五十九歳で歿した。明治四十四年正五位を贈られた。

(二)藤田東湖

藤田東湖は名は彪、通稱虎之助、後に誠之進と改めた。東湖は其の號である。藤田一正(幽谷)の子、文化三年生る。幼より武を好み讀書を好まなかつたが、後悟る

處あり、刻苦して學を讀み、後には彰考館編修となつて總裁の事を兼ねた。文政十二年藩主齊修が薨じ、嗣が未だ定まらなかつた。藩の要路のもの將軍家齊の子を養はうとしたが、東湖は齊修の異母弟齊昭を推し周旋大に勉めた。後齊昭が封を嗣ぐに至り、深く齊昭の値遇を蒙り、常に其機密に參與した。齊昭が改革の政を布き、或は弘道館を興し、兵器や軍艦を造り、文武の兩道を奨めたのは、東湖の建策に出でたものが少くない。されば、其の施政が動もすれば激烈で、幕府の忌諱に觸るゝものがあつて、齊昭が致仕して謹慎を命ぜられたときには、東湖も之に座して江戸に蟄居を命ぜられたが、弘化三年に至り宥された。嘉永六年には、再び側用人となり、學校奉行を兼ねた。此年米使ベリー來航するや、幕府は齊昭を起して、海防の儀に與らしめ、東湖も亦計畫する所が少くなかつた。當時水戸の唱ふる攘夷論は天下を風靡したが、東湖は實に藩論を代表した形であつたから、諸藩の秀才が來りて誨を乞ふものが其門に充ちて居つた。

安政二年十月の江戸大地震の時災に罹りて歿した。年五十。明治二十二年吉田松陰佐久間象山と共に正四位を贈られ、東湖は資性豪爽、夙に大志を懷き、大義を明にし、人心を正すを以て己の任となし、群議を排して斷然所信を斷行し、死をも恐れなかつた。其の自叙傳とも稱すべき回天詩史は最有名である。

(三) 教授上の注意

- 1、間宮林藏は航海者として我が國の第一人者である。それは世界地圖の上に其名を留めて居るからである。而して樺太の我が邦の領地であることの主張は實に林藏の探險によるからであることに注意すること。
- 2、吉宗の頃起つた蘭學の研究は此の頃に於て其の成果を見るに至つた。即ち高島秋帆の砲術や葦山、鹿兒島、萩、佐賀等に於ても洋式の大砲鑄造の始められた等によりて知ることが出来るのである。

第四十三 洋學の發達と開港の始末

一、解説

（一）洋學の發達

我が邦は邊海に孤立して居る關係から世界の氣勢に遠かる嫌があつたが、西洋人の海外雄飛の風潮は、また我が邦人の國外飛躍の氣運を誘致し、御朱印船に乗じて遠洋に出るものも少くなかつた。然るにキリスト教の嚴禁から、國を鎖して海外との交通を禁じ、遂に我が同胞の銳氣をして、空しく内輪の小競合に向けしむるに至つた。さればわが國民はいつとはなしに、我國のみを知つて、世界に他の大國のあるのを忘れた所謂「世間見ず」の有様となつた。

此の間に世界の交通は漸次便利となつて、外國船の我が近海に出沒するものも多くなり、時には我が領内に漂着して土民と衝突した事があつた。攘夷論はかくして

起つて來たことは、前陳の通りである。然るに多少にても世界に關する知識を有するものは、此の淺薄なる攘夷論に雷同はしなかつた。

1、新井白石西洋の事情を紹介す

先づ海外の知識の比較的正確に我が國に紹介されたのは、新井白石の著した西紀紀聞と采覽異言とである。是は、白石が天主教を傳へんが爲めに大隅の屋久島に來た、ローマ人のシドツチと云ふものを江戸へ召寄せ、これにヨーロッパの事其他世界の地理に關することを質問し、其の答を聞きて編纂したものである。シドツチの我が國に來るや、マニラに移住して居つた日本人から日本語を學び、日本服を着て來たのである。此の二書が西洋の地理歴史を比較的正確に報導された最初のものである。

2、青木昆陽蘭學を學ぶ

徳川の八代將軍吉宗は、寛永狹書の禁を解き、キリスト教に關係なき洋書の輸入

を許し、享保五年儒臣の青木昆陽をして長崎に至り、オランダ人に就き蘭書を読むことを稽古させた。此の時習ひ覺えた詞は五百字許であつたが、洋學を修むる道を開いた功は昆陽にある。

昆陽は名は敦書、通稱を文藏と云ひ、昆陽とは其の號である。甘藷の栽培に力あり、甘藷先生とも云ふ。初め京都に出て伊藤仁齋の子東涯に學び、享保中大岡忠相に知られて、紅葉山文庫の儒臣に補せられたのである。明和六年歿した年七十二。明治四十一年、洋學を興した功によつて正四位を贈られた。

3、解剖書の翻譯成る

青木昆陽の門人に、豊前中津の藩醫に前野良澤と云ふものがあつた。彼は頗るオランダ語を好み、藩主からはオランダの化物と云はれた。よりに自ら號を「蘭化」と云つた。彼は曾て長崎に遊んで、蘭人からオランダ語を習ひ、且つ一部の解剖書を買求めた。其名を「ダーフル・アナトミカ」と云ふ。蓋し蘭文の解剖書である。其の

圖版は彩色極めて鮮明であつた。明和八年三月江戸の小塚原で女囚が刑せられた。良澤等は其死體を貰つて解剖を行ひ、此の圖と引較べて見ると符節を合する様だ。そこで友人たる若狭小濱の藩醫の杉田玄白や幕府の臣桂川甫周や中川淳庵等と共に鐵砲津の良澤の家に會して之を翻譯し、四年間の苦辛を経、稿を改むること十一回漸く安永三月に至り「解體新書」の名を以て出版した。これ實に鎖國以來洋書を翻譯した最初である。其の努力と苦辛とは到底今日の翻譯の比ではない。而も今の人の徒に名利の爲めに筆を執るものとは全然選を異にして居る。

3、蘭學大に起る

解體新書が成つてから十五年の後、天明八年になつて仙臺の醫大槻玄澤が、良澤や玄白に學びて「蘭學階梯」と題して蘭語の綴字、讀方、語法の大要を記したものを發行した。これより世人は蘭語の學び得べきものなることを知りて、これに志すものが多かつた。後八年なる文政八年には、鳥取の人稻村三伯（後に海上隨鷗と云ふ）

が、佛人フランソア・ハルマ (François Halma) の蘭佛兩語對照の辭書の中蘭語だけに日本語の譯を附けたものを三十部出版した。これは「東西韻會」と云ふのが本名だが通例「ハルマ和解」と云つた。處が此辭書は字數も多く、初學者には不便であつたから、海上氏の門弟なる京都の人藤林普山が、ハルマ和解を拔萃して「譯鍵」と云ふ名を附して文化七年活版を以て百部を印刷した。これは非常に便利なものであつたが、是も中々容易に得られぬ上に誤譯も少くなかつたので、其の後數年を経て文化十三年に、幕府は長崎に居つた和蘭の甲比丹ヘンドリック・ドーフ (Hendric Doef) に命じてハルマ和解を取捨して新に蘭和辭書を編纂せしめた。是を「ドーフハルマ」(ハルマと云ふ字は此の時は人名でなく辭書と云ふ意に轉じたのである)と云ひ、(道富ハルマ、道譯ハルマとも云ふ)、これに對して海上氏出版の辭書を江戸ハルマと云つた。是より蘭學を學ぶことが餘程容易くなり、西洋の學說が之によつて漸次起つて來るようになった。

(二)開國説出づ

1、洋學者の開港説

攘夷論が天下を風靡して居る間にありて、開港説を唱へたものは洋學者である。洋學者はオランダの書物によりて、醫學・天文・兵學等から地理・歴史等の學科の大要を知るに及び、攘夷と云ふことは實に無謀危険であることを主張するに至つた。併し彼等の間にも現在の防備の狀況にては、到底外國の來寇を防ぐことが出來ないから、暫く實力が備はるまで開港をしようとする主張するものと、世界の氣勢から割り出して積極的に世界交通修好の必要を説くものと自ら二種があつた。かの杉田玄白の如きは「野叟獨語」を著し開港説を主張し、其の親露論の如きは、當時に於ては實に破天荒のものであつた。併し開港論者の大部は實力の出來るまで外國と交通親交を保たうと云ふ消極論者であつた。

2、モリソン號事件(蟹社の獄)

天保八年六月澳門(阿瑪港)在住の米人がモリソン(Morrison)號なる帆船を仕立て米國西岸のクインシャーロット島に漂流した日本人三名、フィリッピン島に漂流した四人の日本人を伴ひ、之を日本に送り還さうとして浦賀に來たが、砲撃されて近寄ることが出來ず、夫より志州鳥羽を経て、鹿兒島に行つたが、又々撃退されて空しく引返した事があつた。此事が和蘭聞書によりて日本に傳はつた。渡邊華山や高野長英等の開港論者は、かゝる無謀なる砲撃が國家を大危難に導くものであることを憂へ、華山は「慎機論」「缺舌小記」などの意見を書き、暗に幕府の政策を批難し長英は「戊戌夢物語」を書き、夢に事寄せて、外船打攘の危険なることを説いた。これは勿論出版發行したものではなかつたが、其稿が轉々して世上に流布した。時に江戸町奉行に鳥居甲斐守思耀(林大學頭述齋の弟)と云ふものがあつた。頗る保守論者であつて巧に水野越前守に取り入り常に洋學者を惡み、かくの如き論文は時政を非議し、世人を惑はすものであるとして、先づ長英を捕へて獄に下した。時は天保

十年十二月であつた。次て華山も亦捕へられて藩地に禁錮された。後二年華山は累を主家に及ぼすを恐れて、自殺した。年四十九。明治二十四年十二月正四位を追贈された。

華山は三河田原藩士である。文政五年九月江戸の藩邸に生れ、通稱を登と云ひ、名は定靜と云ふ。儒學を鷹見星阜、佐藤一齋等に學び、畫を谷文晁等に學ぶ。天保三年擧げられて家老となり、意を民事に用ひたが、華山は又常に心を外警に注ぎ、高野長英等と交はり洋學を講じ、共に尙齒會を組織し、時事を談論した。時の人此の會を呼んで登社と號した。

長英は陸中膽澤郡水澤の人、文化元年五月の生れ、名は讓、後郷齋と改め、後更に長英と號した。號を瑞阜又は曉夢樓と云ふ。元姓は後藤氏、出で、叔父高野玄齋の子となる。家世々醫を業として居つたから、長英も又醫を學び、次で亦蘭語をも修めた。十七歳の時江戸に出て、蘭醫吉田長叔の門に學んだ。後長崎に行き、蘭醫

シーボルト(Siebold)に就き醫術を學ぶ。既にして、文政十一年シーボルトが日本地圖の事によりて、罪を幕府に得て、出島に幽された時、長英は逃げて京都に入り、後江戸に歸りて、開業し、側ら蘭書の翻譯に従事した。蠻社の獄の起るや長英は捕へられて江戸傳馬町の獄舎にあつたが、火災に乗じて脱獄し、姓名を變じて都下に潜伏し、尙兵學や醫學の書物の翻譯に従事して居つたが、やがて、幕吏に發見せられ、遂に青山の寓居に自殺した。時は嘉永三年十月であつた。長英時に年四十七。後明治卅一年七月に至つて、正四位を贈られた。

(三)外國船打攘の令をゆるむ

1、外國船打攘令を緩和す

かく長英や崑山を所罰したが、後には幕府外交當略者も交迭して眞田信濃守幸貫(松代侯にして實は松平定信の子)等老中となり、外船打攘令の危険なるを認めたと、西隣の支那が阿片問題から天保十一年にイギリスと戦争を起し、攻戰三年力屈

して遂に香港を英國に割讓し、其他五港を開くの止を得ざるに至つたのを見て覺る所あり、天保十三年七月には「無二念打攘へ」の令を緩和し、「異國船と見受候はゞ得と様子相糺し、食糧薪水等乏しく歸帆難成趣に候はゞ、望の品相應に與へ、歸帆可致旨申諭し、尤上陸は爲致間敷候云々」と令するに至つた。

2、オランダ國王我が國に忠告す

弘化元年三月オランダ王は特に使節を遣はして世界の大勢を告げ、在來の風習を脱せんことを諷示した。其の國王の要に曰はく、

今を距ること二百四十四年前に、世に譽高くまします家康公より信牌を賜はり、我が國人貴國に航して交易するを許されしより、このかた其待遇淺からず甲比丹年を期して殿下に謁見するを許さる。聖恩の隆盛なる實に感激に勝へず、我も亦信義を以て、此變替なき恩義に答へ奉り、彌々貴國の封内をして靜謐に、庶民をして安全ならしめんと欲す。然りと雖ども今に至る迄書を奉るべき緊要の事なく、且尋常の風説は拔答非安(ジャワの首府)の總督より告奉るを以て兩國の書を通ずる事少かりしに今爰に親望し難き一大事起れり。素より兩國の交易に拘るに非ず、貴國の政事に關係する事なるを以て、未然の患を憂ひ、始めて

殿下に本書を奉る。伏して望む、此忠告により其患を免れ給はんことを。近年英吉利國人支那國の官吏と廣東にて争端を開き、終には兵亂を起し、支那戰利なく國人數千死し、且數々府を侵掠敗壞せらるゝのみならず、數百萬金を出して火攻の費を贖ふに至れり。恐る貴國も或は此災害に罹りたまはんことを。凡災害は倉卒に發すればなり。今より後日本の海に異國船の漂ひ浮むこと古より多くなりゆきて、是が爲めに争端を開き、終には兵亂を起すに至らんか、是を熟察して深く我が心を痛む。古今の時勢を通考するに、天下諸國は常に相親むべきものにして、其勢は人力の能く防ぐ所に非ず、蒸氣船を創成せしより以來、各國相距ること遠きも尙近きに異ならず、斯の如く互に好を通ずる時に當り、獨貴國の自ら鎖して萬國と相親まざるは人の好む所にあらず。云々

と。其忠告や極めて懇切のものであつたが、翌年に至り閣老阿部伊勢守以下の連署を以て、祖法易へ難しとて其好意を謝して省なかつた。

(四)アメリカ合衆國及ロシヤの使節來朝す

1. アメリカ合衆國の使節來朝す

太平洋の彼岸なるアメリカ合衆國は漸次西部地方に發展し來り、進んで支那に貿易に赴き、又北太平洋に於て捕鯨に従事する關係から、日本に於て薪水食糧の補給

を得る必要がある。故に如何にかして日本をして國を開かしめようとして弘化三年には提督ピツドルを遣はして浦賀に至らしめたが拒絶されて歸つた。されば時の大統領ファイルモアは水師提督ペリーを遣はし、再び其の目的を達せしめようとした。ペリーは大統領の教書を奉じ、ノルフオルク港を出發しアフリカを回航して、我が嘉永六年六月三日(西紀一八五三年七月八日)我が浦賀の沖に表はれた。此の日は實に我が歴史に紀念すべき日である。此時ペリーの率ゐて來た船艦は四隻(ミシシッピ(汽船)・サスケハンナ(同)・プリマス(帆船)・サラトガ(同))で、其黒色の大なる船體は、我が國人の膽を奪つたからこれを黒船と云つた。時の浦賀奉行戸田伊豆守氏榮は米艦の渡來を幕府に報じて指揮を乞ふた。

閣老阿部伊勢守(正弘)は、浦賀奉行に命じ諭して退去させたが肯かない。幕府は止を得ず、同月九日浦賀附近の久里濱に於て、其の國書を受取つた。併し「事は國家の大事件であつて、急に決することは出來ない。將に來年を期して、答書を與へ

よう」と論したので、ペリーは再來を期して大人敷退去して琉球地方に行つて、年の替るのを待つて居た。

其の國書は漢文で読み悪いが要するに

我がアメリカ合衆國は地域廣大、東西各海に至つて居る。我が西界は正に貴國と相對し、火輪船(蒸汽船のこと)十八晝夜にして達す。我が西境の一州カリフォルニヤは金銀珠玉に富み、貴國も亦産物が多い。若し貴國が開港通商を許さるゝならば互に國家の利益とならう。疑ひあらば數年若しくは十數年試み、益なければ止まんのみ。又我が邦人民支那に航行するもの、又貴國の近海に於て捕鯨に従事するもの、或は颱風に苦められ、或は食料薪水の爲めに貴國に至ることあらん。幸に救助を惜むなかれ。云々。

と云ふのであつた。

2、ロシヤの使節來朝す

ペルリは大人敷歸帆したが、翌七月に至るとロシヤの使節ブーチャチン(布恬廷)は軍艦バルラダ號以下の四隻を率ゐる長崎に至り、外務卿ネセルロードの書を示し貿易の許可と樺太の境界を定めんことを乞ふた。幕府からは大目付筒井肥前守政憲、

勘定奉行川路左衛門尉聖謨としあきらが派遣され、長崎奉行と共にブーチャチンに會した。露使は樺太領土と擇捉領有を主張し、又我が沿岸に於て一二港を開かんことを請うたが、聖謨等分辯大に勉めて回答の期を延ばし、翌安政元年正月に至り、露國の使節は屈して退いた。

(五)和親條約を結ぶ

外交の場面はかく重大となつて來たにも不係、當時の幕府は府庫漸く窮乏、且つ海岸の防備が未だ完成して居ないから、強いて祖法を嚴守して事端を外國に構へることの危険を豫想して、先づ米使來航の顛末を朝廷に奏し、海防事務に熱中し、且つ攘夷論の中堅たる水戸の齊昭の幽閉を解きて海防事務を委ね、且つ米使の持來した國書の和解を諸侯に示して意見を述べしめ、「今度國書を浦賀にて受取つたのは一時の權道であるから、此に泥まず、無腹藏存寄(意見)を申達するよう」に令し舉國一致して此場合を切抜けようとした處、意外にも開港論者は極めて少數で、殆んど

大多數は攘夷論であつたのには、幕府も不尠驚いた。これは多年外國の事情を天下に知らしめなかつた政策の應報で止を得ない事である。

かゝる間に將軍家慶が薨じ、子家定が後を襲ふたが、和否の論が囂然として未だ定まらない中に、其の年は間もなく暮れて、明くれば安政元年となつた。ペリーは我が國民性を充分研究して來たのであるから、何處迄も我が邦を威壓しようと思ひ、今回は米國の極東にある殆んど全部の船を集め其數凡そ七隻、(最初は七隻、後二隻到着、合せて九隻)威風堂々として正月十一日には早くも浦賀海峽に現はれ、東京灣深く進んで江戸の町の見ゆる大師河原の沖に行つた。浦賀奉行は之を留めなければ肯かない。幕府は止を得ず、林大學頭(緯)、井戸對馬守(學弘)、伊澤美作守(政義) 鵜殿民部少輔(長銳)を亞米利加應接係に任じ、横濱村(今横濱市の税關の邊より英國領事館の邊が談判所の場所である)に於てペリーと應接させることにした。

此の時米人の舉動は極めて尊大で、我が國人を威嚇する爲に、或は汽車(四分の

一の模型、二十哩の速力、百間位の圓形の軌道)を運轉させたり、電信を應接所と洲子の辨天社の境内との間に架けて通信を行つたり、或は海濱に於て號令を以て堂々と練兵を行ひ、空砲を發射したり、或は事決せざれば止むを得ず戦端を開かんなどと洞喝したから、我が全權は到底此儘には、米使を引取らせることの困難なことを知り、三月三日遂に和親條約十二ヶ條を結び、爾後米國の漂流民を扶助すること、航海中の必要品を與ふること、並に下田・箱館の二港を開くべきこと等を約した。これを神奈川條約と云ふ。(下田は調印の日から、箱館は一ヶ年後に開港のこと)此の時ペリーは尙進んで通商條約をも結ばんことを望んだが、當時歐洲にてはクリミア戦争が始まつて居り、且つ日本の國情がこれ以上を一時に要求するの困難であることを認め、今回は單に米本國と支那との間に於て若干の停留場を設けると云ふ程度に於て満足したのは、ペリーの賢明なる所である。

幕府は次でイギリス、ロシア、オランダにも略同様なる條件にて條約を結んで修

好を約した。但しロシアとは懸案の樺太千島の境界問題もあつたが、是も解決して千島は擇捉島までを日本領とし、得撫島以北の千島を露領とし、樺太は暫く雜居地と云ふ事にした。

(六) 攘夷開港の論定まらず

1、通商條約案成る

神奈川條約は通商條約ではない事を知らずして、米國の商人等は下田や箱館に來り、貿易を始めようとしたが、幕吏に拒絶せられたので、米國の輿論も和親條約だけでは不満であつたから、米國政府は更に東洋貿易に深い經驗ある紐育の商人タウンSEND、ハリス(Townsend Harris)を總領事兼外交官として我國に駐割せしめ、通商條約を締結させようとした。そこで彼は安政三年の七月下旬、下田へ來て、將軍に謁見の上、條約改正の談判を開き度いと云ふことを奉行に申込んだ。

併し米使の上京謁見には中々異議があつて、容易に實行されなかつたが、翌安政

四年六月には阿部閣老が病死し、之に代つて、外交事務を總轄することになつた閣老堀田備中守(正睦)は、開國主義に傾いて居り、意を決して同年十月ハリスに入京。拜謁及び國書奉呈を許した。其より數日後に、ハリスは堀田備中の邸に至り、蘭人ヒュースケンの通譯を以て滔々六時間に亘り、非常の雄辯を以て世界の形勢を説き通商貿易の日米相互の利益あることや、日本が目下孤立の状態にあることを諄々と説いたので、備中守をはじめとして一座の者皆非常に感動し、時勢の止む能はざるを察し、下田奉行兼外國奉行井上信濃守(清直)及、林述齋の外孫に當り才幹の秀でたる岩瀬肥後守(忠震)を全權委員にあげて、江戸の蕃書調所(九段坂下一ツ橋外にあつた)に於て、ハリス等と前後十三回も會商の上十四ヶ條の通商條約の草案を協定せしめた。江戸條約と云ふが即ち是である。

幕府は林大學頭及津田半三郎(正路)をして、此の草案を齎して上洛せしめ、傳奏を経て備に此處に至るの經路を朝廷に奏して條約調印の勅許を乞ひ、以て沸騰して

居る國論を鎮靜せしめようとした。これ此の時諸侯の中にも攘夷を主張するものが少くなかつたからである。

2、容易く勅許を得ず

朝廷におかせられては、幕府が、去る安政元年十二月に諸國の梵鐘を鑄潰して大砲を鑄たいと云ふので勅旨を仰ぎ、太政官符を以て天下に令した位であるのに、何故今回は豫め事を朝廷に奏して勅裁を乞はなかつたかとて、容易に御勅許がないから、堀田閣老自身川路左衛門尉を引連れ上洛して、親しく開國の已むを得ざる所以を開陳し、尙公卿の間に百方運動を試みたが、此の時京都は攘夷の説が強かつたので、如何ともすることが出来ず、廷議は三家以下列藩の公議を以て具奏せよとて容易に御許がないから、堀田備中は四月すごとくと江戸に歸つた。

(七)通條約を結ぶ

是より先、堀田備中は心に成功を豫期し、三月五日を以て假條約に調印すべきこ

とをハリスに約束した。然るに其の期限を過ぎても未だ堀田は京都から歸らない。ハリスは調印を迫ることが頗る急である。此時幕府に於ては將軍の繼嗣問題から水戸派、紀州派と分れて相争つたが、遂に紀州派が勝利を得て、同派たる井伊掃部頭(直弼)が擧げられて大老となり、此の難局を切抜けようとした。そこでハリスに對して三ヶ月の調印猶豫を請ひ、七月を以て其時期とした。

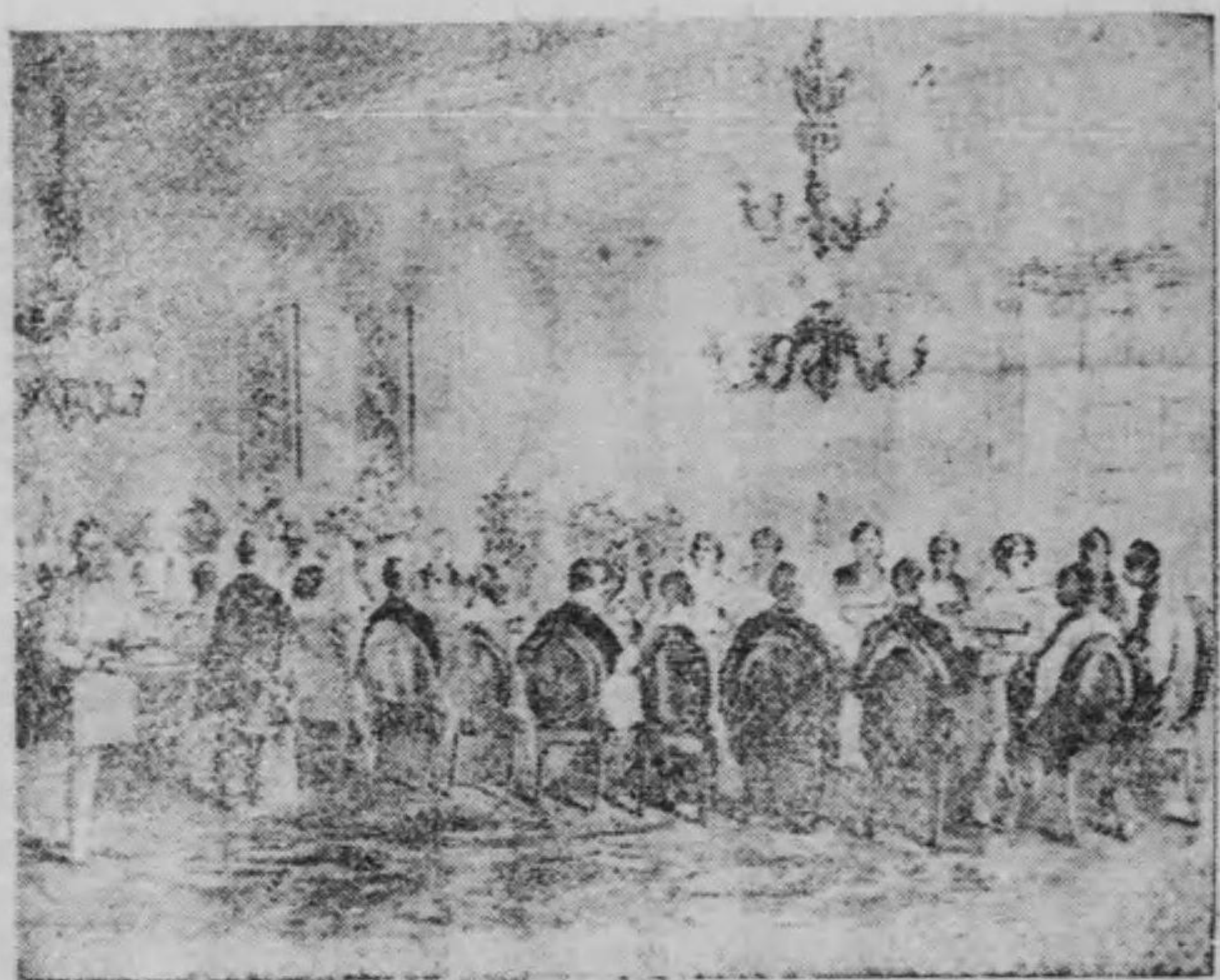
此の頃清國は阿片戦争の後、又アロー號事件(参考を見よ)によりて英國と再び葛藤を引起し、其上に宣教師殺害問題からフランスとも悶着を生じたから、英佛兩國の聯合軍は白河口の砲臺を陥れ、次て天津を占領し、尙進んで北京へ迫つた。六月になつて、米露の商船が支那地方から下田へ來て、英佛は亦日本へ來て通商を迫るであらうと噂した。ハリスこれを聞き英佛二國に先を越されては一大事と思ひ六月十三日自ら江戸灣に來り、幕府に説きて英佛兩國の恐るべきことを以てし、期に先つて調印を促した。幕吏の中には勅許のある迄待たせよう云ふものが多數あ

つたが、全権委員等は即時調印説を主張し、大老も餘程決斷に苦しんだ。併し時局切迫猶豫すべきでないと言ふわけで、自ら全責任を引受け、勅許を待たずして調印を許した。時は紀元二千五百十八年安政五年六月十九日であつた。此條約は十四ヶ條から成り、神奈川、長崎、函館、新潟、兵庫の五港を開くべきことを約し、其の第二條には日本若し歐羅巴諸國と葛藤を惹起す場合には、米國が之を仲裁すること
を約し、而して其第六條に於ては領事裁判權(又一に治外法權と云ふ)を規定し、尙ほ關稅に關する規定を設け、更に第十三條に於て、今より凡百七十一ヶ月(西紀一八七二年七月四日)の後に至り、双方の委員が談判を盡くし、此條約及和親條約を補ひ、或は改むる事を規定し、此條約に期限が附してないことに是亦注意せねばならぬ。

米國に次ぎて、七月には和蘭・露西亞・英國と、九月に至りて佛蘭西とも大體米國に倣つて條約を結んだ。

(八)假條約勅許せらる

假條約により長崎、函館、神奈川の三港は大體翌年五月を以て開くことに定められて居つたから、幕府は外國奉行を置きて専ら開港に關する準備をした。神奈川は東海道之衝に當つて居るから、幕府は攘夷黨のものが事を外國人と構へて紛議を醸すであらうことを恐れて、横濱を神奈川の一部として開いた。外國公使等これに異議を唱へたが、實際横濱は神奈川に比



白室館に於ける日本使節の應答
ホライハスヲス
セリブシヨ

して碇泊に便であつたから外國人も之に住居したから公使等も之に同意した。

次で幕府は條約書交換の爲めに萬延元年正月外國奉行新見豊前守(正興)村垣淡路守(範正)等を米國に遣はした。一行は米國船ボーハタン號に搭乗し、別に軍艦奉行木村攝津守(毅)は勝麟太郎(初め義邦後に安芳)等を率ゐる軍艦威臨丸に乗つて米國へ行つた。福澤諭吉等之に従つた。これ國人のみで軍艦にて太平洋を横ぎつた初航海であつた。村垣等の一行は途中風の爲めに布哇に寄港し、サンフランシスコに寄港し、パナマ地峽を経てワシントンに到り、米國上下の熱烈な歓迎を受けて使命を全くした。前頁の圖は使節の米國に於て歡待されて居る處である。

此の時に當り、國內にては開港後金貨の流出甚だしく物價も亦大に騰貴し細民共は生計に苦しみ、爲めに外人を惡むものが多く、横濱、江戸等に於て外人を害するものが少くなかつた。幕府は其の都度賠償金を支拂ひ了解を求むる有様で、其煩に堪へなかつたから、幕府では再び鎖國政策を復せようとして、公使團に通告したが

公使等は條約を執りて肯かない。故に文久三年には池田筑後守(長發)と河津伊豆守祐邦を遣はして鎖港の事を議せしめた。池田等先づフランスに至り、文物の盛な事を見て、其の議の到底行はれないの思ひ、元治元年空しく歸つて來た。

かくて朝廷に於かせられても、熟議の未止を得ざるものとして慶應元年十月二十三日之を勅許あらせられた。こゝに於て幕府も亦喜んだのであるが、目下幕府の最困難を感ずることは兵庫開港問題である。兵庫は條約によりて五十六ヶ月の後即ち文久二年十二月迄に開港すべき約となつて居る。然るに當時攘夷の徒が各地に蔓り殊に兵庫は山陽の要路に當ると同時に、帝都にも近いから、此の港の開港の勅許を得ることは極めて困難であつた。されば幕府は文久二年竹内下野守(保徳)松平石見守(後松井康英)等を外國に遣はし兵庫開港五ヶ年延期を交渉し其の報酬として從來二割乃至三割であつた輸入税率を減じて五分とした。然るに其期限が早くも慶應四年十二月に迫つて來た。朝廷また已を得ずとして、兵庫開港をも勅許があつたので、

幕府は始めて愁眉を開くに至つたのである。

願れば幕府の外交當路者が、攘夷黨と外國との間に立ちて、よく事を圓滑に處した苦心畫策は、宜しく後の人の察せなければならぬ所である。

二、挿畫解説

(一) 洋學者集會す

蘭學者は既に西曆紀元の一月一日に於て相集まつて新年の祝賀會を開いた。これを和蘭正月と唱へて居つた。圖は其の光景である。右上の椅子によれるは蘭人で、今日一般外人のやる如く蘭學者達は机の周圍に集まつて會を開いて居る所である。

(二) ペリー横濱に上陸す

圖はペリーが横濱の應接所に上陸の光景を寫したものである。向に見ゆる丘は神奈川臺で假小屋は應接所である。兵隊は米國水兵で捧銃をして居る所が分る。此の時の護衛は松代、小倉の二藩で、應接所を取巻いて之を護つた。圖の左に見ゆる護

衛兵は松代藩である。其旗印の六文錢は眞田侯の紋所である。

應接所の位置は今日の横濱の税關のある邊である。

(三) 新見正興等アメリカ合衆國に於て觀兵式に臨む

新見使節一行が米國に於て到る處に歡待された。圖はワシントンに於て使節を觀兵式に臨ませた所である。手前には軍樂隊が居ることに注意すること。

本書の挿畫は使節の一行の乗船ボートハタン號のジョンストン大尉のかいたものから抜いた大統領の歡迎宴の寫眞である。米人と丁髷の日本人とが交互に着席して居る光景に注意すること。

三、參考

(一) アーロー號事件と和蘭甲比丹キユルチウスの忠言

清國は阿片戰爭の終に英國と結んだ南京條約により上海、寧波、福州、廈門、廣東の五港を開くことを約束しながら、英人を卑んで廣東城内へ入れない。此の頃清國

には長髮賊の亂があつて困つて居つた。丁度此の時に廣東に碇泊して居つた英船アロー號で使役して居つた支那人の水夫を、長髮賊の黨の嫌疑を以て廣東の官吏が船に闖入して英國旗を仆し、其水夫等を捕縛して行つた。英國は之を怒りて廣東を燒討にし、續いて佛國の宣教師の廣西地方で殺害せらるゝに及び、英佛兩國は聯合して天津に攻め入つたのである。

此の事柄の成行を長崎の和蘭の甲比丹キユルチウスが江戸に出て幕府に注意を與へた。

(前略)此度唐國の弊も右等の事より起り候、自分の弱を不_レ知は智と難_レ申、御國にても能々御勘辨有之度尤唐國程弱く候と申にも無之候へ共、久敷太平打續き歐羅巴程軍事に御馴不被成、唐國は地面續仕候へ共御國は四方海岸にて、一度兵端を開き候ては至極御大切に可及候間、能々御勘辨相成度、唐國の一件、只外國の事と御聞捨無之事情、得と御賢察所置御座候様仕度候。云々。

(二)教授上の注意

1、當時の蘭學者の苦辛をこれを現時の外國語學習と比較して其の難易を覺らしめ

ること。

2、開港論者にも二様があつた。一は世界の大大勢に立脚して開國進取を唱ふるもの他は我が武力が到底外國に敵することが出来ないから暫く國を開いて通商をしようとするものとあつたことを知らしめること。

3、米國と結んだ通商條約は、一般の文明國が他の弱小の國に臨んで結んだ條約とは異なつて、餘程溫和公平のものであつた。これ米國は當時はまだ今日の如く我利的でなく、建國以來の正義の觀念が残つて居つたからであることに注意し、其の點は深くハリス全權を徳とせねばならぬ。

第四十四 大政奉還

一、解説

(一)將軍世嗣の議

井伊大老は條約に調印後事を朝廷に奏したところが、朝廷にては之を以て大不敬であるとし、三家及大老の中一人早速上洛せよとの命を下され、徳川齊昭、一橋慶喜や尾張、越前の藩主も亦直弼の違勅を責めた。が、直弼は省なかつた。

此の時、幕府に於ては將軍家定が病身で、且つ嗣子も無く、到底此の困難なる時局に際して、斷乎たる所置を取ることを得ないからと云ふので、繼嗣を定める議があつた。こゝにも水戸派と紀州派とが互に相争つた。即ち三卿の一なる一橋家を嗣いで居る水戸の齊昭の第七子慶喜が、賢明の聞え高く、最人望があつて、越前、尾張などの諸藩は之を推薦した。然るに開國論者は齊昭が攘夷論者であるのを嫌ひ、且つ將軍の大奥に於ても、慶喜が年が餘り長じて居るのを厭ひて、紀州の菊千代(慶福)を養はうとした。既にして家定が病氣にかゝつた。紀州派の井伊直弼は將軍の旨を受け、衆議を斥けて、慶福を養嗣とした。時は六月廿五日であつた。既にして八月には家定が薨じ、慶福が後を受け名を家茂と改めた。時に年十三。遺命により

て田安中納言(慶頼)が其の後見となつた。こゝに於て前の條約調印違勅事件と云ひ今回の將軍繼嗣問題と云ひ、直弼を批難する聲がますます高くなつて來た。

(二)安政の大獄

1、直弼反對せる諸侯を斥く

直弼は違勅問題や、將軍繼嗣問題で、己の政策に反對した諸侯を處分し、先づ水戸齊昭を蟄居せしめ、一橋慶喜の登城を禁じ、尾・越の藩主には、夫々致仕退隱を命じた。

2、直弼志士を刑す

朝廷からの御召により幕府からは大老の名代として、老中間部下總守(詮勝)が上洛する事になつたが、將軍の喪によりて後れ、漸く九月に上洛した。是より先、攘夷論者は京都に集りて公卿を動かし、八月には密勅が水戸・長州・薩摩等の大藩に下るに至つた。間部閣老は廟議が是迄色々動搖するのは、其の根元の志士にあるこ

とを探知し、窃に之が檢舉に従事し、密勅事件や將軍繼嗣問題に關係ある水戸の安島帶刀、同じく京の留守居鶴飼吉左衛門其子幸吉、鷹司家の小林民部、越前家の橋本左内、毛利家の吉田寅次郎(松陰)、薩摩の日下部伊三次、儒者の梅田源次郎(雲濱)や頼三樹三郎をはじめとして、近衛家の老女津崎村岡などの婦人まで五十餘人を搦め捕つて、江戸へ護送し、夫々審問の上處分し、尙奏して中川宮(後の久邇宮朝彦親王)をも罷めさせた。これを安政戊午の大獄と云ふ。西郷吉之助(隆盛)や僧月照等は僅かに身を以て薩摩に逃れたけれども、身の置き處なく、相共に薩摩湯に投じたが西郷は救はれ、名を變じて大島に隠れ、月照は遂に死んだ。

此等の人達は病氣にて獄中で死んだもの(梅田雲濱)や、切腹を命ぜられたもの(安島帶刀)もあつたが、其他は大抵江戸の北の刑場小塚原の露と消えた。中にも梅田雲濱は若狭小濱の藩士で、通稱は源次郎、雲濱は其の號である。幼より江戸に出て山崎闇齋の學を修め、和歌や詩文にも巧に、藤田東湖や佐久間象山等の名士とも交

を締し、後京都に移り儒を業として居つた。其の後長州にも至り久阪玄瑞、高杉晋作等とも交はり、常に憂國の念を抱き尊王の大義を高調して居つた。今度戊午の大獄に逢ひて江戸に送られる事になつた。偶々妻女信子は病褥にありて死に類し、唯一人の愛子繁太郎は乳なくして飢に泣いて居つた。雲濱筆を呵して詠んだのが此の詩である。何ぞ夫れ悲壯なるや。

(山田氏所藏雲濱絶筆)

あは病味必叫知此大直
 和を我まらぬはる共生別
 唯有自子后土是也

雲濱筆

妻臥病床兒叫飢、挺身直欲當戎夷、

今朝死別與生別、唯有皇天后土知、

雲濱の江戸に至り幕吏の糾問に屈せず、遂に獄中に死す、年四十四、明治二十四年正四位を贈られた。

吉田松陰は名は矩方、通稱は寅次郎、松陰は其號で、又二十一回猛士とも號した。長藩士杉百合之助の次子で、天保元年八月萩の城下松下村に生れた。幼にして叔父の吉田大助の家を嗣いだ。よりて吉田を姓として居る。嘉永四年藩主に從つて江戸に出た時、佐久間象山に就きて薰陶を受けた。後諸國遍歴して歩いた罪により祿を奪はれ、嘉永六年六月には再び上京して象山を訪ねた。此時丁度米艦が浦賀に來た常時でもあり、象山より色々天下の急務を聞き、其時長崎に來た露國船に乗り込んで、先づ國外に出て然る後米國へ渡り、彼の國の事情を探らんと決心して、態々長崎迄行つたが、既に露船出帆の後で空しく江戸へ歸つて來た。翌安政元年正月に

は米船が神奈川に來たから、今回は直に米船に乗らうと思つたが、神奈川では何うしても其機を得なかつた。其の中に米艦は三月錨をあげて下田に行つた。松陰は同志の金子重輔と共に下田に至り、三月二十七日夜窃に旗艦に乗り付け、切に乗船を乞ふた。米使は外國渡航は我が重き國禁であることを知つて居るから、何うしても肯かない。此時松陰等の携帶品を載せて置いた小舟が漂つて、下田奉行の手に入つた。松陰等はとても逃れぬ處と自首して出て、四月には江戸傳馬町の獄に繋がれた。其の行李の中に師佐久間象山の贈つた「之子有靈骨云々」の送別の詩（参考を見よ）があつたので、象山も亦同罪と認められて、同じく獄に投ぜられた。裁判の結果は極めて寛大であつて、藩地に禁錮せらるゝこととなり、翌年には家にありて塾居を命ぜられ、更に翌年には家塾を開いて子弟を教ふることを許された。此家塾こそは「松下村塾」で、新日本建設に與つて力あつた幾多の志士を出した搖籃である。松陰は井伊大老の政策を見、慷慨の念禁することが出來ない。屢時勢匡濟の議を唱へた。

幕府ではこれを危険視し、安政六年四月命を長藩に傳へて松陰を東送せしめた。松陰必死を期し江戸に至る。獄中留魂録を草した。其卷頭に一首の和歌を詠じた。「身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂」の歌は即ち夫である。やがて刑吏の鞫問にあふや、毫も憚る處なく其計畫を吐露し、同年十月廿七日果敢なくも小塚原頭の頭の露と消えた。年僅に三十。其辭世の親を思ふの歌によりて如何にも孝子の面影が偲べるではないか。今東京市外世田ヶ谷に松陰神社があり松陰を祀つて居る。明治二十二年贈正四位。かゝる壯烈なる最期はひとり松陰のみではない。其の他の志士も皆然りである。

3、井伊大老の横死

井伊直弼の此の英断は、痛く天下の志士を憤慨させたが、殊に齊昭を禁錮し、水戸派の志士を刑し、又朝廷から受けた勅旨の還付を命じたことなどから、特に水戸の激徒を憤慨させた事が少くない。されば萬延元年三月三日營中の上巳の賀儀に列

するために、折からの降雪を冒し赤合羽の供揃の行列いかめしく、直弼は衣冠に身を固め登城する途に於て、水藩の浪士大關和七郎、佐野竹之助、蓮田市五郎等十七人と薩の浪士有村治左衛門等の不意打の爲めに櫻田門外に於て敢なくも其の首を授けた。浪士等の所持して居つた斬姦趣意書には井伊大老が安を偷みて戦を畏れ、洋吏の洞喝を恐れて勅命を俟たず條約に調印し、公卿、諸侯、幕吏何れも正義の士を刑し、倭人を登用して自家の威福を弄する等の罪狀を教へたものであつた。

(三)公武の一致をはかる

井伊直弼の果断により天下に威暴を振つた幕府は、今や大老の横死により其の後を引受くべき人物がない。これ直弼が硬骨俊秀の士を多く罷免したからである。此の時間部老中は既に職を退き、老中安藤對馬守信正が時局を收拾するに至つたが、信正は天下の人心が漸く幕府から離れて行くのを見て、公武の議を一にし、朝廷の威光を以て此難局を切抜け、然る後外國へ對さうとして、所謂公武合體説を持出し

先づ皇妹親子内親王(和宮)を將軍家茂の御簾中として降嫁を御願した。岩倉具視等は之を賛成した。和宮は、夙に有栖川宮家(熾仁親王)との御婚約があつたのである。併し此の時御年僅に十六歳におはす和宮が、「國家のためならば東下も決して厭ひはせぬ」との畏多い御決心により、朝廷にても、これによりて國論を一定して幕府をして攘夷實行の實を擧げさせようとして和宮を犠牲として許し給ふた。そこで文久元年十二月に宮は關東に下り給ふた。此の御降嫁により幕府は朝廷よりの仰を拒むことが出来ない破目になり、其衰亡を速めたのは和宮の御力である。

これを見て攘夷論者の過激派は、皇妹降嫁を以て攘夷論を壓抑するのであるとして翌文久二年正月安藤閣老を阪下門(今宮内省の正門となる)外に要撃して之を傷けた。次で信正は職を辭してさなきだに衰へかけた幕府の威は益衰ふるに至つた。

(四)幕府の威信衰ふ

1、島津久光の上洛

此の頃京都は諸藩から脱走して來た志士が集まつて、同志の公卿を動かし、形勢が頗る不穩であつたので、薩摩藩主島津齊彬の弟久光は、此の形勢を見て憂慮に堪へず、兵を率ゐて上洛し、公武合體の意見を奏上して嘉納せられ、命を奉じて京都を守つた。會長州侯の世子毛利定廣(後元徳と改む)も、亦上洛したから、朝廷は定廣に勅して同じく京都を護衛せしめられた。此の時薩摩の志士の年少氣鋭のものは所司代を屠り二條城を抜き、天下の形勢を一變させようとして、伏見の寺田屋に泊つて居た。久光は之を諭したが、肯かなかつたから、之を斬つて鎮撫した。これを「寺田屋事變」と云つた。此の事により久光の名が大に振つた。長薩の間の不和は蓋し此の頃から始まつたものである。

2、大原勅使の東下

孝明天皇は英明の君にましまし、常に朝廷の御威光の振はないのを御歎き遊ばすのみならず、當時の外交につきは深く御心を惱まし給ひ、

戈とりて守れ武士九重の御階の櫻風そよぐなり

うたでやむ時ならなくに唐衣いつまであだに日を過ぐすらん

などの御製がある通り、宸襟を惱し給ふ事が多かつた。今や和宮降嫁により、朝廷の御威光が段々高まつて來たから、尊王攘夷論が益盛になり、文久二年五月には大原三位（重徳）を勅使として幕府に三事を御命令になつた。島津久光が命を受けて勅使を護衛した。三事とは、

- 一、將軍が諸侯を率ゐて上洛して攘夷の議を決せよ。
- 二、豊臣太閤の故典により、沿海の大藩五國（薩摩の島津、長州の毛利、土佐の山内、陸奥の伊達、加賀の前田）を五大老とし國政を決せよ。
- 三、一橋刑部卿（慶喜）を將軍の後見とし、越前前中將（慶永）を大老職に任じ、幕府内外の政治を輔佐せしめよ。

である。幕府乃ち命を奉じ、七月六日には一橋慶喜の屏居を解きて後見職に任じ、

次で松平慶永を政治總裁職に任じ、又京都所司代を交迭せしめ、松平肥後守（容保）を京都の守護に任じた。此に於て二百餘年の積威を以て天下に臨める幕府が、事實上朝廷に従ふに至つた。

此の頃江戸に於ては舊來の參觀の法を弛め、證人としてあつた諸侯の妻子を國許に歸さしめ、以て各地方の武備を完成せしめる様にした。かくて幕府創立以來重要な政策とした制度も、最早時勢の變化の前には一たまりもなく破壊されて、幕府の威信は漸く地に墜つるに至つた。

（五）薩長二藩外國船を砲撃す

1、別勅使の東下

幕府はかくの如く朝命を奉ずるに至つたから、長州藩を中心とせる攘夷論者は、遂に朝廷を動かして再び幕府に勅して攘夷を執行せしめようとした。乃ち此年（文久二年）十月には三條中納言（實美）姉小路公知を勅使として、再び東下せしめた。

これを前の大原勅使に對して別勅使と云つた。是より先八月土州侯山内豊範も入京したので朝廷は同じく京都警衛を命じ、國家の爲めに努力すべき内命を賜はつたが今回は勅使護衛の命を蒙つた。幕府は突然此の攘夷の勅諭を得たので大に驚き、色々内輪にて相談したが、攘夷は固より無謀である。併し朝命に従はない譯には行かぬ。されば無謀の攘夷をして人民を塗炭に苦しむるよりは、寧ろ政權を奉還せんと云ふものもあり、或は今回の勅使の降下の眞意果して如何などと議論があつて、勅諭奉答が非常に遅延したが、兎に角一先其急場を凌がうとて、十二月に至り姑息にも其の場遁れの奉答をした。乃ち「攘夷の擧は輕率に手を下すべきではないから將軍が上洛して親しく勅裁を請ひ奉りませう」と申上げた。此時は幕府は從來の慣例を改め、勅使の禮遇を極めて懇切にし、天朝尊崇の誠を表した。

2、攘夷の期を定む

前の奉答に基き文久三年正月、後見職の一橋慶喜が先づ上洛し、次で三月四日に

至り家茂將軍は諸侯を率ゐて上洛して二條城に入つた。家光以來二百年で、再び將軍入朝の儀があつた。當時京都は攘夷黨の巢窟とも云ふべき有様で、其示威運動が頗猛烈であつた。爲めに廟議が動もすれば急激黨の爲めに動かさるゝに至つた。此に於て三月十一日には兩賀茂行幸があり、將軍が供奉した。四月十一日には車駕男山に幸し、石清水八幡宮の祠前で將軍に攘夷の節刀を賜はることゝなつた。當日將軍は急に病と稱して供奉を辭した。これ浪士が途中に將軍を要撃すると云ふ噂があつたからである。祠前で愈節刀を賜はらうとして將軍を御召になつたが病氣不在さればとて後見職慶喜を御召になつたが、慶喜も亦病と稱して退いて御受けをしなかつた。

孝明天皇は祠前に御通夜遊ばし、翌日還幸になつた。天下の士は將軍以下の此行動を見て意氣地なしとし、憤慨はしたが、併し攘夷は實はしかく簡單に實行出来るものではない事を感じ、先づ幕府を倒すが急務だと稱して、今や公然尊王倒幕を主

張するに至つた。

幕府に於ても、此儘に過ごすことは出来ないから、將軍は同月十九日入朝し、さきの日の男山行幸の際の御ことはりを申上げ、愈「五月十日」を以て攘夷の期日を定め、遍く之を諸藩に告げ、詳細なことは追て指令を與へるから輕擧しないようにと令したが、幕府は到底出来ない攘夷の時期を定めたのであるから、内外の事情彼此甘く行かない。夫れで期日に到るも何等の指令をも與へない。

3、長州の攘夷實行

然るに豫て幕府と快くない長州藩は、五月十日を以て下の關海峡を通過した米國船ペンブローク號を攻撃して攘夷の魁をなし、次で佛國の國旗を掲げたキンチャン號、和蘭船のメジヌス號、米船のワヨーミン號等をも砲撃し、朝廷からは使を以て攘夷の期を失はなかつた事を賞せられたが、幕府は此の輕擧を責むる爲めに目付中根市之丞を遣したが、長州にては其の乗れる朝陽丸をも砲撃し、且つ之を奪つて中

根を殺害した。長・幕は是より相惡むことが甚しくなつた。

4、薩摩の英艦砲撃

先に島津久光が勅使を護りて江戸に下るや、歸途武藏の生麥村を過ぎた。偶横濱在留の英國商人二人、婦人一人騎馬で其の行列を横切つたので、久光の従士が無禮なりとて一人を斬り、二人を傷けた。此に於て英國代理公使は幕府に通つて償金十萬磅を得、更に兵艦ジュリアレス以下七隻を率ゐて鹿兒島に至り、被害者の弔恤金一萬磅を要求したが、薩藩これに應じなかつた。已にして英艦は薩の船艦を捕へてこれを櫻島で焼いたから、薩摩は遂に砲火を交へこれを撃退したのである。時は實に攘夷の期日と定めた文久三年五月より後るゝ事二月の事であつた。（参考を見よ）是等の戦に於て攘夷論者中にも、我兵器の遠く彼に及ばざるを知り、爲に覺醒せしものも少くなかつた。

（六）朝議變ず

かく長、薩二州に於て外國人を砲撃したから、攘夷論者の意氣大に昂り、京都に集まつて居た急激派の長州の久阪玄瑞、筑後久留米水天宮の祠官眞木和泉等が主となり、三條實美を推して朝紳の間に周旋し、毛利敬親これが主となり、八月十三日には將に八月十八日を以て大和に行幸、畝傍山陵、春日大明神を御參拜後、伊勢大廟に奉告の上親征の詔を下し給はんとの議があつた。（参考参照）

此の時長州が三條等の公家と謀り、大和行幸に托して車駕を奪ひ四方に號令せんとするのであるとの流言があつた。中川宮（尊融法親王、後に久邇宮朝彦親王）も、皇妹桂宮（淑子内親王）も御親征の不可を奏上し、會津、薩摩の諸侯、藩士をはじめ溫和派のものは御輕擧の不可なることを朝廷に申上げた。此に於て廟議が急に一變して、十八日大和行幸中止の命が下り、同時に大和行幸に同意した公卿三條實美以下數十人の參朝を停めて屏居を命じ、守護職、所司代等の兵を以て宮城周圍の九門を守り、長州藩の堺町御門（御所外廓の南の門）の守備を解き國へ歸らせた。三條實

美等は鷹司邸にありて此の旨を拜し、三條西季知、東久世通禧、四條隆調、錦小路頼徳、壬生基脩、澤宣嘉の六卿と先づ洛東妙法院に至り、一旦京都を退くに決し、翌曉天、雨を冒して京を去つて長州へ走つた。これを七卿の都落と云つた。朝廷では七卿の官爵を削り、長人の入京を禁じた。

（七）長州征伐

1、蛤門の變

（イ）將軍再度の上洛 八月十八日以來、朝廷の議論一變して溫和に傾いて來たから此の際將軍が再上洛して公武合體の實を固くしようと云ふので、翌元治元年正月十五日家茂が再び入朝した。此時幕府からは外國奉行池田筑後守を外國に遣し、横濱鎖港の議を談判中であることを申上げ優渥なる勅旨を拜した。幕府は此の機に乗じて開港論を京都に宣傳せんが爲めに信濃に幽閉中の佐久間象山（修理）を釋いて京都に徵し、親王、公卿等に進講させた。中川宮をはじめ各宮家も其説を聞

いて漸次其説に傾いたが、過激派のものは象山を邪魔物視し、七月十一日象山を木屋町三條に暗撃して之を仆して仕舞つたのは惜しかつた。此後八日にして蛤門の戦が起つた。

(ロ) 蛤御門の戦 朝議を蒙つた長州藩にては、屢家老を京都に遣はし、事情を陳べて冤狂を訴へたが、朝廷では中々御許がなかつた。そこで此の六月には、又々長藩の家老福原越後が、伏見の藩邸に来て尙歎願をして居つたが、後國司信濃や、益田右衛門介等は兵若干を率ゐて東上し、國司は洛西嵯峨の天龍寺に館し、益田は山崎の天王山に居つて、隱然京都を窺ふ有様であつた。

朝廷からは是等がものに歸國を命ぜられたけれども應ぜず、遂に兵を以て京都に迫り、守護職の松平容保を仆さうとした。伏見の兵が先づ進んだが途に大垣、彦根二藩の兵と戦ひて敗れ、嵯峨の兵は國司が引率して蛤御門に迫り、山崎から來た眞木和泉や、久阪玄瑞等も亦堺町御門に於て、何れも會津・薩摩の兵と戦つて敗

れた。

此の時京都は兵火に罹り、宮城以南、堀川以東が概ね焼けた。此の時は官軍は大砲を市中に放ち、長人の殘黨を驅り出したので此の火事を「ドンドン焼け」又は鐵砲火事とも云ふ。此戦の中で蛤御門の戦争が最烈しかつた。此門は宮室の西南に最接近して居るので、長人の打出した彈丸が御所に飛んで來るものが少くなかつた。官女等恐れ戦いたが、剛毅にまします孝明天皇は、從容としておはしましたと云ふ。

2、長州征伐

(イ) 第一回長州征伐 此に於て、幕府は長州追討の勅旨を請ひ、前尾州侯徳川慶勝を起して總督とし、中國四國九州二十一藩に命じて四方から長州を攻めさせた。

此時(八月)長州は英、米、佛、蘭四國の聯合軍の攻撃(参考参照)を受けた後であつたから、大に驚き、先の福原、國司、益田等に切腹を命じ其他事に當つたもの

を處罰し、藩主父子は寺院に屏居し、支藩(岩國藩)の吉川盛物をして三國老の首を齎して廣島國泰寺にある總督府に到りて哀を乞ふた。總督は乃ち之を宥し、師を旋へした。

(ロ)第二回長州征伐 時に長藩に高杉晋作と云ふものがあつた。藩主が徒に幕府に恭順であるのに憤慨し、大村益次郎等と謀りて「奇兵隊」と稱する洋式隊を組織し四民何れにても入りて訓練を受くることを得したためから、諸國脱藩の士も亦集まり、後山縣狂介(後有朋)等と共に下の關に兵を擧げて俗論黨(恭順黨)を仆し、藩主を奉じて幕府に反抗せんとした。幕府にては長州にて、内訌あるを聞き、慶應元年十一月目付永井主水正(正志)を廣島に遣し、毛利氏の家老を召して内争の始末を詰問し、遂に翌二年四月再び征長の師を起した。紀州藩主徳川茂承これが總督となつた。然るに今回の出兵は其名正しからず、幕府内部にも異論者があつた。これより先薩摩の西郷吉之助、大久保市藏(後利通)、小松帶刀等、長州の木戸準

一郎(よき)に桂小五郎、後に木戸孝允)、高杉晋作等は時勢を觀破し、内訌の不可なるを知り、土佐の坂本龍馬、中岡慎太郎等の仲介により、各舊怨を捨て、和を議し、薩藩の如きは無名の師と稱して今回の出兵に應じない。其内に幕兵が進んで長防の境に行つたが、大村益次郎の訓練した新式の兵隊は、到底甲冑、弓、長刀の舊式の幕兵の敵ではないから到る處に幕兵は敗軍した。

3、將軍家茂薨す

かく諸道の敗報を聞き家茂は憂慮甚しく、且つ當時英、米、佛、蘭の船艦九隻が兵庫沖に來りて兵庫開港を促す等の事で、内訌外憂の爲めに病氣が一層重くなり、遂に八月二十日大阪城に薨じた。時に年二十一。朝廷勅して征長の師をとめて征討の軍を解かしめられた。これ結局征長の師は幕府の力を以て一諸侯を懲罰することが出来ない事を天下に暴露したに過ぎないのであるから、幕府の威令は是より行はれなう。

家茂將軍が薨じて、幕府は其主を失つたが、今や徳川の一族中此の難局に處し今や覆らんとする大厦を支えべき人がない。色々物色した結果、遂に一橋慶喜に白羽の矢が立ち其後を嗣ぐこととなつた。時は家茂薨後四月を経過した十二月五日であつた。

(八)慶喜大政を奉還す

1、孝明天皇の崩御と明治天皇の踐祚

徳川慶喜が征夷大將軍となつた後二十日、孝明天皇は長くも痘を病み給ふて、外交問題の爲めに終始宸襟を惱されながら、御崩御になつた。御年僅に三十六歳にまします。東山泉涌寺に奉葬、後月輪東山陵と申上る。此に於て皇太子睦仁親王が立ち絡ふた。これを明治天皇と申す。御年十六にましますから、二條齊敬なりゆきが攝政となつた。

この頃既に假條約は御勅許になり、内外の狀勢が頗る多事なる時に當りて幕府は

あれどもなきが如く、諸藩の中にも今や此の有名無實の幕府を仆して政令を一途に出させようとする考が頗る盛になつて來た。

此の時に時り薩長の秘密同盟は頗る鞏固で、薩の大久保、西郷、長州の木戸等は太宰府に移つて居つた三條實美等と謀り、さきに公武合體の際朝譴を蒙りて洛北岩倉村に屏居して居る岩倉具視などと密に各藩の志士を糾合し、倒幕の策を畫した。土州藩土坂本龍馬、中岡慎太郎等が三條、岩倉二卿の間を調停し、中山忠能、中御門經之、正親町三條(嵯峨)實愛等の公家は朝にありて周旋し、今や討幕の密勅は薩長の手を下つて危機一髪となつた。時は慶應三年十月十三日であつた。

2、大政返上

時に土佐の前藩主山内豊信(號容堂)は病を以て郷里にあつたが、元來溫和なる公武合體主義の人であつたので、時局を見て大に之を憂へ、藩士後藤象次郎、福岡藤次(後孝弟)等を遣はして慶喜に見えて王政復古の議を説かしめた。慶喜も、時勢の

變移の爲め幕府の命運の永續すべきものでない事は熟知して居つたから、大に覺る所があり、十月十三日在京の諸侯及重臣を二條城に集め、意のある所を披瀝し斷然意を決して翌十四日、左の上表をして大政を奉還した。此に於て討幕の密旨は不要に歸したのである。

臣慶喜謹而皇國時運の沿革を考候に昔王綱紐を解き相家權を執り保平の亂政權武門に移りてより祖宗に至り更に眷寵を蒙り二百餘年子孫相受臣其職を奉ずと雖も政刑當を失ふこと不少今日の形勢に至候も畢竟薄徳の致す所不堪慚懼候況や當今外國の交際日に盛なるより、愈朝權一途に出不申候ては綱紀難立候間從來の舊習を改め政權を朝廷に奉還廣く天下の公議を盡くし聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕候得者必ず海外萬國と可並立候臣慶喜國家に所盡是に不過と奉存候乍去猶見込之議も有之候得者可申聞旨諸侯へ相達置候依之此段謹而奏聞仕候以上

十月十四日

慶喜

朝廷之を嘉納し給ひ、翌日勅を下して「祖宗以來御委任厚く御依頼在らせられ候へ共方今宇内の形勢を考察し、建白の旨趣尤に被思召候間被聞召候尙天下と共に同心盡力を致し皇國を維持、宸襟を安んじ奉るべく候」と達せられた。

十二月廿四日慶喜は再び上表して征夷大將軍を辭した。勅して之をも許し給ふた。慶長八年家康が征夷大將軍に拜してから十五代二百六十五年續いた征夷大將軍はこれに永久に滅んだ。頼朝が鎌倉に覇府を開いてから六百八十二年、天下が復び王政の盛時を見るに至つた。米使ペリー來朝後僅に十五年にしかならぬ。

(九)維新の戦亂をさます

1、鳥羽伏見の戦

是より先十二月八日岩倉具視は中山、正親町三條等の公卿は大に意を決して尾越・薩、藝、土の藩主を禁中に會して議を定め、翌日維新の大號令を發せられた。然るに此の會議には慶喜は全然除外されて居るから、徳川方のものは憤慨して、二條

城内外の形勢が頗る不穩であつた。そこで慶喜は事件の突發を恐れ、書を留めて十日大阪城に退いた。此の冬江戸に於て薩州邸を根據とした浪士が江戸市中を掠し薩州邸焼討事付などが起り報が大阪へ來た。慶喜乃ち討薩の上表を捧げ、兵を率ゐて上洛しようとした。兵凡六千五百人、是等の兵は淀河の左岸に沿ひて前進し、淀にて二手に分れ鳥羽と伏見とに進んだ。朝廷にても大阪の形勢の不穩であるのを聞かれ、薩、長、土の兵約千五百名を伏見方面に約千名を鳥羽方面に配置して之を防いだ。既にして正月三日夕刻、戦は鳥羽街道方面で起つた。次で伏見方面にも砲聲轟き、我が歴史に名高い伏見鳥羽の戦争が始まつた。此に於て仁和寺宮嘉彰親王（後小松宮彰仁親王）が征討大將軍に拜し、錦旗を朝風に翻し、出でて東寺に陣取られたので、官軍の士氣が大に振ふた。慶喜は大阪にありて先鋒の戦報を待つて居つたが、其軍利あらず、到底勝算覺束ないのを見て、其の時堺浦に來て居つた幕府の軍艦開陽丸に搭乗して六日海路江戸に歸り、其他の部隊は海に陸に夫々己の領地に逃

げ歸つた。是に於て官軍は大阪城を收め、征討大將軍宮は九日に大阪城に入らせ給ふた。

2、江戸開城

既にして官軍の東海道先鋒は、三月初旬には箱根足柄の關門を奪ひて進みて江戸に迫り、東山道先鋒は木曾路を経て三月一日には下諏訪に至り、此處より參謀板垣退助をして支隊を率ゐて甲州街道から進軍させ、本隊は中山道を進んで三月十三日には江戸の北郊板橋に至り、板垣支隊は幕府新選組の隊長近藤勇の軍を破り三月十四日には市ヶ谷なる尾州邸（今の士官學校の地）に入り砲門を江戸城に向けて陣し、かくして三月十五日を以て江戸城總攻撃の手筈が整つた。

慶喜の江戸に歸るや、深く伏見鳥羽に於ける輕舉を悔い、譜代の諸侯及藩士を西ノ丸に會して意のある所を告げ、萬事を參政大久保一翁、陸軍總裁勝安房守（義邦後安芳）等に托して、上野東叡山寛永寺の塔頭大慈院に退き、謹慎の意を表した。

當時兩軍の將士は相持して戦はないが、緊張の極に達し、江戸の運命は危機一髪の間にあつた。此時三月十四日、明治維新史に名高い高輪談判が開かれた。場所は薩州の下屋敷（今朝香宮御殿の地）であつた。勝安芳は親交ある大總督府參謀西郷隆盛を訪ひ慶喜の誠意を披瀝し、且江戸百萬の生靈の殺すの不可なることを力説した。西郷は黙々之を聞き點頭して明日の侵撃を見合させた。次で西郷は大總督府に至り委細を復命し、次で上洛して慶喜處分の事を稟申して歸つた。此に於て朝廷は東海道先鋒總督の橋本實梁、同副總督柳原前光の二卿を勅使とし、四月四日江戸城に入りて城地を收め、慶喜を死一等を減じ、水戸に退きて謹慎せしめ、軍艦銃砲を引揚げ、尙官軍に抵抗したものに對して相當の處分を加へしめた。慶喜は江戸城引渡の日、素服して江戸を發して水戸に至つた。五月に至り田安龜之助（後家達）を以て徳川宗家を嗣がしめ、静岡に居り、駿河一國及遠江陸奥に於て七十萬石を賜ふことゝなつた。かくして徳川家は斷絶せず、江戸の市民も亦兵火の難を免がるゝことを得

た。

3、上野の戦争

慶喜が謹慎の意を表し東叡山に屏居するや、氣の逸い旗本等の中には慶喜の恭順を喜ばず、順逆を誤りて官軍に抵抗するものが尠くない。彰義隊と云ふのが其の一である。彼等は輪王寺宮を護衛するを口實として東叡山寛永寺に據り大總督宮から解散を命ぜられたけれども、之に従はず、市内に殺掠を行ふものもあつた。此に於て軍務局判事大村益次郎の議を納れ、五月十五日を以て四方から之を攻撃した。上野は即ち忍ヶ岡の地で、飛鳥山から續く一帯の丘陵の南端にあり、樹木鬱蒼、守るに便で攻るには不利な處であつた。南面廣小路に向ふを正面とし其處に黒門があつた。官軍は砲列を廣小路及本郷臺に布き、山王臺を攻撃し歩兵は彰義隊と所々に白兵戦を現出したが、就中黒門口の戦争が烈しかつた。彰義隊は防戦甚だ力めたが遂に敗れて東北に去つた。此時輪王寺宮も亦彰義隊に擁せられ品川から汽船に乗じて

東北に至り給ふ。此時寛永寺の諸堂殆んど全部兵火に罹り、寛永以來の大伽藍が焼失した。輪王寺宮の本坊は今の帝室博物館の位置で、今其館門には小銃の彈痕が數箇あつて、坐ろに當時の戦況を語つて居る。

4、奥羽戦争

江戸城の處分が定まつた時、譜代の士が之に憤慨し、諸方に走つて恢復を謀るものが多かつた。舊幕府の歩兵奉行大鳥圭介は下總に兵を擧げ、後會津に奔つた。榎本釜次郎(武揚)は、幕府の軍艦に乗じて品川を出奔した。會津は松平容保の居城である。鳥羽伏見の戦の後歸國して居つたが、西南二三雄藩が幼帝を挟みて徳川氏を壓迫するを怒り、仙臺、米澤以下の奥羽の諸藩を同盟して官軍に抗し、越後の諸藩も亦之に加はり、其勢頗る猖獗であつた。官軍之を奥羽方面及越後方面より攻めた。白河城は會津防備の第一線であるから賊軍は力を盡して守つたが、官軍は之を屠りて進んだ。越後口の賊軍も官軍を苦しめたが、遂に之をも破りて東西兩道から會津

に迫つた。此時仙臺以下の諸藩は漸次歸順して會津孤立し且つ城中漸く食盡き如何ともすることが出来ない。遂に九月二十二日容保等出で、降つた。此に於て容保の子容大を陸奥田名部(斗南藩)に封し、三萬石を賜ひ、其祀を存せしめた。これを奥羽戦争と云ふ。此に於て陸奥國を分ちて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國とし出羽を分けて羽前、羽後の二國とした。

5、函館戦争

官軍が江戸城を収めた時、幕府の海軍副總裁たりし榎本は、軍艦を率ゐ一旦房州館山に逃れたが、勝安房守が行きて之を率ゐて歸つた。然るに又八月十九日に至ると榎本は再び軍艦及運送船八隻を率ゐて品川を出奔し仙臺灣に至つた。九月會津城の陥るに及び大鳥圭介等も來りて之に搭乗し、十月十三日には進みて蝦夷に至り十月下旬鷺木港から上陸して漸次に五稜廓、函館、松前等を取り、政府を五稜廓に置き、函館在留の外國人を介して書を朝廷に上り徳川の一族のもの一人を奉じて蝦夷

地を開拓して永く北門を守らんことを願つた。朝議許さず。明治二年三月朝廷からは黒田清隆、山田顯義等に命じて大舉して函館を征せしめられた。此時官軍は東艦以下八隻の艦隊を以て北に進んだ。此東艦は又甲鐵艦とも云ふ。排水噸數千三百五十八噸の小艦ではあるが、装甲艦であつたから官軍の非常な威力であつた。賊の軍艦は前後沈没して戦闘力が減少し賊軍の士氣が漸次衰へた。官軍の參謀中山良三、監軍田島敬三等相次ぎて來つて順逆を説いたから、榎本も意を決して降を乞ひ、衆に代りて刑に就かうと願つた。時は五月十八日であつた。

二、挿畫解説

(一)七卿の都落

三條實美以下御咎を蒙つた七卿が雨夜に乗じて一旦京都を引上げることとなり、長州の兵が之を護衛して行く所。京都の南竹田街道の光景である。前教科書にあるからこれを贅しない。

(二)東征大總の官軍を江戸に進めたまふ

本圖は出所を未だ委にしない。静岡の手前阿部川邊であるらしい。

三、参考

(一)佐久間象山送別の詩

之子有靈骨	久厭蹙蹙群	奮衣萬里道	心事未語人
雖則未語人	付度或有因	送行出郭門	孤鶴橫秋昊
環海何茫茫	五洲自爲隣	周流究形勢	一見超百聞
智者貴投機	歸來須及辰	不立非常功	身後誰能賓

(二)英艦錨を捨て、去る

英艦の鹿兒島灣で薩人と兵を交ゆるや、薩摩の砲臺より發射する彈丸は續々命中し、船將ウイルモットやジョン・スリング等が之に死した。英艦は叶はずして逃れ去つたが此の時英艦バーサス號は倉皇逃れ去る時錨を切つて逃げた。薩摩では之を拾

つて之を還し尙ほ償金を與へて事が落着した。元來海上の慣例として他國に錨を取られた國は取つた國に頭が上らぬとの事である。故に英國人は鹿兒島には一目おいて居るのである。此の地から東郷大將をはじめ幾多の海軍大將が出て居るのは決して偶然ではないのである。

（三）朝議一變の真相

攘夷御親征はもと叡慮に出でた譯ではない。故高崎男爵の説話に曰はく「大和行幸を仰出された時分に予（正風）も驚き、近衛殿に伺うた。殿下（近衛殿の事なり）の御話、『此度の行幸は全く三條始め若手の荒公家が促し奉つたので、近來、聖上には供御（召上り物）も召上らず、打解けて御寢もならせられず、誠に恐多き次第なれども、何分にも荒公家の勢が強くて仕方がない。其實公家の連中には元氣のある人は僅少で、皆浮浪等が其尻押しをして居る。それで泣く泣く往かねばならぬと思へば實に堪らないと聖上の御言葉である。』と聞き、『殿下には何故夫を御辯論爲さらぬ

か。』と申すと、『中々行く事ではない、此方共の首が飛んで仕舞ふ、已に二三日前にも中山忠光（中山大納言忠能の子息）が來て、短刀の鯉口を放ち自分に迫つた位だ。』と長大息して御話で御座いました。』（史談會録）

（四）白虎隊

戊辰の役に會津にて兵隊を組織するや、最銳を朱雀隊とし、之に次ぐを青龍隊とし、老者を以て玄武隊とし、少年を以て白虎隊を組織した。白虎隊は日新館の生徒で年十五六の少年であつた。明治元年八月二十二日は等は容保に従つて戸ノ口村（猪苗代湖の湖脚の邊）に戦ひ、衆寡敵せず翌二十三日戦敗れて退却し、脇道から途を飯盛山に取つて會津に歸らうとした。飯盛山は會津の東に聳ゆる丘陵である。此の時官軍は既に本道から城下に迫り、城を圍んで砲聲が頗る盛んで、市街には火災が起り、城は焔煙の中に包まれた。白虎隊の士は之を望見して、城が既に陥いつたものと思ひ、事已に茲に至る、一死以て臣節を全うしようと遙に城を拜して自刃した。

其數十六名あつた。後其の廿三回忌に當り、有志の士が其の志を憐み、碑を其の死所に建てた。今も香華が絶えない。

（五）教授上の注意

- 1、幕末の志士は何れも熱烈なる意氣を以て各其の信ずる處に猛進した。今日の少年にも此意氣を吹込むことは極めて緊要の事である。殊に女子の學級に於ては和宮様に私淑する様鼓吹することが必要である。
- 2、幕末の歴史は史論の一定しないのがまだ多いから、臆測を以て獨斷しては人の子を賊ふことゝなるから、此の點は餘程注意せねばならぬ。
- 3、江戸開城の際に於ける幕府の當事者の苦辛の如何なるものであつたかを察せねばならぬ。明治維新をして大なる慘血を濺いだ後でなからしめた功は是等の人に歸せねばならぬ。

第四十五 明治維新

一、解説

（一）王政復古

慶應三年十月十四日、朝廷にては慶喜の上表を嘉して大政奉還を許し給ふや、さきに罪を得て洛北岩倉村に蟄居して居つた岩倉具視を赦し、中山忠能等の公卿及び尾張、越前、薩摩、土佐、安藝の五藩主を召して策を定め、十二月九日維新の令を發せられた。即ち其の大方針は神武天皇の創業に則らせ給ふべき旨を示し給ひ、在來につた官職の中攝政、關白、征夷大將軍、議奏、傳奏、守護職、所司代等御親政の故障となるべきもの、及び幕府の置いた諸職を廢せられ、新たに總裁・議定・參與の三職を置き、今迄幕府に好意を有した公卿を貶黜し、三條實美以下さきに罪を得たものを宥し公卿諸侯、藩の有爲の士を以て新政府を組織し、尾・越・薩・長・土五藩

の兵に命じて九門を護らせ、自今大小の政令は悉く朝廷より出づる旨を布告せしめられた。世に之を御維新と云ふ。新政府の最初の閣員の顔觸は左の通りである。

總裁 有栖川宮熾仁親王

議定 仁和寺宮嘉彰親王(後の小松宮彰仁親王)、山階宮晃親王、中山忠能、正親

町三條(後に嵯峨)實愛、中御門經之、徳川慶勝(尾州侯)松平慶永(越前侯)

淺野茂勳(後に長勳、藝州侯)、山内豊信(前土佐侯)、島津茂久(後に忠義、

薩摩侯)

參與 大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁(以上公卿)、荒

川甚作、丹羽淳太郎、田中邦之助(以上尾州藩士)、中根雪江、酒井十之丞

毛受鹿之助(以上越前藩士)、辻將曹、櫻井與四郎、久保田平司(以上藝州

藩士)、後藤象次郎、福岡藤次、神山佐多衛(以上土佐藩士)、西郷吉之助、

大久保市藏、岩下佐治右衛門(以上薩州藩士)

是より先、三條實美は九州に居つたが、宥されて此月入朝し、議定に任ぜられて、副總裁を兼ね、岩倉具視と共に新政府の主腦者となり。次で長州藩主毛利敬親も亦議定に拜し、其の臣木戸準一郎(孝允)も、亦程なく新政府に入り總裁局の顧問となつた。

翌明治元年正月十三日太政官代を九條道孝郎に置き(後二條城に移す)神祇、内國、外國、陸海軍、會計、刑法、制度の七科(後七局に改め、總裁局を置き合せて八局とした)を置き各科に事務總督、事務係を置き、總督には議定、係には參與を任命した。こゝに於て新政府の事務分掌が出来た。次で各藩から徴士(朝廷より徴されたもの)教士(各藩から拔擢したもの)を出させて政務に參せしめた。

(二)五箇條の御誓文

明治の新政府は、上は親王、公卿、諸侯より、下は諸侯の士を包容して政務を議したのであるから、頗る混沌なるもので、加之少壯氣銳のものが多かつたから、其

議論が中々烈しかつた。併し未だ全く自己の門地の考を脱して充分に意見を吐露し思切つた大變革を行ふことが出来なかつたのである。英明に渡らせらるゝ明治天皇は此の機微を察し給ひ、三月十四日諸臣を従へて紫宸殿に出御まし、五事を天地神明に誓はせられた。これで御決意の程が伺はれる。三條實美が御告文を拜讀した。

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
- 一、官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
- 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基づくべし。
- 一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

因つて勅して曰はく、「我が國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす。衆亦此旨趣に基

き協心努力せよ」と。

是に對して列坐の親王及諸臣は「勅意宏遠誠に以て感銘に堪へず、今日の急務永世の基礎此他に出づべからず、臣等謹んで叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀はくば以て宸襟を安じ奉らん。」と奉答し、上下一心經綸を行ふの御誓文の御趣意を實現して居るのを見る。維新以來の大改革が故障もなくすらくと行はれたのは、かく君臣一致の結果に外ならない。此の御誓文は制度の變革による一二の字句を修正さへすれば常に新たなる感じがある。我々は常にこれを拜誦すべきであると思ふ。

(三)即位の禮をあげ一世一元の制を立てたまふ

1、明治天皇即位の大禮をあげ給ふ

明治元年八月廿七日には、明治天皇は即位の大禮を紫宸殿に擧げ給ふ。是より先御大禮の儀式には支那の制度によるものが多かつたから、福羽美靜等が命を奉じて古制を按じ新儀を建て、永世の法を示した。此の式に於ては從來紫宸殿の階前に

大香爐を置くのを例として居つたが、之を廢して徳川齊昭の自ら製作して献上した六尺有餘の大地球儀を置かせられた。以て天皇の御意氣を察し奉ることが出来るではないか。即位の大禮の一部である大嘗會(今は大嘗祭)は天皇御東幸後、明治四年十一月を以て吹上禁苑に於て行はせられた。(即位の大禮の事は今上御即位の大禮の處を参照せらるべし。)

2、一世一元の制

今迄は年號は天皇の御一代に何回も變り、吉凶等によつて陰陽師の説などによつて之を定め給ふ事となつて居つたが、慶應四年九月八日を以て明治と改元せしめ給ひ、自今御一代には年號は唯一として改めらるゝ事がない事に定められた。此の月二十二日、明治天皇の御生誕日を天長節を稱する儀をも復せられた。

九月二十二日の御生誕日は太陽曆の採用と共に換算せられて十一月三日になり、今は明治神宮の例祭日となつて我々の最も慕はしき日である。

(四) 都を東京に定め給ふ

1、大久保利通の遷都の建議

皇政維新の初に當り、天下の耳目の一新せんとするには非常なる英斷を要するは云ふ迄もない。然るに京都の地は所謂山河襟帶の地で、世界各國と對峙すべき規模ではないのみならず、千有餘年の傳統が容易に脱し難く、爲に思ひ切つた改革が出来難い。こゝに氣付いて大久保利通は早く明治元年正月に遷都の議を立てた。其趣意は

(前略) 廣く宇内の大勢を洞察し給ひ、數百年來一塊したる因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內同心一體、一天の主と申し奉るものは斯く迄に有難きもの、下蒼生といへるものは斯く迄に頼もしきものと、上下一貫天下萬民、感動涕泣致し候程の御實行舉り候事今日の急務の最急なるべし。(大久保利通傳)

と云ひ、是迄主上は人間に替らせ給ひ、公卿の外拜し奉ることの出来ぬようにては

民の父たる御天職にも戻り、

即今外國に於ても帝王從者一二を率ゐて國中を歩き、萬民を撫育するは實に君道を行ふものと謂ふべし、然れば更始一新、王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を壓するの大英斷を以て擧げ給ふべきは遷都にあるべし云々。とて、大阪を可とする議を上つたが、是に對しては京都方に大反對もあり、議は行はれなかつた。

2、東京奠都

大久保の提議はかくして實行されなかつたが、人心の一新は何處迄も必要であり且つは既に江戸城を收められ、七月十七日には江戸を改めて東京とする詔勅が出て京都の外に新に皇都が一ツ出來たのである。

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎮、四方輻湊の地、宜しく親臨以て其政を視るべし。因て自今江戸を稱して東京とせん。是朕の海内一家、

東西同視する所以なり。衆庶此意を體せよ。

次で九月二十日には、明治天皇京都御發輦、岩倉、中山等の公卿を從へられ、東海道を経て東京に行幸。長州、土佐、備前、大洲の四藩の兵が護衛の任に當つた。途伊勢を過ぎ給ひ、神宮を御遙拜遊ばされ、十月十二日東京御着、江戸城西の丸に入り給ひ、改めて東京城と稱し給ふた。沿道の民此御盛儀を拜して感泣した。十二月八日東京御發輦、一度京都へ御還幸になり。左大臣一條忠香の第三女美子姫を立て、皇后とし給ふ。翌二年二月廿四日太政官を東京に移し、三月七日再び御發輦、賢所を奉じ給ひ、此度は神宮を拜し、同月廿八日東京城に入り給ふた。次で同年十月には皇后も亦東京城へ移らせ給ふに及び、京都の市民は或は東京に御遷都の事があるらうかと思ひ、百方哀願した。よつて遷都の儀はなかつたのである。

かくて天皇は明治二年以降東京にあらせられて大政を統べ給ふたから、京都は首都たるの位置を失つた。後皇室典範の定めらるゝに當り、即位の大禮は京都に於て

行はせらるゝ事に定められた。

(五)新政府の官制

明治元年太政官に七科を置くや神祇事務は其の首位に位し、平安以來行はれて來た神佛混淆を禁じ、爾後朝廷の葬祭は總て神式に則ることゝした。

明治二年七月八日官制が改革せられたとき、新に神祇官を置きこれを太政官の上に置く大寶の古制に復し(後明治四年八月神祇省となし、五年三月には教部省に改めた)二官六省とした。六省とは民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省で、太政官には左右大臣、大納言、參議等の官を置き、各省には長官として卿を置き、其の他大學校(文部省の仕事をも含む)彈正臺等の官も置かれた。又位階の制も改められ一位以下初位に至る二十等とし、公卿諸侯を華族とし、其の家臣を士族とし、其の他のものを平民とし、穢多非人の稱を廢せられた。

こゝに於て我が新官治制度は大體其の形を整ふるに至つた。

(六)版籍奉還

新政の初、地方制度を改め全國を府、藩、縣の三種に分ち、江戸、京都、大阪を以て府とし諸侯の領地を藩とし、徳川の領地を縣としたが、中央政府の威權が未だ確立しない上に政府の費用を支ふべき歳入がない。而かも諸侯は従前の通りに封土を領有し、其中には薩・長などの雄藩の僭越を憤るものもありて、建武中興の覆轍を蹈む虞がないとも限らない。總裁局顧問たる參與木戸孝允は之を憂へ、之を防ぐには先づ大義名分を正さねばならぬ、名分を正すには、諸侯の版籍を朝廷に奉還するのが急であると思ひ、先づ己が藩主毛利敬親に説きて其承諾を得、又薩の大久保利通に説いて其の賛成を得た。其處で先づ兩人が薩長の意見をまとめて、更に土肥の二藩に説いて其賛成を得た。そこで明治二年正月二十三日長州藩主毛利敬親、薩州藩主島津忠義、肥前佐賀藩主鍋島直大、土州の藩主山内豊範が連署して左の如き奉還の表を上つた。

臣某等頓首再拜謹んで案ずるに、朝廷一日も失ふべからざるものは大體なり、一日も假すべからざるものは大權なり。天祖肇めて國を開き、基を樹て給ひてより皇統一系萬世無窮、普天率土其の有にあらざるはなく、其の臣に非ざるはなし。これ大體とす。且つ與へ且つ奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も私に攘むこと能はず、これ大權とす。在昔朝廷海内を統馭する一に此により聖躬これを親らす。故に名實並立つて天下無事なり。中葉以降綱紀一たび弛び、權を弄し柄を争ふ者、踵を朝廷に接し其の民を私し、其土を攘むもの天下に半し、遂に搏噬攘奪の勢成り朝廷守る處の體なし、乗る所の權なくしてこれを制馭すること能はず。姦雄迭に乘じ、弱の肉は強の食となり、其の大なるものは十數州を併せ、其小なるも猶士を養ふ數千、所謂幕府なるもの、如きは、土地人民を擅に其私する所に頒ち以て其勢權を扶植す。此に於てか朝廷虚器を擁し其鼻息を窺つて、喜戚をなすに至る。横流の極滔天の回らざるもの茲に六百有餘

年、其の間往々天子の名爵を假りて其土地人民を私するの跡を蔽ふ。これ固より君臣の大義、上下の名分萬古不拔のものあるによるなり、方今大政新に復し、萬機之を親らす。實に千載の一機、其の名ありて其實なかるべからず其の實を擧ぐるは大義を明にし、名分を正すより先なるはなし（中略）、庫に入るものは人其の賊たるを知る。土地人民を攘奪するに至つては天下これを怪まず。甚哉名分の紊壞すること。今や丕新の治を求む。宜しく大體のあるところ、大權の繋るところ毫も假すべからず。抑臣等居る所は即ち天子の土、臣等牧する所は即ち天子の民なり。安ぞ私に有すべけんや、今謹で其版籍を收めて之を上る云々。翌日勅して之を御許しになつた。斯様にして薩・長・土・肥の雄藩が率先して、版籍を奉還したから、各藩の有志も之を聞き其藩主に説いて之に倣はしめたので、奉還を上申したものは、實に二百有餘藩であつた。朝廷は蝦夷平定の後、六月十七日其の願を許された。又奉還をせなかつた藩には奉還を命ぜられた。

此の日又公卿・諸侯の稱を廢して華族と稱し、又舊藩主の官職を罷め、其の藩臣を士族とし、新に島津忠義以下二百六十餘人を知藩事に任じ、俸祿として現高の十分の一を給し、各藩の知事をして、舊幕府の領地に置いた府縣知事と相並んで部内の政治を行はせた。是に於て、全國の土地人民は皆朝廷に歸し、大小の政令悉く一途に出で、舊諸侯は新政府の一官吏に過ぎないこととなつた。

(七)廢藩置縣

諸藩は既に其の版籍を奉還したから、各藩の人民は朝廷直屬の臣民となつた譯ではあるが、事實は舊主君が其のまゝ、知藩事になつて居るのであるから、其の間は依然として舊君臣の状態をなして、封建の實が残り、且つ府藩縣が錯綜して未だ全國統一の制は擧らなかつた。其れで木戸孝允は之を憂へ、大久保利通・西郷隆盛・板垣退助・山縣有朋等と共に各其藩主を説き、明治四年三月薩・長・土より兵一萬人を徴して御親兵と稱し、内亂等のある場合の萬一に備へ以て中央政府の威權を確立した。

六月に至り有司の大交迭を行ひて薩・長・土・肥等の雄藩の權力の均衡に留意し、七月十四日天皇在京の各藩知事を召し、詔して其の職を罷めしめ、藩を廢して縣を置かれた。其詔勅に曰はく

朕曩に諸藩版籍奉還の儀を聽納し、新に知藩事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年因習の久しき、或は其名あつて其實擧がらざるものあり。何を以て億兆を保安し、外國に對峙するを得んや。朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢して縣となす。これ務めて冗を去り簡に就き有名無實の弊を除き政令多岐の憂なからしめんと欲するものなり、汝群臣其れ朕が意を體せよ。

と。これ我が國體の然らしむる所とは云へ、鮮血を注ぐことなくしてかゝる大改革を實行することが出来たのは、世界無比の事であつて、大化の改新と共に我が歴史の特色である。

次で大いに地方行政區劃を改め、廣く人材を登用して、地方官を任命し、各管内

の政務を統べしめられた。こゝに至りて、維新の大業始めて成つた。先に徳川幕府直屬の地を收めて、府や縣としてあつたが、此に於て藩を廢して縣を置いたので、全國が三府三百一縣となつた。同年十一月二十二日之を併合して、三府七十二縣とし、更に明治十九年に至り大に縣を併合し、明治廿二年に至り現在の如く三府四十三縣となつた。

是より先明治五年十一月には今迄の知縣事を改めて、縣令とし、之に正權二種あり、縣令、權令と云ふ）次官の參事にも正權二種を置いて地方の政令を行はしめた。此に於て明治政府の地方政治は其の形が整ひ、明治維新の名實共に整ふに至つたのである。

二 挿畫解説

（一）天皇神々に五事を誓ひたまふ

圖は明治元年三月十四日明治天皇が紫宸殿に出御まし、五事を神明に誓はせ給

ふ御有様を描いたもので、原圖は維新史料編纂局のものと記憶する。南面したまふ明治天皇の御座は紫宸殿の身舎で、御屏風の後には賢聖障子が見える。向つて左は祭壇で今天皇の御側に侍つて居る三條實美が、やがて此の祭壇の前に額いて御告文を奏するのである。御儀式は如何にも嚴かなものであつた。側に列座せるは議定・參與等の黒袍を着した高官で、手前に列座するのは緋の袍の官吏である。

（二）天皇東京に行幸したまふ

これは三枚續きの江戸錦繪によつたものである。即ち明治二年三月廿八日、明治天皇が賢所を奉じて東京城に入らせ給ふところを描いたものである。遙に見ゆるは東京城で、左に見ゆる橋は京橋である。此繪は左の一部が切つてあるから、圖が工合が悪くなつて居る。

列の前方に見ゆる二箇の御車は賢所の御羽車と其の御雨皮である。これは尋常小學國史に載せられてある明治天皇の農事天覽の時の御鹵簿と同じである。對照して

見ると興味がある。

三、参考

（一）教授上の注意

- 1、明治維新の原因を各方面から探究せしめ、尙且これを大化改新と比べて其異同に注意せしむること。
- 2、五ヶ條御誓文は維新の大革新に油を注がれたものであることに注意し、而も第一の萬機公論に決するの大御心は、立憲政治施行の土臺となつた事に注意せしめねばならぬ。

第四十六 邊境の開発、隣國との修好

一、解説

（一）北海道の開拓

蝦夷の地は是より先幕府の頃には、其の直轄として松前奉行、及び函館奉行を置きて管轄せしめたが、明治元年に至りて、函館裁判所を置いて蝦夷の拓植事務を管掌せしめた。

翌二年榎本等の内亂平定して後、七月には蝦夷を改めて北海道と稱し、十一箇國（渡島、後志、石狩、手鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島）に分ち、開拓使を札幌に置き函館根室に支廳を置き、鍋島直正、東久世通禧が相次いで其の長官となり、黒田清隆は米國を視察して歸朝し其後を受けて長官となり、明治五年以後十年經畫を以て銳意拓植に努めて、札幌農學校を設けてアメリカ合衆國から教師を招聘し、將來北海道を經營すべき人材の養成に勉め、また石狩平野には米國に於けるが如く大農法を布き、北海道警備の爲めに屯田兵の法を設けて内地人の移住を保護獎勵し、その他製粉工場、甜菜製糖場、麥酒釀造場等を設くる等企劃する所が少くなかつたので、北海道も漸次開けて來た。後明治十五年二月開拓使を廢して

函館、札幌、根室の三縣を置き、更に十九年一月に至りて之を廢して北海道廳を置いて以て今日に至つたのである。

（二）千島樺太を交換す

樺太の地は、由來日露兩國人の勢力の衝突點であつた。然るに我が幕府の間は、此の地の經營を忽にして居つた間に、ロシア人は大に此島の經營に意を注ぎ、爲に彼我國人の間に葛藤が絶えなかつた。

安政元年幕府が露使ブーチャチンと結んだ條約には、其境界を確定しなかつた。即ち日露條約の第二條に

今より後日本國と露西亞との境エトロフとウルツプとの間にあるべし。エトロフ全島は日本に屬し、ウルツプ全島夫より北の方クリル諸島は露西亞に屬す。カラフト島に至りては日本國と露西亞國との間に於て境を分たず、これまで仕來しきたりの通たるべし。

安政六年七月に至つて、露國東部シベリヤ總督ムラヴィエフ將軍は艦隊を率ゐて品川灣に來り、若年寄遠藤若狹守（胤徳）と前後三回芝西ノ窪天徳寺に會し、ラペールズ海峽即ち宗谷海峽を以て兩國の境であることを主張し、樺太全島領有説を唱へた。幕府はブーチャチンとの條約を執りて之に應じなかつた。ムラヴィエフは止を得ず還りて多數の移民を樺太に送つて、他日の主張に對する權利の保留に勉めた。然るに我が國にては是に對して何等の施設すら試みなかつた。

既にして文久二年幕府は兵庫開港延期の爲めに使節を遣はした序を以て、竹内下野守、松平石見守をして露國に於て樺太境界決定の談判を開かしめ、北緯五十度を以て折合はせた。露國全權イグナチエフは言を左右に托して全島保有を主張して應じなかつたが、松平石見守が英、蘭、露、諸國版の世界地圖を示して巧妙なる談判を試みた結果、文久三年八月を期して兩國より使節を發してニコライエフスクに於て會し、更に實地に就いて境界を定めようと約して歸つたが、時恰も幕末内變外患

の交々至れる際であつたから、期限までに使節を派遣することも出来ず、松平石見守の苦心も水泡に歸した。

其の後慶應二年に至り我が國からは函館奉行小出大和守を露都に遣はして樺太の境界決定せようとしたが、露國は肯かなんだから、當分雜居地として置くことゝした。明治五年に至り副島外務卿は露國代理公使ビュツォフと談判して樺太の五十度以北の地を二百萬圓にて買收しようとの策を樹てたが、時の開拓使次官黒田清隆は北海道の開拓の狀況に鑑み、書を上りて到底樺太を領有するの不利なることを論じたから、買收の議は止み、明治七年には榎本武揚を露國公使に任じ、露國を樺太境界の談判を開かした。露國は全島領有を主張して止まなかつたから、遂に樺太全部を露國に與へ、其の代償として、ウルツプ島以北の十八島を我が國に收め、占守海峡を以て兩國の境とするに至つた。時は明治八年五月七日であつた。

（三）清國との修好と臺灣事件

1、征臺の役

日清兩國の修好は、明治四年に大藏卿伊達宗城むねむらが、全權大使となつて清國に至つて締結したのに始まつて居る。此の年冬、我が琉球の島民臺灣東部の八瑤灣に漂着し、五十餘名は生蕃の爲めに殺害され、十餘名は辛うじて遁げ歸つた。此に於て征臺の議が起つたが、又明治六年三月には備中淺江郡の水夫四名も、亦臺灣に漂着して掠奪された。會外務卿副島種臣は日清條約交換の爲めに清國に行つて居つた。種臣は臺灣蕃地の清國領土内であるか否かを確かめた。清國は關係の疎隔せる生蕃の行爲に對しては責任を帯ぶることは出来ないと答へた。當時國內には諸所に暴動などがあつて鬱勃たる氣が充ちて居つたから、政府は一は此の氣を外に洩さうとして木戸參議の平和論を斥け、意を決して臺灣征伐を行はうとした。乃ち西郷隆盛の弟陸軍中將西郷從道を臺灣蕃地事務總督に任じ、又別に臺灣蕃地事務局を置いて大隈重信を其の長官とし、米國の運送船を借入れ、米國人李善得等リゼンデルを雇ひて謀議に與ら

しめた。明治七年四月西郷都督は陸軍中將谷干城、海軍少將赤松則義等を従て、薩摩の健兒三千を率ゐて長崎から將に出發しようとした。英米二公使は之を聞きて異議を唱へ、廟議も亦之を遏めようとしたが、西郷は之を肯かずして出發した。政府も止を得ずして出兵に決し駐清公使柳原前光をして、清國に出兵の理由を告げて諒解を求め、又別に使を厦門に遣はし臺灣を管轄せる閩浙總督に就きて他意なきことを告げしめた。

既にして西郷都督は臺灣南端の都會たる恒春から上陸して、諸蕃を追討し、本營を龜山に置いて益剿討の計畫を立てた。

此の時に當り、清國は我が出兵に對して異議を唱へた。參議兼内務卿大久保利通は大命を奉じて北京に至り、恭親王等の全權と會商したが、議が諧はない。よつて利通は最後通牒を發して、十月廿六日を以て國旗を捲いて歸朝しようとした。此に於て駐清英公使トマス・ウエードが日清の衝突は自國の貿易に大影響を與へることを憂

へ、兩者の間に立ちて調停し、結局清國は我が出兵を認め、賠償金として五十萬兩(我が當時の金にて七十七萬餘圓)を我に納むることとし、此の年冬征臺の軍は凱旋した。

此の出兵の爲めに費した我が將士の生命と戦費とは、到底前記の賠償金では償ふことは出来ないが、此の爲めに我が政府の強盛なる武力に感じて、英佛兩國は横濱に駐割せしめて居つた千五百人宛の兵士を撤退した。

此に於て政府は琉球藩に諭して、今後は在來の如く支那へ進貢することを停止せしめた。

2、琉球の所置

明治四年の廢藩置縣の際琉球の處置も亦定められた。是より先、琉球は慶長年間以來、薩摩に通聘し、薩摩からは那覇に役所を置いて居つたが、琉球はまた支那とも通聘して兩屬の有様であつた。廢藩置縣の際我が國にてはこれを鹿兒島縣に編入

し、國王の入朝を促した。此に於て明治五年九月國王尙泰は使臣を遣して入朝せしめた。(挿畫の解説参照)朝廷よりは尙泰を琉球藩王としてこれを華族に列した。

後明治八年に至りて朝廷からは使を遣はし、琉球が従前外國と締結した條約を收めて外務省に保管し、十二年四月に至りて藩を廢して沖繩縣を置き、藩王を東京に召した。清國政府はこれを聞きて不満を懷き、將に紛議を起さうとしたが、會來朝した米國大統領グラント將軍が其の間に斡旋して事なきを得た。併し日清戰役後までは精神的には琉球は日支兩屬の有様であつた。

(四)朝鮮と修好條約を結ぶ

朝鮮は徳川時代に於ては、將軍の代替り毎に使節を我國に遣はして居たが、家齊以後其のことが止んだ。爾後我が國は幕末多事の際であるし、彼も亦内外多端で交通は中絶して居つた。明治元年に至り我が政府は對馬藩主宗重正を朝鮮に遣はし、王政復古の事を告げ、舊好を修めさせようとした。朝鮮にては當時國王幼冲で大院

君が政を攝して居たが、頑固にして時勢を知らず。且攘夷思想が強く先に佛艦を退け、米艦を撃つて以來、外夷怖るゝに足らずと言つてその態度が頗る驕慢であつた。我が國書中に「登極」だの「詔勅」等の文字ありて、其の様式が新幕府の時と違へるを難じて、國書を斥けて受けない。而も我國が近來歐米の文物の採用するのを見て、夷狄の俗に化するものとし、我が國を侮辱する文を公示し、屢我が體面を傷つけるが如き舉動を敢てして憚らなかつた。

其の後我が國からは使を遣して之を諭したが之に應じない。明治六年三月外務卿副島種臣全權大使となり、曩に締結した日清條約を携へ、交換の爲めに清國に行つた時、朝鮮は清國の屬國であるか否かを確かめ、其の屬國でないと言ふ言質を取りて還り、征韓献白書を上り、參議西郷隆盛も亦不問に附し難いとて、「朝鮮の無禮に對して妄りに兵を出すは宜しからず。先づ此方より大使を遣はして彼の過を覺らしめ彼猶聽かずんば乃ち問罪の師を出すべきである。其の大使には不肖自ら之に當らん」

と主張し、また板垣參議に書を送りて其の終りに次の如くに云つた「副島君の如き立派の使節は出來不申候へ共死ぬる位の事は相調可^{と、の、ひ}申と奉存候間宜敷奉希候、云々。」參議後藤象二郎・板垣退助・江藤新平等も之に賛し、廟議既に大使派遣に決し、其確定は歐米に派遣した岩倉大使一行の歸朝を待つて定むべきことゝなつた。これ岩倉大使一行が出發前、國家の大事は一行の歸朝後に決することに約束が出來て居つたからである。

明治七年の九月岩倉大使の一行は足かけ三年の日子を費して、西洋諸國の視察を終へて歸朝し、十月十四日閣議を開いた。岩倉・大久保・伊藤・木戸等は、西洋の文物や其の武備の壯觀を目撃して歸つたのであるから、我國も亦大に内治を急にし國力の充實を謀らねば到底列國と伍することを出來ぬと主張し、大隈參議等文治派のものは之に賛し、茲に征韓・非征韓の二派に分れて大に論議を重ねた。十八日三條實美は爲に病を得、岩倉具視之に代りて議を決し二十三日御沙汰がありて征韓論は破れ

た。隆盛等の五參議は其目的を達することが出來なかつたから、遂に官を辭し、袂を連れて野に下つた。此に於て人心恟々たるものがあつた。他日佐賀・熊本・鹿兒島等の暴動の相次ぎて起つたのも、大久保利通の島田一郎等に暗殺されたのも、皆此の爲めである。

征韓論の破裂後、引續いて起つた内亂の爲に對韓交渉は一時中止したが、明治九年二月になつて漸く解決するに至つた。夫は八年九月に我が軍艦雲揚號が牛莊に至る航路を測量して朝鮮沿海に至つた時、薪水が缺乏したので、端艇を派して漢江を泝らせた。會永宋島の砲臺から砲撃された。艦長井上良馨は同日砲臺を攻撃してこれを占領した。報が我が國に傳はるや、國民の上下切齒扼腕し征韓の議がまた天下に喧しくなつた。我が國は參議、開拓使長官黒田清隆を全權辦理大使とし井上馨を副使として、朝鮮に至り、其曲を責め、此の機會を利用して修好條約を結んだ。これを江華條約と云ひ、此の條約により我が國は朝鮮國釜山の外に元山津、仁川の三

港を開くの約を結び、花房義質が公使に任ぜられ、十三年四月から朝鮮に往つた。是より彼我の關係が漸次密接となつた。

二、挿畫解説

（一）琉球の使臣上京の途に就く

此の繪の原圖は未だ考へ得ない。首里城の城門である。今迄は支那に朝貢して居つた琉球王が明治の新政を賀する爲めに明治五年九月王子と使臣とを遣はして上京する所である。守禮の國の額は今はないが、かゝる意味の石碑が城門の附近に今も二三立てゝあつたと記憶する。附近の樹木は如何にも暖國らしい氣分があるが、石垣の様子は大分違ひ、石灰岩を奇麗に削りて積んであるのである。

第四十七 外交の進歩と社會の變遷

一、解説

（一）外交の方針確定す

朝鮮支那との修交は、前述の如く復舊して善隣の趣意が漸次徹底したが、是と同時には歐米諸國との關係も親善されて來た。是より先維新の大號令が發せらるゝと間もなく、朝廷は世界の氣勢に鑑み、諸外國と和親を謀るの方針を定め給ひ、自今歐米の諸國を遇する漢土同様の待遇をなすべしと令されたから、固陋のものは之を憤慨して、外國人を傷けたものも少くなかつた。（参考参照）

併し朝廷は、かゝる攘夷的の暴舉にも關せず、明治元年、太政官の中に外國官を置き嘉彰親王を事務總裁とし二月を以て在京の各國公使に謁を給ひ、益々國際親善の實をあげ給ふた。此の時謁見したのは英公使パークス、佛公使レオン・ロシユー、

和蘭代理公使ボルスプロックの諸氏であつた。(参考参照)

爾來政府は銳意外國との關係に注意し、明治三年には公使(此の時は辨務使と云ふ)を英國及アメリカ合衆國に遣はした。即ち鮫島尙信が英國駐劄仰付けられ、獨乙(普魯士)及佛蘭西兼擔を命ぜられ、米國には森有禮が駐劄せしめられた。かくして人民も漸次外交の事に慣れるに至つたのである。

(二)岩倉大使等歐米諸國に遣はさる

明治四年右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文等を副使として、歐米諸國を巡遊せしめた。其の目的は安政元年に米國等と結んだ假條約は、百七十一ヶ月の後双方協議の上改正する約であつたので、明治五年は即ち之に相當するから、我國に不利な點の改正を圖ること、歐米先進諸國の文物制度を視察せしめ、以て我が新政の參考に資せしめようとするにあるのである。一行は各省から九名(侍從長東久世通禧、司法卿江藤新平、文部大輔

田中不二麿、司法大輔佐々木高行、大藏少輔吉田清成、陸軍少將山田顯義、戶籍頭田中光顯、造船頭肥田濱五郎、東京府知事由利公正)の理事官と隨行者とを合せ其數約五十人、十一月東京を發し、米國を経て英・佛・蘭・普・露・伊・澳等の諸國を巡廻し各其の主權者に謁したが、佛伊を除く外至る所大歡迎を受けた。殊に米國では皆始めての洋行の事として頗る勝手が違ひ、其の歡迎席上では色々な赤毛布式を發揮したが、何れも大持ての有様で、米人は日本を開いたのは我國であると云つて大に歡び、其の國會は曾て下關攻撃の時取つた償金の非を議して、盡く之を返さうとさへした。(後これは明治十六年に我國に還付され我が國も亦朝鮮からの償金を返した)英國では造船場・造車場・製鐵工場等で大歡迎宴が催され「日本の開化は旭の如し」と稱した位、和蘭は已に舊幕時代からの貿易國であり、且つ幕末には蘭學が盛に興つた爲、一行中蘭語を解するものゝあるを聞き、極東に斯くの如き國があるかと云つて感涙にむせぶ者もあつた。普魯士では彼の鐵血宰相ビスマークが全盛の時で、

大に之を歡待し、英・佛等が南東洋の諸國を虐待してゐるに反して、我國のみは貴國の友邦であると云つた。埃國では丁度萬國博覽會の開催中であつて、我國からも出品して居つたので頗る名聲が高かつた。露國は隣接せる國であると云つて大に厚待したが、佛國は普佛戰後革命が起りて、共和制を施して居り、且つ我國が曾つて基督教徒を虐待したとて、餘り願みず、伊國も亦然り。殊に羅馬法皇の如き宗教の敵として願みず。西、葡の二國は内亂があつたので行かなかつた。一行は斯の如く國交を重ね、文物制度視察上大に得る所があつて、翌年六月歸朝したが、當初希望した條約改正の協議は、米國で其の談判を開始して見たが、思ふ様に行かぬから中止し、何れ日本に於て改めて其の談判をすることとし、其他の國々では談判を開かずして歸つて來た。

大使一行の歸朝するや、明治の新政に非常の効果を與へ、西洋の文明を輸入して我が内治の改良には非常の力があつたのである。

（三）もろくの制度改善せらる

岩倉大使の歐米に派遣せらるゝや、留學生の從つて行つたものが少くない。これ推古天皇の朝の留學生が小野妹子に從つて留學し支那の文明を視察研究し歸つて大化の新政に貢献した如く、此の時の留學生等の歐米の文明を視察研究して歸つて、明治の新政に與つて力があつたのである。留學生はひとり男子のみならず十數歳の少女（今の津田梅子、瓜生繁子、大山捨松子の如き）もあつて、これ等のものは彼の地に渡りて教育を受けて歸り、其の結果として諸制度の改善せられたものが少くない。

1、學制

維新前には士は藩學に入りて漢學を學び、普通の人には寺子屋又は手習師匠に就きて讀書算の初歩を學ぶに過ぎなかつた。明治の初に於ても、之を繼續して居つたが廢藩置縣の結果、文教の權も中央政府に移つたから、明治四年文部省を置いて、教育の統一と普及とを謀らせた。翌五年八月二日文部省は學制を布き、全國を八大學

區、二百五十六中學區、五萬三千七百六十小學區に分ち、各學區に夫々大中小學校を設けさせた。これやがて「邑に不學の戸なく、家の不學の徒なからしむ」る御趣意に外ならなかつた。本學制は形は大體佛蘭西の學制に準據したものであるが、内容は英米の夫に則つたものである。而して別に師範學校を東京に設け、米人スコットを聘して教員を養成する所とした。これやがて東京高等師範學校の前身である。小學校は各學區にて創立順に番號をつけて、創立を獎勵した。

2、徴兵令

兵制は明治元年閏四月十九日、諸藩の石高に應じ陸軍を編成し、京畿常備兵（一萬石に十人）藩地豫備兵（一萬石に五十人）を置かしめたが、三年十一月十三日に至り、徴兵規則を頒ち、府藩縣をして士、卒、平民の別なく、一萬石につきて五人を選ばせ、翌年正月より順次之を出させた。是即ち國民皆兵の古制に復したので、之を主張したのは山縣有朋である。

曩に廢藩置縣の行はるゝや、東京在屯の御親兵は薩・長・土の三藩から徴したから兵權が此の三藩に歸し、中古に於ける源・平二氏の如くならんとする虞があつたので、有朋は此の親兵を廢し、國民皆兵を主張し、『今の軍隊は銃隊組織で唯上官の命令の下に進退すればよい。また古の如く刀槍を用ゐる個々に格闘するの必要がないから、之を操練して精兵とするには其間士でも庶民でも別がない。』と西郷隆盛も是に同意したのである。即ち五月二日兵部省を分けて陸軍・海軍の二省とし、山縣有朋は陸軍大輔となり、河村純義は海軍少輔となり、各其の主腦となつた。此に於て全國皆兵の實が行はれ、此の年十一月全國徴兵の制を定め、翌年一月徴兵令が發布せられた。此に於て全國壯丁は、皆兵役に服するの義務を有し、昔の武士といふ特殊の階級が全く跡を絶つようになつた。

（四）社會の面目一新す

明治の初は諸の制度が改正せられたが、次にあげる様なものは其の主なるもので

ある。

1、交通機關

(イ)郵便 維新前には飛脚屋なるものがあつて書狀等の運送を掌つたものであつたが、明治元年驛遞規則を設け、次て四年三月には文書往復取次の事業を政府の事業とし切手貼用の法を定め、先づ東西兩京の間に信書の配達を開始し、翌五年之を全國に行つたが、此の時は距離と重量とによつて價を異にした。六年三月に至り新に郵便規則を設け、國內は距離の遠近に係はず、重量によつて額を定め等一の切手を貼らせる事とした。此の年十一月より郵便はがきを發行し、八年一月より爲替取扱を開始し、四月より郵便貯金をはじめ、十年三月には萬國郵便同盟に加盟した。

(ロ)電信 明治二年十二月二十五日から開始した京濱間十八哩を最初とする。即ち横濱裁判所東南傳信局と東京鐵砲洲運上所門の右側の傳信局とにて受付け、

代銀かな一字に就き銀一分と定められた。後漸次各地に延長し、五年十一月には早くも長崎迄開通した。十一年には築地に中央電信局が出来た。

(ニ)鐵道 鐵道は明治五年九月十二日を以て開通した京濱間を以て最初とする。其軌幅は我が國の鐵道は大陸の鐵道と連絡運輸をすることが出来ないのと、平地が少いとによつて、其軌幅を三呎六吋の狹軌式を採用したのは惜かつた。次て明治七年五月には、神戸大阪間開通、十年二月には京都迄開通し、東海道が全通したのは二十二年十月であつた。

(三)海運 明治二年三月東京大阪に回漕會社を設けて、汽船を以て運送をはじめた。此の會社は各藩所有の汽船を預つて營業をしたのであつたが、明治四年に驛遞局の管轄となつて、郵便蒸汽船會社と云つた。此年岩崎彌太郎が三菱會社を起し、土州藩の持船を以て前記の會社と競争を試みて之に勝つた。そこで更に明治十五年には政府保護を得て共同運輸會社が起り、三菱會社と競争したが、明治十八年

に合同して日本郵船會社となつた。

(ホ)電話 電話の開通は餘程後れて明治二十三年である。

2、風俗の變改

社會の階級には今迄の士農工商を廢して華士族平民としたが、今迄は平民には苗字のないものもあつたが、明治三年九月悉く苗字を附けることを許し、四年八月には華族平民の婚を通ずることを許し、次て散髮、脱刀の風が行はるゝに及び、明治五年には西洋風の禮服の制を定めた。こゝに於て中古以來の衣冠束帶等は祭服となつた。

3、曆法の改正

從來我が邦にて使つて居つた曆は、支那の曆法によつたもので、閏月があつて、閏年には一年が十三ヶ月となり、一年に長短がある事となり、諸官省等に於て、豫算を編成する場合に、不都合が少くないから、是も西洋諸國と共通するものを採用

せんとて、明治五年十二月太陽曆を行ひ、此月三日を以て直に六年一月一日とし、一晝夜十二時の計算を改めて二十四時間とし、且つ大祭祝日を推歩換算して現時の如く之を定めた。即ち正月元日であるべき紀元節が二月十一日となり、九月二十二日なる天長節が十一月三日となつたのは其の結果である。

又一六日の休暇を廢して日曜日休日とした。翌六年一月からは、今迄の五節句を廢した。

(五)新舊思想の衝突

明治維新の初は、政治に於ても社會に於ても其の變化が頗る急激であつた爲めに意見を異にするものが、相分れて争ふに至つたことが多く、此の大變化の反動として守舊のものは新制度を呪ひて内亂を起したものとさへあつた。殊に征韓論破裂以來薩州出身の陸軍少將桐野利秋、篠原國幹等も亦職を辭して國に歸り、朝野相反目して其の鬱勃たる氣は諸所に爆發した。

1、佐賀の亂

明治七年二月には佐賀に於て内亂が起つた。さきに征韓論の敗るゝや、江藤新平の郷里佐賀の士族等は征韓黨を組織して新平を首領と仰いだ。佐賀には別に藩士の島義勇の率ゆる憂國黨と稱する新政に反對せる黨派があつた。此の二黨は相共に内亂を起し縣廳を襲ひ縣令岩村高俊を追ふた。茲に於て參議内務卿大久保利通は身は文官でありながら、親ら陸軍少將野津鎮雄、山田顯義等を率ゐて之を追討した。翌三月江藤等力盡きて、逃れて鹿兒島に至り、西郷隆盛に據らうとしたが、隆盛は應ぜなかつたから、日向から伊豫に渡り高知に入りて板垣に頼らうとして、遂に捕へられ、義勇も亦鹿兒島にて縛に就き、二人共に佐賀にて梟せられた。

2、熊本、萩の亂

江藤新平の亂後は、不平の徒は自重して容易に事を擧げなんだが、明治九年の秋になつて熊本に於て又々内亂が起つた。是より先熊本には大野鐵平(大田黒伴雄と

も云つた)加屋齊堅等が新制度の採用を喜ばず、又對韓政策の優柔や、樺太千島交換の屈辱等に憤慨し、政府鞭撻の爲めに黨を樹て、神風連と云つた。是等の徒は、縣令安岡良亮の急激なる施政を怒り、十月二十四日夜市内各所に火を放ち、急に熊本鎮臺や縣廳を襲ひ、司令官種田政明や安岡縣令を害した。併し此夜賊の首領も官兵の爲めに討たれたから、事が遂に成らなかつた。此の時筑前秋月藩の中にも兵を起して之に應ぜんとしたものがあつたが、久しからずして平定した。

時に前兵部大輔前原一誠も、亦政府の諸公と意見が諧はないで辭職して郷里山口にあつたが、舊藩士の守舊派と謀り、萩の明倫館に據りて兵を擧げて熊本の神風連に應じた。そこで陸軍少將大山巖、同三浦梧樓等が命を奉じて之を討つたから、幾もなくして平定し、前原は出雲に逃れて後捕へられて斬に處し、事が平いだ。

3、鹿兒島の亂

(イ)隆盛等私學校を興す。征韓論の破裂後西郷隆盛は職を辭し、直に郷里鹿兒島に

歸つたが、遊獵に日を送り全く世事に關しなかつた。此の時陸軍少將桐野利秋、同篠原國幹等をはじめ、鹿兒島出身の武官も亦職を罷めて歸るものが多かつたが、是等のものは舊城内に「私學校」を建て子弟を集めて精神教育を行ひ、師弟共同して鋤を取り北方の吉野村の原野を開墾し、筋骨を鍛え、以て他日の用に供へんとした。隆盛も亦時に來りて之を監した。此の學校は必ずしも課程を設けなかつた。隆盛も亦時に來りて之を監した。此の學校は必ずしも課程を設けなかつた。教師を備ひて孫子、左傳などの書を講じた。學校の精神は隆盛の書いた「要約」と稱するものに盡きて居る。

一、道同く義協ふを以て時に集合す。乃ち益其理を研究し道義に於ては一身を顧みず必ず踐行すべし。

一、王を尊び民を憐むは學問の本旨たり。乃ち此理を究め王事民義に於ては一意難に當り、必ず一門の義を立つべし。

此學校は其勢が頗る盛んで、生徒は日々に増加し千を以て數へ、支校を設くるこ

と十三ヶ所。少壯のものは私學校生徒でないといふ位で、縣令以下役人悉く私學校黨で、是等の徒は隆盛を呼ぶに先生を以てし、共に死生を誓つた。佐賀・熊本の暴動の起つた時に、此の私學校の過激のものも亦起つたが、隆盛固く之を制して止んだ。

(ロ)私學校の徒兵を擧ぐ、隆盛等の鹿兒島に歸るや、大久保利通を中心とせる當時の政府者は常に疑懼の眼を以て視て居つた。會明治十一年一月に政府は鹿兒島にある陸海軍所轄の彈藥を大阪に移さうとした時、私學校の徒之を見て意平かならず、彈藥を奪ひ、且つ櫻島にある海軍工廠をも掠奪した。而して鹿兒島出身の警部等の歸省したのを見て、これ政府の犬であるとして之を捕へ、桐野・篠原を始として別府晋介、村田新八等は兵を擧げ隆盛を擁して、政府に尋問する所ありと稱して一萬五千の健兒を率ゐて鹿兒島を出發した。時は二月十五日である。陸軍大將隆盛の東上であるから、縣令大山綱良は十五萬圓の官金を支出して軍資に供

した。熊本藩士池邊吉十郎等千有餘人も起つて之に應じた。越えて七日賊は早くも熊本城を圍んだ。熊本鎮臺司令長官谷干城は三千五百の寡兵を以て固く守りて屈しない。

報を得て朝廷にては隆盛、利秋、國幹等の從來有した官位を悉く褫奪し、有栖川宮熾仁親王を以て征討總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍中將河村純義を參軍とし、之を討たしめらる。別に元老院議官柳原前光及び陸軍中將黒田清隆を薩摩に遣して旨を島津久光其子忠義に諭して、鹿兒島の砲壘及造船所を毀たしめ、尙縣令を交送し、黒田中將は別働隊(陸軍少將山田顯義之に長たり)を率ゐて八代に上陸して背後から賊を討つた。

(ハ)田原坂の戦。官軍と賊軍とは肥後の北部で衝突したが、二月末には官軍は進んで高瀬を取り、進んで木葉を抜く。賊軍退いて田原坂の險に據り、壘を各處に設けて之を防ぐ。官軍は三月四日から之を攻めた、田原坂は九州北部地方から熊本



第四十七 外交の進歩と社會の變遷

熊 本 城
平野へ出る要衝に當るのであるから、賊軍はこゝを先途と戦つた。されば白兵戦が屢起り、兩軍の死傷頗る多い。然るに官軍は新兵の補充が比較的容易で、且つ兵器も亦優秀であるに對して賊は補充が困難であるのみならず、兵器は不統一で、且つ彈藥の供給が續かない。官軍は苦戦十數日、三月二十日に至り、漸く之を占領した。

(ニ)熊本の籠城。谷司令長官は熊本城下當時の事情に照して、城を出で、賊軍を途に破るの策を採らず、城に據つ

て守るの策戦を取つた。そこで賊軍は何等の抵抗なく二月二十二日には熊本城を圍んだ。賊は市内を流るゝ川を堰き止めたから城兵は一步も外へ出られない。熊本城が一度陥落すれば、九州は全く賊の手に落ちる事は明かであるから、城兵は即ち之を死守した。其中に城中では兵糧が大に乏しくなつて、城兵の食物を制限し、非戦闘員は粟飯の粥を食つた。四月になると最早米飯は到底供給が出来ない。皆城を枕に討死と覺悟した。最後の手段として四月八日奥少佐(保章)が突撃隊を率ゐて城を出て、八代上陸の官軍と連絡を取ることにした。次で四月十四日には八代上陸軍の山川少佐(浩)は長驅して熊本に進んだから、圍が初めて解けた。城は重圍の中にあること實に五十一日であつた。

(ホ)隆盛等の戦死 賊は熊本城を攻落すことが出来なだったので、最早攻勢を取るこゝが出来ない。即ち、東上の計畫を捨て、豊後を経て日向に逃れ、隆盛は暫く同國の長井村に居つたが、八月圍を潰して鹿兒島に逃げ歸り、城山に楯籠つた。

諸道の官軍が來つて、十重二十重とこれを圍んだ。官軍は九月廿四日總攻撃を開始し、隆盛、利秋、以下三百餘人岩崎谷に戦死又自刃し亂始めて平定した。此役や兵を出すこと六萬餘、人命を損ずること約六千、軍費四千二百萬圓を費したが此戦役後中央政府の權威が確立し、また起つて反抗するものが全くなくなつた。

(六)維新の三傑

明治維新の大業を翼賛して功勞のあつた人は固より數多くあるが、中にも最力のあつたのは西郷、木戸、大久保の三士を推さなければならぬ。隆盛は清濁併せ飲む度量が大きく、且つ其の徳望が一世に高く、よく公卿諸侯の間に立ちて之を調停して大業の成就に功が多かつた。孝允は深沈にして思慮深く、表立つたことは仕ないが、岩倉具視の知囊として、あれ丈けの大改革の根柢を置いたもの、利通は見識すぐれ、よく謀りよく斷じ共に至誠國に許した人々であつた。世に維新の三傑と云はれて居る。此の三士とも此の頃相前後して喪はれたのは奇と云ふべしである。

乃ち内閣顧問木戸孝允は聖駕に従つて京都に居つたが、鹿兒島の亂が起るに及び心神過勞の爲めに病痼再發して五月二十六日京都に歿した。年四十四。彼は歐米巡視後大に感ずる所があつて着實漸進の主義を執り、常に平和論を主張した。

西郷隆盛は不幸賊名を負ひて、九月二十四日城山で滅び、大久保利通のみひとり政府に残つて居つたが、翌十一年五月麴町紀尾井阪に於て島田一郎、長連豪等の手に刺されて歿した。

二、挿畫解説

（一）岩倉大使等歐米に派遣せらる

横濱港頭の光景で、遙に見ゆるは大使一行の乗船である。外輪汽船であることに注意すること。此船は米國汽船であらう。今走つて行くランチには一行が乗つて居るのであらう。

（二）天皇京濱鐵道開業式に臨幸したまふ

當時の錦繪によつたものである。場所は新橋停車場（今の汐留驛の處にあつたもの、震災前までは此大きな建物は残つて居つた）に於ける明治天皇御還幸の光景である。明治五年の事であるから官吏は烏帽子直衣の服裝で、見物人の多くは結髪をして居るのに注意せねばならぬ。併し今日の如きアーチが設けられたことは頗る面白い。また今日の鐵道省で使用して居る工の字の徽章は此の時から定められたもので、畫に表はれて居る。

三、参考

（一）堺浦事件及四條繩手事件

明治元年二月佛船デュブレース號が堺浦附近を測量して居つた時堺の砲臺を守護して居つた土州藩士箕浦猪之吉等は之を砲撃して、佛人十一名を仆した。佛公使レオン・ロシユー政府に嚴談して其非を責め、遺族扶助料として十五萬弗を要求した。政府は止を得ずして之を與へ其の砲臺の守護者十五名に切腹を命じた。十一名のも

のが順次従容として自盡した。佛公使感歎し、乞ふて爾餘三名を宥した。これを堺浦事件と云ふ。

次で二月二十三日朝廷各國公使に謁を賜はんとした。此時英公使パークスは知恩院に館し尾州侯が之を護衛し、佛公使は相國寺に居り藝州侯が之を護衛し、和蘭代理公使ホルスプロックは南禪寺に泊つて加州侯が之を護つた。當日英公使は知恩院を出て途四條繩手通（繩手通の四條通より北）を通つて御所へ向はうとした。會十津川の浪士林田某三枝某等が拔刀して前驅の騎兵を傷けた。我が接伴の士が刀を抜いて之を斬り、罪を公使に謝し事なきを得た。よつて英公使の謁見は三月三日に延期された。これを四條繩手事件と云ふ。

（二）教授上の注意

1、本課の教材は現在の事柄と交渉が頗る多いから、教授者は此點に留意して教材を取扱はねばならぬ。殊に風俗の事に於て然りである。

2、西南地方の叛亂をはじめとして尋六と共通の教材が多いから、尋六の教科書を参照して教授することが必要である。

第四十八 立憲政體の確立

一、解説

（一）公議輿論の採用

維新以來庶政が其途につくや、立憲政體を立つるの趣意は、漸次歩を進めて來た。乃ち廣く人材を天下に求めて、公議輿論は張るは、御誓文の劈頭にも掲げられてある通り、維新の國是の一である。されば明治元年各藩より徴士、貢士を召して公議所の議員に任じ、明治二年太政官の東京に遷るや、諸藩より一名づゝの公議人を出さしめて、制度律令の事を議せしめた。これが我が國の國會の根原である。此の公議所は毎月二七日を以て會日とし、辨事大原重實が其の議長に任ぜられた。三月に

至れば、待詔局を設けて草莽卑賤の者と雖も上陳建議することを許された。此の年七月大寶令を參酌し官制が又改正せらるゝや、公議所を廢して集議院を設けた。（待詔局は待詔院と改められ、集議院に合併）明治四年七月、官制が更に改正されて、太政官内に正院、左院、右院とするや、其の左院を以て立法の事に任じ、官選の議長議員を置き、集議院を之に隸屬せしめた。かく立法の施設は漸次進んだけれども議員の多くは官選であるから、全くの公議輿論と云ふものは得られない譯である。

其の後外國の智識の漸入せらるゝに及び、歐米諸國の政治が研究せられ、我が國に於ても亦早く國會を開きたい希望が起つて來た。征韓論の破るゝや、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等溫和の思想を懐けるものは公議公論を標榜して政府に迫らうとして、先づ「愛國公黨」と稱する政黨を組織した。これを我が邦政黨の最初とする。其の本誓（綱領）は即ち左の如し。

一、天の斯民を生ずるや之に附與するに一定動かすべからざる通義權理を以てす。斯の通義權理なるものは

天の均しく以て人民に賜ふ所の者にして、人力の以て移奪するを得ざる者あり。然るに世運の未だ開けざるや、人民動もすれば斯本然の通義權理を保全し能はざる者あり。況や我國數百年來封建武斷の制其民を奴隸にせし餘弊、未だ全く剷除せざるをや。苟も之れ由て改めざれば、我國威を掲げ、我國人の富を欲するも豈得べけんや。我輩一片の至誠愛國の心大に此に發憤するあり、乃ち同志の士と相誓ひ、以て我人民の通義權理を主張し、以て其天賜を保全せんと欲す。即ち君を愛し國を愛する所以なり。

二、我輩既に愛君愛國一片至誠の上より發憤し來りて、斯人民の通義權理を主張保全せんと欲す。然るに之をなすの道、即ち天皇陛下御誓文の旨意を奉戴し、造次顛沛、徹上徹下、唯斯の公論公議を以てし、常に盟約の旨意を遵奉するにあるのみ。

三、我等の斯の政府を視ること、斯の人民の爲め設くる所と看做すより外無るべし。而して吾黨の目的は唯だ斯の人民の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして自主自由、獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已。是即ち其君主人民の間融然一體ならしめ、其禍福緩急を分ち、以て我日本帝國を維持昌盛ならしむるの道なり。

四、我輩斯の通義權理を主張せんと欲する者は、亞細亞洲中の首唱にして固より天下の大業なり。之を期すること尋常歲月の功を以てすることを得ず。故に吾黨の士は、常に宜く其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚百挫千折するも敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心不拔の志、我輩終生の力勉焉として唯だ斯の通義權理を保護主張する者に竭盡し、死に之くも他なきを要す可し。於是遂に調印相誓ふ者如左。

本黨は明治七年一月十八日前記四氏の外由利公正、小室信夫、岡本健三郎、古澤滋の八名の連署を以て「民選議院」設立の建議を左院に提出し、これが世上に發表せられて大問題となつた。これ當時政府が動もすれば公議を顧みて專斷の行動が少くなかつたからである。其の建議は非常に長文のものであるが其劈頭には「方今政權の歸する處を案ずるに、上帝王に非ず、下人民にあらず、而して獨り有司に歸す、(中略)之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張るにあり、天下の公議を張るは民選議院設立にあるのみ、即ち有司の權に限る所ありて而して上下安全其幸福を受くるものあらん云々(下略)」と云つて居る。時に宮内省出仕加藤弘之は外國の例を引きて建議の本文を批評し、先づ府縣内に小議院を設けて効益あるや否やを試むる方がよいとて尙早論を主張し、福地源一郎(櫻痴)末松謙澄の徒も亦匿名で尙早論を唱へた。

是より暫くの間は、可否の論が天下に喧かつた。

(二)一般の政治思想進む

然るに政府は何處迄も漸進主義を採つたから、此建議は採用しなかつたが、其の精神に基づき、明治八年四月には立憲政體を立つるの大詔が煥發した。これは大事な詔勅であるから之を掲げよう。

朕即位の初、首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保安の道を求む。幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり。願ふに中興日淺く、内治の事當に振作更張すべきもの少しもせず、朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け以て、立法の源を廣め、大審院を置き以て審判の權を鞏くし、又地方等を召集し以て民情を通じ、公益を圖り、漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す、汝衆庶或は舊に泥み、故に慣るゝことなく又或は進むに軽く、爲すに急なることなく、其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれ。

茲に於て更に官制が改められ、太政官の左右兩院を廢して元老院を設けて立法府とし、朝野の名士十四名を其議官に任じ、これに地方官會議（參考を見よ）を附屬せしめ、民情を通ずる機關とし、又大審院を設けて司法權の根柢を固め行政府たる政府と共に立法、司法、行政三權分立の基礎が出来た。これは佛のモンテスキューの學說に據るものである。後更に十二年からは府縣會を開いて民間から選舉した議員を會して地方税にて支辨すべき經費の豫算及徵集方法を議せしむるに至つた。

是より先板垣退助は一旦政府に入りて參議となつたが、政府が民間の言論を壓迫するに及びて意見が政府の諸公と合はず、辭職して郷里高知に歸り、政治思想の養成に勉めた。此の頃民權自由の思想が極めて盛んで、志士の高知に集まるものが少くない。されば民權自由論の高知に於けるは恰も攘夷論の水戸に於けるが如き有様であつた。

此に於て板垣等は是等の志士と共に愛國社を組織し十一年九月より十三年三月に

至る前後四回大阪に會議を開いて國會開設の請願をすることに決し片岡健吉、河野廣中等をはじめとして八萬七千人の署名を以て提出せられ、尙各地を遊説して氣焰を上げたから、天下は潮の如くに應じて各地の政治團體から總代を出して上京し、新聞に演説に盛に時事を論じた。政府はこれを見て集會條例を發布して政談の集會を壓迫し言論の自由を束縛したから、全國の有志は大日本國會期成有志者公會を組織して、十三年十一月東京に會し國會開設の請願をなさんとした。集るもの二府十二縣に亘り、其の人は非常の多數に上つた。そこで政府はこれを府縣廳經由元老院に請願することを許して其氣焰を洩させた。

（三）國會開設の詔を下し給ふ

此の時政府の中にも文人派のものは國會の開設に賛成するものも少くなかつた。參議大隈重信の如き其の一人であつた。彼は左大臣有栖川宮の下問に對して、十五年に議員を召し十六年に國會を開くべしと答申して、憲法私擬草案をも作つて居つ

た。然るに國會開設の請願運動は尙ほも猛烈に起つて止まないから、明治十四年十月には明治二十三年を期して國會を開設すべき大詔が發せらるゝに至つた。

此に於て國會開設運動は止み、人心は今度は立憲政治に必要な政黨の組織に向つた。板垣退助を中心とする國會期成同盟會の一團は十月十八日より江東井生村樓に會して自由黨創立の議を進め、板垣退助を總理に、中島信行を副總理に選み、同時に大阪にては立憲政黨が組織されて、中島信行を總理として自由黨と氣脈を通じた。

翌十五年三月には豫て野に下れる大隈重信を中心として、去年大隈と共に辭職した人々等相會して立憲改進黨を組織し、大隈重信を其總理とし、河野敏鎌を副總理とした。

此に於て二大政黨が表はれ、民間の政客、自由黨に入らなければ、改進黨に入つた。此等の二黨は共に政府に反對して政黨内閣を組織せんとするものである。併し

自由黨は佛國に倣ひ、改進黨は英國流に従ひ議院制度を立てようとするものである。

以上の二黨に對して保守主義を懐ける黨派が出来た。これを立憲帝政黨と云ふ。これは丸山作樂、水野寅次郎、福地源一郎等の設立する所で、民權自由の説に反して政府の辯護を以て任じて居つた。

此の頃は政黨の運動が大に盛んで、此の年四月板垣退助が東海道遊説の途に上り静岡を経て岐阜に至り、四月六日岐阜公園に於ける歡迎懇親會に臨み神道中教院の會場で、相原尙裝の爲めに其の胸を刺された時「板垣は死すとも自由は滅びず」と絶叫し、愛知交親社員や、加納の志士も來りて板垣を警衛する有様であつた。

かく諸種の政黨が相次いで起つたが、政府は集會條例等を勵行してこれを壓迫したから翌十六年九月には帝政黨が先づ解散し、自由黨にも内訌が起つて十七年十月大阪に於て國會開設大詔三週年記念日に當りて解黨し、板垣をして「我が墳墓をして秋草茫々の裡に湮滅せしめよ」との言を發せしめた。改進黨も大隈重信が總理の

職を辭し、是より政黨は國會開設まで極めて振はない有様であつた。

(四)内閣の制度をはじめ

1、憲政の準備

國會開設の大詔の既に煥發したから、其の準備の爲めに十五年三月參議伊藤博文は命を奉じて西園寺公望、伊東已代治、平田東助等を従へ、歐洲に至り各國の憲法に就き、其の沿革及實行の狀況、國會の組織并に諸制度を取調べた。伊藤等は主として獨逸に留まつて、ベルリンのグナイスト、オーストリヤのスタイン等の碩學に就きて誨を受けて、十六年八月歸朝した。

翌十七年三月には伊藤博文は宮内卿を兼ね、省内に制度取調局を置き、七月には華族令を發布し、公侯伯子男の五爵を定め、公卿は五攝家及三條、岩倉を公爵に、清華を侯爵に以下家格に應じて伯子男爵を授け、諸侯には維新の元勳たる薩、長二藩及徳川宗家に公爵を、其他大藩(前田以下凡四十萬石以上)主に侯爵、中藩(十萬

石以上)主に伯爵、小藩主(一萬石以上)に子爵を授けた。其他文武の勳功あるものも亦新に華族に列せられ、木戸、大久保の後は侯爵に、他の維新の功臣は伯爵以下を授けられ、在野の元勳たる板垣、大隈、後藤等も亦恩典を賜ひ華族に列せられて伯爵を授けられた。これ等は將來上院に列すべき議員の候補者を造つたものである。

2、内閣制度の創設

明治十八年十二月太政大臣三條實美が職を辭した。此に於て官制が改められ、在來の太政官制度を廢して、歐洲諸國に倣ひ内閣を置き、内閣總理大臣以下外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の十大臣を置き、各大臣は入りては内閣に列し、出でては各省の長官となり、所屬の政務を統轄することゝなつた。而して宮中に内大臣、宮内大臣、宮中顧問等を置き、三條實美は内大臣に任ぜられ、其他の元老は大概宮中顧問に任ぜられた。